

平成21年度 業務実績報告書

平成22年6月

独立行政法人国際協力機構

総務
JR
10-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成21年度の業務実績についてまとめたものである。

目次

I. 総括

1. 国際的課題解決の最前線機関としての J I C A の役割と期待…	1
2. 政府の重要政策課題への貢献…	1
3. 新しいビジネスモデルに向けた取組…	2
4. 公正かつ効果的な組織・業務運営への取組…	4
5. 国民の期待に応える組織業務運営を実現するために…	5

II. 平成 2 1 年度業務実績

<要約>…	8
<小項目毎の実績>	
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 組織運営における機動性の向上	
小項目 No. 1 組織運営の機動性向上…	15
(2) 業務運営全体の効率化	
小項目 No. 2 事務手続きの効率化…	30
小項目 No. 3 経費の効率化…	40
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 統合効果の発揮	
小項目 No. 4 統合効果の発揮…	44
(2) 事業に関する横断的事項	
小項目 No. 5 効果的な事業の実施…	50
小項目 No. 6 外務大臣からの緊急の要請への対応…	69
小項目 No. 7 情報公開、広報…	70
小項目 No. 8 環境社会配慮…	77
小項目 No. 9 男女共同参画…	84
小項目 No. 10 事業評価…	88
(2) 各事業毎の目標	
(イ) 技術協力（法第 1 3 条第 1 項第 1 号）	
小項目 No. 11 技術協力…	94
(ロ) 有償資金協力（法第 1 3 条第 1 項第 2 号）	
小項目 No. 12 有償資金協力…	103

(ハ) 無償資金協力（法第13条第1項第3号）	
小項目 No. 13 無償資金協力	111
(ニ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）	
小項目 No. 14 ボランティア事業	116
小項目 No. 15 NGO等との連携、国民参加支援	124
小項目 No. 16 開発教育支援	132
(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）	
小項目 No. 17 海外移住	138
(ヘ) 災害援助等協力（法第13条第1項第6号及び第2項）	
小項目 No. 18 災害援助等協力	142
(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）	
小項目 No. 19 人材養成確保	147
(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）	
小項目 No. 20 調査及び研究	150
(リ) 受託業務（法第13条第3項）	
小項目 No. 21 受託業務	154
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）	156
4. 短期借入金の限度額	
小項目 No. 23 短期借入金の限度額	164
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
小項目 No. 24 重要な財産の譲渡等の計画	165
6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
小項目 No. 25 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	167
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	
小項目 No. 26 施設・設備に関する計画	168
(2) 人事に関する計画	
小項目 No. 27 人事に関する計画	170
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 （法第31条第1項及び法附則第4条第1項）	
小項目 No. 28 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	174
(4) その他中期目標を達成するために必要な事項	
小項目 No. 29 監査の充実	176

小項目 No. 30 各年度の業績評価.....	179
<資料編>	
1. 独立行政法人国際協力機構の概要.....	181

I. 総括

1. 国際的課題解決の最前線機関としてのJICAの役割と期待

(1) 相互依存・グローバル化の時代における開発援助及び機構の役割

現在の国際社会は、相互依存、グローバル化の時代にあり、富の偏在、金融・経済危機、貧困等が世界規模に影響を与えうる。一方、アジア諸国の成長が日本の成長にも寄与するなど、国際社会の健全な発展は、資源・食料・市場等が限定的な日本の発展と豊かな社会の実現のために必要であり、国際的課題解決を図る手段としての開発援助は「慈善活動」ではなく我が国を含む世界の共通利益追求のための「手段」である。現政権の政策においても国際社会の課題解決への貢献等が掲げられており、その中で国際的課題の解決に最前線で取り組む機構の役割は大きく、その取組は、我が国の国際社会への貢献、ひいては我が国自身の平和と発展に不可欠である。

(2) 機構の知見・ネットワーク等の動員による開発途上国の発展への貢献

機構は、我が国の政府開発援助（ODA）の実施機関として、アジアを中心に技術協力、有償資金協力、無償資金協力^(注)を実施し、各国の経済・社会インフラの整備、各種の制度的枠組の構築・改善、人的資源・能力の強化、教育・保健の向上等に貢献してきた。開発途上国において政策制度から現地のきめ細かな状況に至る総合的な視点を以って課題を把握・分析し、解決を図るための知見を蓄積し、また、開発途上国や国際機関・他ドナー等との間で幅広いネットワークを形成してきた。同時に、日本国内の各地方に配置されている機構の拠点等における地方自治体・NGO・大学・経済界等との幅広いパートナーシップを通じ、開発援助に国内リソースを適切に結びつけ、開発課題の解決において重要な我が国の技術・知見等の活用を図ってきた。これらにより、開発途上国の自律的な成長及び民間企業を含む多くのリソースの海外展開を促すこと等を通じ、現在のアジア諸国をはじめとする開発途上地域の発展・成長、日本の国際的地位向上や活性化に寄与している。

(注) 平成20年10月の国際協力銀行海外経済協力業務との統合以前は、有償資金協力は国際協力銀行、無償資金協力は外務省が実施。

22年6月に発表された機構に対するOECD（経済協力開発機構）のDAC（開発援助委員会）対日援助審査の中で、技術協力から資金協力まで包括的な支援を提供できる機構の実施体制や、現場レベルでの援助協調への積極的な参画の優良事例等が高く評価されている。

2. 政府の重要政策課題への貢献

機構は、政府の重要政策課題に対応すべく、21年度は、金融・経済危機におけるアジア支援、気候変動対策、アフガニスタン・パキスタン支援、アフリカ支援等を重点分野として積極的に取り組んだ。

金融・経済危機、気候変動等は、我が国にも直接の影響を及ぼしうる課題であり、我が国とし

て国際社会の中で協調しつつ積極的に対応する責務がある。機構は、金融危機及び世界経済の後退のアジア各国の金融市場や実体経済への影響等が顕在化しつつある中、アジア諸国に対して、政策・制度や行政の改善、金融・経済危機に対応するため内需拡大や社会的弱者への予算支出の確保又は拡大への取組に対する支援等を実施し、金融・経済危機による影響の軽減・回復に貢献している。また、気候変動対策への取組について、21年9月に発表された「鳩山イニシアティブ」等を受け、開発途上国の実施する太陽光発電等の温暖化ガス削減に資するインフラ整備、気候変動対策に係る政策制度改善、組織的・人的能力強化等に対する支援を積極的に実施した。

また、一地域の不安定や貧困の拡大が、テロや紛争を含め、国際社会に重大な影響を及ぼす現代において、アフガニスタン復興支援及びアフリカ支援等は我が国としても重要な課題であり、機構としてこれに積極的に取り組んだ。アフガニスタンに対しては、治安の改善、経済や生活の基盤となるインフラ整備、農業・農村開発、教育及び保健・医療等の基礎生活分野に対する支援を推進した。これらの取組により、結核有病率が大幅に減少、米の収量が大幅に増加する等の成果が出ている。21年度は「テロの脅威に対処するための新戦略」を受け、カブール首都圏開発に向けた道路や水資源開発に係る調査を開始した。アフリカ支援については、成長の加速化、人間の安全保障の定着、環境・気候変動対策への支援を重点的に実施し、対アフリカODA倍増といった我が国政府の国際公約の実現に向け積極的な案件形成に取り組んだ。また、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）で採択された「横浜行動計画」について、21年度末時点で、我が国として「インフラ」及び「水と衛生」分野における横浜行動計画の目標値をほぼ達成するなど、機構はその目標達成への進捗に貢献した。

同時に、中東地域やアフリカ諸国等、不安定な地域における活動が増加する中、現地で活動する機構職員、専門家、ボランティア等関係者の安全確保への取組を強化することが益々重要となっている。機構は、安全に関する情報収集・分析と発信、事故等の適時な報告と対応のための24時間緊急連絡体制の整備、関係者に対する安全指導・研修等の安全対策に取り組んでいる。アフガニスタン等極めて危険度の高い地域においては、活動拠点の武装警護、防弾車の配置増強等も行いつつ、活動を展開している。

3. 新しいビジネスモデルに向けた取組

(1) 開発援助の戦略性向上に向けた取組

統合以来、機構は、援助効果の最大化を実現すべく、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策制度からその実現のための個別事業の実施までを対象とし技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等に取り組んできており、統合のシナジー効果が着実に実現してきている。

例えばインドネシアにおいては、気候変動対策のための政策・制度改善とその実施のための複数のプロジェクトへの支援を一体として扱いつつ、その共通の目標、成果、目標達成のためのシ

ナリオ（複数のプロジェクトの実施計画等）から構成される協力プログラム（「気候変動対策支援プログラム」）を形成し、機構の主導の下、国際機関や他ドナーとも連携・協調しつつ支援を推進している。アフリカやメコン地域における広域運輸事業等、その他の地域・国や課題においても同様の活動を展開している。

（２） 開発パートナーシップの促進

グローバル化が進む中、国際社会において非政府部門の活動が拡大し、また、開発援助の分野で新興ドナーが台頭してきており、我が国が国際社会に対して貢献するに当たり、機構として、国内外の幅広いパートナーとの協調・連携が益々重要となっている。

こうした点も踏まえ、機構は、草の根技術協力等を通じたNGOや地方自治体等とのパートナーシップを推進している。また、我が国民間企業の知見や技術等を開発援助の場に活かすべく取り組んでおり、21年度はPPPインフラ事業形成促進のための民間提案型の協力準備調査を開始し、BOPビジネスとの連携促進に向けたあり方の検討を行う等、民間企業との連携において新たな取組を積極的に進めた。個別事業においても民間連携の視点を取り入れ、例えば、カンボジアの港湾整備事業では、民間企業の要望を汲み上げることにより、投資環境整備の効果を向上させる等の取組も実施している。

また、各地域・国において効果的に開発援助を実施するため、国際機関や他ドナーとの間で常時の対話や協議を通じて、案件レベルでの連携のさらなる充実を図るとともに、地域・国レベルで支援の方向性に関する協議等を積極化し、戦略的な連携の枠組み作りへの取組を強化した。援助協調が進む中、機構として研究所機能も活用し開発援助の潮流づくりに貢献するとともに、韓国、中国、タイ等のアジアの新興ドナーの活動が活発化する中、これらの新興ドナーとの間で関係を深化させ、また、開発援助に係る国際的枠組との橋渡しをするべく取り組んでいる。

（３） 開発援助の一層の効果向上に向けた課題

開発援助の戦略性を高めるため、複数のプロジェクトを一体として扱う協力プログラムを単位とした目標設定、実施・モニタリング等の各種課題について検討を進めている。引続き、その実践に向けた取組を推進するとともに、それを効果的に実施するべく機構の業務フローや部局間の役割分担の見直し等をさらに進めること、また、協力プログラムの一層の強化のため、従来のプロジェクト毎の採択に換え、協力プログラム毎の採択に向けた検討を継続し実現することが課題である。さらに、上述のとおり我が国の成長はアジア地域等国際社会との相互依存の中で実現されるものであり、機構がその知見及びネットワークを活用しつつ最大限の貢献を行うため、アジア等地域単位の支援方針の検討を進めている。

開発事業の迅速な実施に向け、協力準備調査を導入し、それにより期間短縮の効果を実現しているが、特に円借款について工事着工までの期間を短縮するべく一層の取組が課題である。また、協力プログラムの評価やインパクト評価等の導入に向けた検討等、新たな評価手法に向けた取組も進めている。

4. 公正かつ効果的な組織・業務運営への取組

公的主体、とりわけ独立行政法人全般に対する国民の見方が厳しい中、機構として、国民の幅広い理解と支持が不可欠との認識の下、行政刷新会議等の指摘も踏まえつつ、公正かつ効果的な組織・業務運営に取り組んできた。

(1) 適正な業務運営に向けた取組

20年度の入札及び契約プロセスの第三者検証結果に基づき、幅広く参入機会を提供するため、参加者確認公募や複数年度契約の推進に取り組んだ。さらに21年11月の閣議決定に基づく政府からの要請を受け、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約に係る点検及び見直しを行った。その結果、競争性のない随意契約に関しては、総合評価落札方式の拡大等に取り組み、新たな随意契約等見直し計画を策定した。一者応札・応募となった契約について、21年度は補正予算による事業量の増加等により件数の割合が増加したが、登録制度の見直し、実施予定案件情報の開示等の見直しを着実に実施し、契約の適正化に向け取り組んでいく。

統合前から検討を進めてきた新環境社会配慮ガイドラインについて、21年度に完成させ、22年4月1日に公布、7月1日施行開始予定である。その検討過程において33回にわたる外部有識者委員会での検討と、パブリックコメント等を通じ国民各層の意見を反映するなど、情報公開と外部からの参画を促進し、透明かつ公正な検討プロセスを確保した。また、その内容は、第三者機関の常設、案件発掘・形成から実施の各段階において環境社会配慮確認等を行う枠組を定めるなど、他の援助機関には類を見ないものと高く評価されている。機構として、この新ガイドラインの運用により、環境社会への配慮を適正に行いつつ協力事業を推進していく。

また、事業の適正な実施に向け、ODA事業に係る不正・腐敗を防止するため、外部有識者による「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」（21年9月）の提言も踏まえ、外部専門家による調達手続き支援及び調達事後監査の強化、開発途上国政府のガバナンス強化への支援等の取組を行った。

(2) 行政刷新会議の指摘事項等を踏まえた対応

効率的な組織・業務運営を目指す観点から、組織のスリム化、業務フローの最適化等に向けた検討を行うとともに、事務リスクを含む各種リスクを適切に評価するための取組を開始している。また、行政刷新会議から、調査・研究予算や研修員受入経費等業務経費の削減、関連公益法人への支出に係る透明性の確保・競争性の向上、国内施設の統廃合等の指摘を受けたこと踏まえ、以下のとおり取り組んだ。

業務経費の削減については、22年度に向け、旅費制度、研修員受入経費、ボランティア経費を見直すとともに、調査・研究予算については調査件数を削減すること等により、21年度予算

比30%の削減を行った。関連公益法人との契約については、分割発注することにより民間企業の幅広い参入を促し、また、より競争性の高い調達方式に移行するとともに、委託内容を見直し、機構による実施が可能な一部業務について機構が直接実施とすることとした。22年度も引き続き上記(1)の契約監視委員会も通じ契約の適正化に向け不断の点検と見直しを行う予定である。

また、国内拠点については、経済合理性や政策的意義、所在する地方自治体・NGO・大学等との関係等も踏まえつつ、施設の統廃合や売却の可能性につき政府と協議、検討を進めている。

5. 国民の期待に応える組織業務運営を実現するために

ODA予算の縮減など厳しい環境下にあつて、機構としては、組織業務の適正化・効率化を自律的にかつ一層推進する必要性を強く認識し、機構の強みをさらに強化しつつ、国民の負託に応える組織業務運営に取り組む所存である。

機構は、統合後、組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、経営レベルによるモニタリングの継続・強化を通じ、新しい組織体制及び業務の流れの定着状況及び課題の把握を行い、課題解決に向け自律的に改善を図るべく取組を実施した。これらの取組を通じ、本部部局や海外・国内拠点の適正かつ効率的な配置、事務手続きの合理化による事務コストの軽減等、コスト意識を強く意識した組織・業務運営を図っている。さらに、内部統制を強化しつつ、自律性の高い組織・業務運営への取組を重視することとしている。

他方、機構が引き続き内外の期待に応えていくためには、以下の点にも留意することが必要と考えている。

- 機構として高いコスト意識を持った組織業務運営へより注力する中で、業務経費のさらなる削減は、効果的かつ効率的な開発援助を実現する上で不可欠な協力準備調査が十分に実施できないなど、開発援助の実施そのものに負の影響を及ぼしつつある。
- 国内研修や各地域におけるパートナーシップについて、国内拠点が中心的役割を担いつつ、ネットワークや知見を形成してきており、国際協力・開発援助のワンストップサービス機能等、開発効果を高め、かつ地域の期待に広く応えるべく機能強化に向けた検討を行っている。国内拠点の統廃合の検討にあたっては、これらのネットワーク及び知見を如何に維持するかについて配慮することが必要である。
- 無償資金協力の実施監理業務の外務省から機構への移管、NGO連携・国民参加事業の増加、協力事業の事業実施後に至るきめ細かなモニタリング、開発途上国におけるコンプライアンス確保、平和構築・復興支援への対応等に伴う安全管理の強化など、機構の人件費が抑制される傾向にあつてその職務は増加している。また、開発課題が多様化・複雑化する中、その課題を的確に把握・分析しその解決を図る知見をさらに高めていくことが必要であり、増加する職務に的確に対応しつつ開発援助の質を確保・向上するため、適切な人的リソースを確保していくことが必要である。

また、何より、開発援助が「慈善活動」ではなく我が国を含む世界の共同利益追及のための「手

段」であることについて国民の理解を得られることが重要であり、機構はその専門性・ネットワークによりさらに効果的かつ効率的な開発援助を推進し、その成果を適切に説明することにより、国民の負託に応えていかなければならない。

2 1 年 1 1 月の行政刷新会議による事業仕分け結果を踏まえた対応

【国内施設の運営費】

事業仕分けの指摘事項	仕分け結果の平成 2 2 年度概算要求額への反映		それ以外の削減努力
	反映状況	削減額 (百万円)	
① 地方施設の統廃合 (札幌・帯広、横浜・東京、兵庫・大阪)	◎ 経済性分析実施 ◎ 政策的意義や所在する自治体・NGO・市民との関係等も踏まえた検討	—	
② 広尾の地球ひろばの機能を移転して売却 研究所は本部等に統合	◎ 広尾における市民参加協力実施拠点としての意義を踏まえた検討 ◎ JICA 研究所の研究機能の確保を前提とした検討	—	◎ 建物管理経費の削減・効率化 (43百万円削減)
③ 研修員手当て支給額の一律化又は 3 割減	◎ 高級研修員制度の廃止 ◎ 準高級研修員生活費 9,630円/日 → 4,415円/日	-50	

【運営費交付金(技術協力、研修、調査研究等)】

事業仕分けの指摘事項	仕分け結果の平成 2 2 年度概算要求額への反映		それ以外の削減努力
	反映状況	削減額 (百万円)	
① 調査・研究予算の 30%削減	◎ 調査・研究予算の 30%削減 新規の協力準備調査の減等：127件(H21) ⇒ 67件(H22)	-2,884	—
② 研修員受入れ経費の見直し	◎ 研修監理業務の分割発注、契約方式を一般競争入札化 ◎ 少人数研修の見直し・多人数化	-396	◎ 県国研修員向け文献供与の廃止 (119百万円削減)
③ 青年海外協力隊経費の縮減、 あり方の見直し	◎ 募集経費を縮減(広告掲載削減、募集・説明会の開催数削減) ◎ 現場ニーズと隊員要望のマッチング改善	-100	◎ 訓練における語学研修の効率化、委託契約の一部内製化(200百万円削減)
④ 政策増経費のゼロベースでの見直し	◎ ゼロベースでの見直しを実施 ◎ 災害援助予算(8.8億円)の確保 ◎ アフリカ支援予算(44億円)の確保(国際公約の遵守)	-300	

【運営費交付金(人件費、旅費、事務費、業務委託費等)】

事業仕分けの指摘事項	仕分け結果の平成 2 2 年度概算要求額への反映		それ以外の削減努力
	反映状況	削減額 (百万円)	
① 給与水準の更なる引き下げ、ラスパ イレス指数を 100 へ近づけるべく見直し	◎ 現中期計画期間中の削減計画(6年 6%削減)に従った人件費削減 ◎ 国際機関及び他の援助機関の人員費実態調査の実施	—	—
② 航空賃について 基本をエコノミーとする運用に変更	◎ 職員を対象にエコノミークラスの利用を基本とする制度を導入 ◎ 10月からは、専門家、調査団員、コンサルタント等外部者に適用拡大	-812	◎ 正規割引航空券の適用率拡大(900百万円削減) ◎ TV 券購利用による出張削減等(70百万円削減)
③ 3 つの機関誌の整理統合の検討	◎ 3 機関誌を 2 機関誌(事業全般広報 + ボランティア事業広報)へ 削減	-5	◎ JICA 広報経費節減(電子化・制作費効率化等：69百万円削減)
④ 関連公益法人への支出について 透明性の確保、競争性の向上	◎ 契約の競争性の更なる向上 ◎ 一般競争入札(総合評価落札方式導入)の推進、契約の分割 ・公示期間のさらなる延長等応札しやすい環境の整備等を実施	-454	◎ 総合評価落札方式の適用拡大による更なるコスト削減

予算反映総計	-5,001
--------	--------

Ⅱ. 平成21年度業務実績

<要約>

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図るべく、統合後初の国内機関長会議・在外事務所長会議での議論も含めて、課題の把握と改善策の検討に努め、解決に向けた取組を行った。

在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の見直しに着手するとともに、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。現地ODAタスクフォースでは、アジア地域を中心に民間関係者等を交えた議論が行われた。

海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。国内機関については、21年度末の利用実績は増加した。開発効果を高め、かつ地域の期待に応え、国際協力に対する国民の支持を得ていくといった国内機関の機能強化について、行政刷新会議の事業仕分けの議論等も踏まえつつ、今後の運営に反映させるべく検討を進めた。

(2) 業務運営全体の効率化

コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、一般業務費の定率化の試行結果を分析し、機構の契約業務の特色に適した、より効率的な合理化方法を検討した。

入札・契約の適正化を促進すべく、19年度に策定した「随意契約見直し計画」の達成に向けて取組を進め、一般競争入札への移行を実施し、関連公益法人との契約見直しについては、21年度までの目標値を件数では達成できなかったものの、金額については達成した。補正予算による事業増もあり、一者応札・一者応募の割合が増加したが、22年度に向けて改善を図るべく、閣議決定に基づき、契約監視委員会を設置し、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直し等を行い、「随意契約等見直し計画」にとりまとめた。関連公益法人等向けの支出の透明性及び競争性の確保に向けて、委託契約の業務の分割発注等により、民間企業の参入を促すとともに、委託内容を見直し、一部業務について内製化を図った。円借款の不正腐敗防止策を着実に実施するとともに、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言を踏まえた取組を行った。

21年度の業務経費は、効率化による削減は前年度予算比1.3%減（予算減及び特殊要因を含め3.5%減）、一般管理費は18年度予算比14.5%減となり、中期計画に定める削減目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、21年度計画の削減目標（対17年度実績比3.67%減）を上回る削減（8.4%減、人事院勧告を踏まえた補正值は6.7%減）を達成した。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を実現すべく、国・地域の開発課題の把握・分析を通じ各国の優先開発課題を明確にしつつ国別の援助実施方針を作成するなど、国別・地域別アプローチを強化した。国別の援助方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するため「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定し、さらなる戦略性の向上のための取組を行った。協力プログラムの概要（協力シナリオ、案件及び工程）をとりまとめ、国別アプローチ及び3つの援助手法の最適な運用の具体化に向け「事業展開計画」を引続き作成するとともに、機構の協力量の共有・理解や案件形成の計画的な実施、援助の予測可能性の向上を図った。また、協力準備調査を実施し、協力プログラム及び個別案件の形成や迅速化に取り組んだ。これらの取組の結果、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策面からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が発現してきている。

(2) 事業に関する横断的事項

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、金融・経済危機における対アジア支援、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動対策、アフリカ支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府が主導した横浜行動計画に基づく目標値を上回る取組を実施した。また、補正予算により、我が国の雇用創出にも資する開発途上国における経済危機に対する取組を実施した。

開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組みづくりへの取組を行い、また、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努め、民間企業との連携のためのツールとしてPPPインフラ事業に関する調査の制度構築等を行うとともに、民間連携案件を形成・実施した。また、人間の安全保障の視点の事業への反映、平和構築支援・紛争予防配慮に取り組むとともに、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策を強化した。

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、広報については、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する総合的な援助機関としての新広報戦略を策定した。マスメディアの関心が高いテーマについて勉強会等を通じ積極的に情報提供を行い、アフガニスタン・パキスタン支援を始めとして、民間連携や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道された。

環境及び社会に配慮した業務運営については、21年度は、新環境社会配慮ガイドラインを完成させるとともに、現行の環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した。その策定過程において、33回にわたる外部有識者委員会での検討、パブリックコメントの実施等、情報公開と外部からの参加を促進し、透明かつ公正な検討プロセスを確保し、その内容も、第三者機関の常設、案件

発掘・形成から実施の各段階において環境社会配慮確認等を行う仕組みを定め、他の援助機関には類を見ないものとなった。JICA環境マネジメントシステムを引続き適切に運用するとともに、開発途上国における環境保全や気候変動対策に貢献する国際協力事業について、政府の方針等を踏まえ、積極的な案件発掘・形成及び事業の実施に取り組んだ。

男女共同参画については、20年度に見直した「ジェンダー主流化推進体制」の定着を図るとともに、資金協力におけるジェンダー視点等を追記し、課題別指針「ジェンダーと開発」を改訂した。

また、事業評価については、事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、3つの援手法全体として整合性のある評価手法を確立し、ほぼ全ての事後評価を外部評価とするとともに、新しい事業評価体系及び事業評価結果のわかりやすい形での対外的な説明・理解促進を図った。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力

技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業の実施及び機構の内外で共有した。また、地域のニーズに応じた南南協力支援の実施及びその知見・経験の発信に取り組んだ。

研修員受入事業については、20年度までに改善を図った事前から終了時までの評価の実施状況のモニタリング結果を踏まえ、事後評価の実施方法について検討を行うとともに、現地国内研修の実施基準を策定し、本中期計画に定められた海外及び国内別の研修の実施基準の策定を完了した。

事業管理の面では、引続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家の確保及び活用に関し、人材が少なくリクルートが困難な分野において、案件担当部による推薦基準を明確にし、コンサルタント選定については、競争性の向上に向けた取組を行った。

(ロ) 有償資金協力

円借款について、前年度を上回る規模の新規承諾及び貸付実行を実現するとともに、技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援、金融・経済危機への対応等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施に努めた。金融・経済危機に対しては、国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関や他ドナーとともに、相手国との間で財政支援や短期的な危機対応、中長期的な成長のための取組について協議も行いつつ、各国への支援を実施した。

実施の迅速化に向け、案件の進捗監理の強化や、本邦技術活用条件（STEP）案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等をした。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じた進捗状況の随時の把握による早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施とそこから得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等

との連携に取り組んだ。

（ハ）無償資金協力

事前から事後の評価の本格導入、契約認証業務に係る外部監査の制度設計を行い、無償資金協力事業の実施に必要な制度整備を完了した。また、政府の政策に対応し、開発と気候変動対策の両立に資する支援として「環境プログラム無償」に補正予算が計上され、前年度比で約5倍の予算規模となったことに対応し、迅速に案件発掘・形成を行い、27カ国に太陽光発電技術導入等、日本の環境保全技術を活かした支援を実施した。

入札参加拡大のための取組についても、入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法の本格導入に加え、予備的経費の制度設計及び試行導入を行い、天災や治安の悪化といった予想想定できない事態に対する対応の最適化を図った。

また、20年度に策定した「ODAコスト改善総合プログラムフォローアップ実施要領」に基づき、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、計画段階における付帯的施設の再検討、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等の取組を行い、施設案件全体において5.27%（暫定値）のコストを縮減した。

（二）国民等の協力活動

ボランティア事業については、補正予算等による派遣増を受け、キャリア形成の訴求を募集の重点とし、広報の強化やシンポジウム開催等の募集活動を推進し、その結果、前年度から約350名の派遣増を達成した。また、他のJICA事業やアジア新興ドナーを始めとする他ドナー等との連携によるボランティア事業の質的向上を図るとともに、現職参加の促進のための働きかけの強化、帰国ボランティアの進路対策支援、ボランティア経験者による社会還元活動の促進及び情報発信に取り組んだ。

NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。また、草の根技術協力事業については、補正予算による政策増に着実に対応し、18年度比3割増の案件を実施するとともに、複数年度契約の導入等事務手続き及び制度改善に取り組んだ。NGO人材育成研修は、NGO等のニーズに対応してPCMに関する研修実績を大幅に増加させるとともに、NGOの組織強化等を目指した研修を引続き実施し、所属団体の資金調達及び広報の改善、民間企業との連携等、着実にその成果が発現している。

広尾センター（地球ひろば）では、市民団体のセミナー・イベント開催に対する支援を引続き行うとともに、立地環境を活かした在京大使館等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた取組等を行った結果、利用者数（宿泊者を除く）は15万人に達した。開発教育支援についても、総合的な学習の時間の影響はあるものの、各種プログラムの実績は概ね20年度を上回り、プログラムの質的改善に向けた取組を継続したほか、20年度に広尾センター所管地域で試行した教師海外派遣研修参加者に対する調査を全国レベルに拡大して実施した。

(ホ) 海外移住

海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。引続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行い、さらに、日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣された現職教員の活動モニタリングを行い、本邦での日系人子女教育にも資することを確認した。また、本中期目標期間中の廃止に向けて、営農普及事業を縮小するとともに、日本語研修のあり方に関する政府の検討に資するよう、機構が実施する日本語研修事業の分析を行った。

(ヘ) 災害援助等協力

21年度は、国際緊急援助隊の派遣（うち、救助チーム1件、医療チーム3件）においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救助活動を実施し、特にインドネシア地震災害対応では、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣した。また、救助チームは、国際搜索救助諮問グループによる能力分類の受検に際し、19年度以降都市型搜索救助の国際的な基準に対応した研修・訓練の実施等の準備を行った結果、最高分類の「重（ヘビー）」級の認定を受け、困難な災害現場における高い救助・調整能力を有するとの国際的な評価を獲得した。

緊急援助物資の供与について迅速に対応するとともに、ハイチ地震災害の際には、現地で活動する各国NGOと連携し、機材や医薬品等の融通や、患者の状態に応じた診療の役割分担を行い、救援活動の相乗効果を高めた。

(ト) 人材養成確保

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターにおいて外務省や特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）等とキャリア相談グループを形成し、国際協力に関する幅広い職種の相談に対応できる体制を構築した。また、能力強化研修のフォローアップ調査を実施し、過去の多くの受講者が国際協力活動に携わっていることを確認した。

(チ) 調査及び研究

21年度は、研究所の機能強化に向け、機構全体の組織・事業の方向性に対応しつつ研究及び環境整備を推進した。高度な研究方法論を有する研究者と、現場経験に基づく問題意識を有して研究に従事する実務者との共同体制を構築、研究人材を量質面で拡充するとともに、独自の査読制度の導入等研究成果の質を確保するための環境整備、国際的な研究ネットワークの構築を進めた。その結果、14本のワーキングペーパー及び1本のポリシーブリーフを発刊するなど研究成果が着実に実現しつつあり、これらの研究成果を国際シンポジウム等の場で発信するとともに、外国誌を含む専門学術雑誌への投稿も進め、対外発信の強化に努めた。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く）

保有資産の売却を進め、自己収入のうち、雑収入については、20年度比3,104百万円の増収となった。固定経費については、業務公電の電子化等による節減を行った。当期総利益として1,305百万円計上した（運営費交付金の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、目的積立金の申請は行っていない）。「世界人々のためのJICA基金」の受入を実施し、第2回の寄附金配分を行うとともに、NGO-JICA協議会を通じて事業の改善を検討した。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定については、短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、借入と返済を行った。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画どおり準備又は売却手続きを進め、ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物を譲渡するとともに、中部センター国際センター土地・建物等を売却した。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

実績はない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・施工監理、工事を実施した。

（2）人事に関する計画

新人事制度の定着に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等について、20年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き、同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させるとともに、機構に対する内外からの高い期待に応える成果を限られたリソースで実現するため、人事制度のさらなる見直しに着手した。

（3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、19年6月に承認を受け、21年度は、新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として支出した。

（４）その他中期目標を達成するために必要な事項

会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行った。また、コンプライアンス態勢の強化に向けて、コンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制の取組として、管理職を対象とした研修を実施し、今後取り組むべき重点課題等について周知した。業績評価については、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、20年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。

＜小項目毎の実績＞

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目 No.1 組織運営の機動性向上

【中期計画】

(1) 組織運営における機動性の向上

開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。

また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。

併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。

さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助（以下「ODA」という。）実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。
- 部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。
- 既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。
- EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【年度計画】

ア.「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、技術

協力、有償資金協力、無償資金協力が最も適切に運用されるよう、民間セクターとの連携にも留意しつつ、現地ODAタスクフォースに積極的に参加する。

イ. 在外主導體制の定着を踏まえ、在外と本部の機能及び業務実施体制等につき、必要な改善を行う。

ウ. 部局間の連携を強化するとともに、平成20年度に導入した業務運営に係る決裁プロセスの定着を図り、責任の明確化を通じ、業務効率の改善を図る。

エ. 既存の各システムを有効活用し、予算見直し時期を中心として、各部における予算執行の予測性向上のための取組と横断的調整を一層強化する。

オ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。

カ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

【当年度における取組】

平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図るべく、定期モニタリングを行うとともに、統合後初の国内機関長会議・在外事務所長会議も通じ、課題の把握と改善策の検討に努め、解決に向けた取組を行った。

在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善に着手するとともに、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。現地ODAタスクフォースでは、アジア地域を中心に民間関係者等を交えた議論が行われた。

海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。国内機関については、21年度末の利用実績は増加した。開発効果を高め、かつ地域の期待に応え、国際協力に対する国民の支持を得ていくといった国内機関の機能強化について、行政刷新会議の事業仕分けの議論等も踏まえつつ、今後の運営に反映させるべく検討を進めた。

1. 組織体制等の定着に向けた取組

(1) 統合後の部局間の連携強化

統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図ることを目的とし、21年度は、6ヶ月及び1年の定期モニタリングを実施した。また、統合後初の開催となる国内機関長会議・在外事務所長会議等も通じ、組織・業務の定着状況及び課題の把握を行い、課題解決に向けた取組を行った。

組織面では、3つの援助手法を一元的に運営する体制は徐々に定着しつつあり、21年度は、政府の科学技術外交の推進に対応すべく、経済基盤開発部に国際科学技術協力室を設置したほか、

民間企業との連携促進のため、民間連携室の体制強化に取り組んだ。

業務面では、小項目No. 4「統合効果の発揮」に詳述のとおり、国別援助実施方針や事業展開計画の活用、協力プログラムの戦略性向上に取り組み、迅速化、シナジー効果等の成果が発現しつつある一方、業務フローの改善等が課題として確認され、21年度は、特に緊急度の高い技術協力に係る業務フローの見直しを行った。

今後は、地域別アプローチ及び協力プログラムの戦略性の一層の強化等に取り組み、これらの方向性を踏まえた予算や人員等の効果的な資源の配分、業務フローのさらなる改善等に取り組む予定である。この他、22年度以降、定期モニタリングで確認された部局間の役割分担の改善、海外拠点の配置及び体制の見直し、予算執行・管理及びシステムの改善等の課題解決に向けて取り組むとともに、開発課題、援助ニーズを含む内外の情勢に柔軟に対応しつつ、不断の改善に努めていく。

なお、決裁プロセスの合理化に向けた取組については、21年度は、20年度に策定した決裁プロセスの定着を図るとともに、業務フローの見直しに応じた決裁プロセスの見直し、合議先等の見直し等を行った。

(2) 本部事務所の移転

21年9月に本部事務所を移転し、新宿及び竹橋に本部機能が分断されていた状態が解消され、各部局間の連絡調整等が効率的かつ円滑になった。一方で、行政刷新会議の事業仕分けも踏まえ、経費の削減及び施設の効率的利用の推進に向け、引続きの検討、政府との協議を行っていく。

2. 現場（海外拠点）の機能強化

(1) 在外主導體制の定着

5月に在外事務所長会議を開催し、統合後の海外拠点の業務及び組織運営の課題に係る議論を行い、その結果を基に、海外拠点の特性を踏まえた合理的な業務分担とすべく、業務フロー等の点検及び改善を行った。具体的には、現場に最も近く、相手国との協議、事業の実査、専門家・ボランティア等への支援等を日常的に行うことのできる海外拠点と、地域・課題に係る知見や案件実施の経験を組織的に蓄積している地域部・課題部・業務支援部等が、それぞれの強みを最大限に活かし、質の確保と業務の合理化を実現するため、海外拠点が業務主管部門となる技術協力案件の選定基準の見直しを通じ、海外拠点が実施する業務の見直しを行った。引続き、22年度以降、業務フローのさらなる改善の中で、海外拠点の強みである案件発掘・形成段階等での機能強化を図っていく。

組織面でも海外拠点の事務の合理化を図るべく、一部経理事務の本部への集約等に向け準備を進め、22年4月に海外拠点の経理担当機能を担う課を設置した。また、現地職員の活用促進に向け、協力準備調査や各種事業マニュアル、会計・調達関連規程及び手引き等について英文化を進めた。

(2) 現地におけるODA実施のための連携

現地ODAタスクフォースは、15年度の設置以降、日本側関係者間の協議及び相手国政府との協議が定期的に実施されており、各国にて既に定着してきている。

21年度は、「ODA中期政策」に掲げられた現地ODAタスクフォース機能のうち、「援助政策の立案・検討」、「援助対象候補案件の形成・選定」、「被援助国における我が国関係者との連携強化」を中心に活動が行われた。21年度は、アジア地域を中心に25カ国において民間関係者等を交えた議論が行われ、円借款の不正腐敗防止等についても、日本大使館とともに現地日本企業に対し情報共有等を行った。

21年度に本格導入された「事業展開計画（ローリングプラン）」について、本邦と共に、現地ODAタスクフォースにおいても積極的に作成に参画し、先方政府との政策協議、他ドナーとの協議やセクター会合での議論を行った。

現地ODAタスクフォースにおいて、機構は、開発に関する専門的な知見に基づき、開発ニーズの分析等につき中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、事業運営等に係る教訓を援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、援助方針及び計画に基づく事業展開計画の策定、案件形成及び要望調査を中心となっており、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。

3. 海外・国内拠点の配置適正化

(1) 海外拠点の配置適正化に向けた取組

ODA新規協力が見込まれないシンガポールについては7月に拠点を廃止し、20年にOECD開発援助委員会(DAC)リストから外れたサウジアラビアも実施中のODA事業の終了に伴う22年度末を目処とした閉鎖に向け、サウジアラビア政府との協議に着手する等、準備を進めている。また、個々の拠点の見直しに加えて、統合後の定期モニタリングにおいて新組織における海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しが必要であると確認されたことを受け、海外拠点における業務の実施状況及び方向性等に基づき、広く海外拠点の意見を徴し、行政刷新会議の議論・方針も見つつ、検討を進めている。

(2) 国内拠点の配置適正化に向けた取組

7月の国内機関長会議において、国内事業においてもさらなる選択と集中を進めつつ、開発効果を高め、かつ地域の期待に幅広く応え、国際協力に対する国民の支持・参画を得ていくべく、機能強化について検討を行った。具体的方策として、地域リソースを有効活用した協力の質の向上、資金協力事業との一体的実施、各地域における国際協力・開発援助のワンストップサービス機能の確立等を議論した。22年度以降、行政刷新会議の事業仕分けの議論等も踏まえつつ、各国内機関の今後の運営に反映させるべく検討を進めている。21年度においても、例えば、札幌・中部の両国際センターでは、地元経済団体・企業等との連携の一環として、地元企業の我が国ODA事業についての理解・関心を深め、ODAへの参加を促進すべく、「ODA事業紹介セミナー」を開催した。

【国内機関の機能強化に向けた取組事例】

- 横浜国際センター：上下水道分野で連携してきた横浜市と「アジア地域上水道事業幹部フォーラム」を共催し、アジア9カ国から水道事業体の幹部や水道行政の責任者33名を招へいし、日本からも水道事業関係者を中心に3日間で計300名以上の参加を得た。会議では、これまでの協力によって整備された施設の効果的な活用に向け、事業経営の強化と人材育成について協議し、経験と知見・ノウハウの共有を図り、官民の枠を超えた日本とアジア各国の関係者のパートナーシップの促進等を内容とする「横浜フォーラム宣言」を採択した。
- 兵庫国際センター：兵庫県と共同設置した国際防災研修センターと連携し、防災分野における地域の経験やノウハウ及びリソースを活用した事業を展開してきたが、阪神・淡路大震災から15年を迎えた21年度は、アジア9カ国及びASEAN事務局を招へいした「防災・気候変動適応アジアフォーラム」を兵庫県と共催し、アジア地域の同分野の課題解決に向けた方策を協議した。これらの協議を経て、具体的な支援ニーズを確認し、新たな協力の形成に向けた検討も行った。

このような国内機関の機能、役割の充実とともに、施設の有効活用を図るべく、21年度は、受入時期の平準化、宿泊予約の一元化等に取り組み、施設利用計画を各国内機関が策定し、着実に計画を実施した結果、新型インフルエンザの流行等による影響もあったものの、21年度補正予算による研修員受入増もあり、21年度の入館率（全体）は69.4%（20年度実績66.5%）となった。利用者数（全体）は、533,585人（20年度実績約445,371人）となった（前年度比約2割増）。国内拠点別の各種実績は別紙のとおりであり、機構内の「業績評価委員会」において、外部検討委員（有識者に委嘱）を交えて、かかる利用状況等について検証を行った。

さらに、11月の行政刷新会議の事業仕分けの議論を踏まえ、北海道・関東・関西の3地区6国際センターの統廃合の可能性及び広尾センター・研究所の売却可能性を検討した。

また、国内機関ではないが、箱根研修所については、22年3月に同研修所を閉鎖済みであり、22年度中を目途とした処分に向け準備を進めている。

4. 予算の執行管理機能の強化

引続き、政策上の要請に的確かつ機動的に対応するため、機構における予算の情報管理を推進するとともに外務省との情報共有を図った。

具体的には、11月及び22年3月に、①業務経費の執行状況、②技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、課題別研修、協力準備調査の計画（新規・継続案件）、着手済件数について、企画部が一元的にとりまとめて外務省と共有し、その後の予算執行に向けた意見交換を行った。

予算状況を踏まえつつ、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）横浜行動計画等に沿ったアフリカ向け案件（「南部スーダン内水輸送事業経営能力強化プロジェクト」等）や、中国四川省大

地震復興支援への取組（「四川省震災後森林植生復旧計画プロジェクト」）等について追加採択を行う等機動的に予算を活用した。このほか、経済危機への対応を迅速に行うべく実施された補正予算等についても個別にその情報を共有し、予算状況を踏まえつつ、実施決定を行う等予算を活用した。

名称：帯広国際センター
 所掌地域：北海道（道東のみ）

事業区分	事業実績	経費実績	
		研修員受入事業に係る経費	891,039千円
研修員受入事業*	国別研修	79人	63,744千円
	課題別研修	173人	
	長期研修	7人	
	青年研修	47人	
	有償勘定研修	16人	
	パートナー型	1件	
	草の根技術協力	0件	
	地域提案型	2件	
	緊急経済危機対応-包括型	0件	
	緊急経済危機対応-フォロアアップ型	0件	
国民参加協力事業	出前講座	64件	国民参加協力事業に係る経費
	施設訪問	21件	
	開発教育指導者研修	90人	
	教師海外研修	3人	
	市民参加協力	3件	
	共催事業	10件	
	日系研修	3人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	273人	
	在外スタディツアー**	0件	
利用者数	7,958人		

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年5月末現在)
 **大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	81,348千円
職員数	69,030千円	
入館率**	6人	
	80.3% (72.7%) ***	

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人員費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 **入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は20年度実績

名称：札幌国際センター
 所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績	経費実績	
		研修員受入事業に係る経費	1,189,960千円
研修員受入事業*	国別研修	73人	81,433千円
	課題別研修	302人	
	長期研修	12人	
	青年研修	112人	
	有償勘定研修	22人	
	パートナー型	0件	
	草の根技術協力	2件	
	地域提案型	2件	
	緊急経済危機対応-包括型	0件	
	緊急経済危機対応-フォロアアップ型	0件	
国民参加協力事業	出前講座	114件	国民参加協力事業に係る経費
	施設訪問	50件	
	開発教育指導者研修	203人	
	教師海外研修	7人	
	市民参加協力	45件	
	共催事業	66件	
	日系研修	13人	
	ボランティア派遣前研修	0人	
	ボランティア募集説明会参加者数	1,054人	
	在外スタディツアー**	11件	
利用者数	12,848人		

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年6月末現在)
 **大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	155,847千円
職員数	115,049千円	
入館率**	10人	
	68.4% (72.3%) ***	

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人員費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 **入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は20年度実績

名称：横浜国際センター
 所掌地域：神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び山梨県（日系研修）

事業区分	事業実績		経費実績
	研修員受入事業*	研修員受入事業に係る経費	
研修員受入事業*	国別研修	274人	1,304,935千円
	課題別研修	314人	
	長期研修	16人	
	青年研修	14人	
	有償助成研修	111人	
	ハートナー型	3件	
	支援型	2件	
	地域提案型	3件	
	緊急経済危機対応一包括型	2件	
	緊急経済危機対応一フォローアップ型	1件	
	出前講座	105件	
	施設訪問	137件	
	開発教育指導者研修	386人	
教師海外研修	8人		
市民参加協力支援	3件		
共催事業	28件		
日系研修	100人		
ボランティア派遣前訓練	60人		
ボランティア募集説明会参加者数	1,432人		
在外スタディツアー**	1件		
利用者数	135,140人		

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成22年5月末現在）
 **大学等から国内拠点に派遣希望者数があった件数

国内機関・施設の運営に係る経費	436,374千円
うち人件費*	166,363千円
職員数	15人
入館率**	75.2% (72.6%) ***
一泊当たりの滞在コスト	3,464円

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 **入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は20年度実績

名称：中部国際センター
 所掌地域：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県

事業区分	事業実績		経費実績	
	国別研修	研修員受入事業に係る経費		
研修員受入事業*	182人	302,810千円	1,405,041千円	
	課題別研修			339人
	長期研修			34人
	青年研修			32人
	有償助成研修			28人
	ハートナー型			3件
	支援型			3件
	地域提案型			7件
	緊急経済危機対応一包括型			1件
	緊急経済危機対応一フォローアップ型			0件
	出前講座			148件
	施設訪問			140件
	開発教育指導者研修			1,319人
教師海外研修	12人			
市民参加協力支援	30件			
共催事業	81件			
日系研修	0人			
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	2,649人			
在外スタディツアー**	8件			
利用者数	61,327人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成22年5月末現在）
 **大学等から国内拠点に派遣希望者数があった件数

国内機関・施設の運営に係る経費	346,152千円
うち人件費*	122,413千円
職員数	11人
入館率**	63.1% (48.0%) ***
一泊当たりの滞在コスト	2,192円

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 **入館率はGW、年末年始を除く
 *** () 内は20年度実績

名称：兵庫国際センター
所掌地域：兵庫県

事業区分	事業実績		経費実績
	研修員受入事業*	有償勘定研修	
国別研修	104人		1,080,922千円
課題別研修	354人		
長期研修	4人		
青年研修	68人		
有償勘定研修	18人		
ハートナー型	1件		
支援型	1件		
地域提案型	3件		
緊急経済危機対応一包括型	0件		
緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件		
出前講座	116件		85,159千円
施設訪問	56件		
開発教育指導者研修	625人		
教師海外研修	8人		
市民参加協力支援	22件		
共催事業	5件		
日系研修	0人		
ボランティア派遣前研修	0人		
ボランティア募集説明会参加者数	823人		
在外スタディツアー**	6件		
利用者数	45,805人		

国民参加協力事業

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年5月末現在)
**大字等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費
うち人件費*	298,132千円
職員数	85,829千円
入館率**	8人
一泊当たりの潜在コスト	68.0% (63.1%) ***
一泊当たりの潜在コスト	4,637円

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の常機関人数で割り戻して計算。
**入館率はGW・年末年始を除く
*** () 内は20年度実績

名称：大阪国際センター
所掌地域：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県

事業区分	事業実績		経費実績
	研修員受入事業*	有償勘定研修	
国別研修	348人		2,315,193千円
課題別研修	654人		
長期研修	28人		
青年研修	92人		
有償勘定研修	54人		
ハートナー型	7件		
支援型	1件		
地域提案型	3件		
緊急経済危機対応一包括型	2件		
緊急経済危機対応一フォローアップ型	1件		
出前講座	214件		222,489千円
施設訪問	83件		
開発教育指導者研修	689人		
教師海外研修	8人		
市民参加協力支援	58件		
共催事業	27件		
日系研修	5人		
ボランティア派遣前研修	37人		
ボランティア募集説明会参加者数	3,254人		
在外スタディツアー**	9件		
利用者数	33,182人		

国民参加協力事業

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年5月末現在)
**大字等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費
うち人件費*	476,548千円
職員数	165,446千円
入館率**	16人
一泊当たりの潜在コスト	68.0% (61.1%) ***
一泊当たりの潜在コスト	2,366円

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の常機関人数で割り戻して計算。
**入館率はGW・年末年始を除く
*** () 内は20年度実績

名称：東北支部
 所掌地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（全事業）、福島県（研修員受入事業及び
 日系研修のみ）

事業区分	事業実績		経費実績	
	研修員受入事業に係る経費	国民参加協力事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	29人	565,591千円	
	課題別研修	108人		
	長期研修	8人		
	青年研修	118人		
	有償勘定研修	0人		
	国民参加協力事業	パートナー型	2件	174,808千円
		支援型	1件	
		地域提案型	8件	
		緊急経済危機対応一包括型	1件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
出前講座		116件		
施設訪問		8件		
開発教育指導者研修		777人		
教師海外研修		16人		
市民参加協力支援		35件		
共催事業	48件			
日系研修	0人	102,297千円		
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	747人			
在外スタディツアー**	8件			
利用者数	630人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成22年5月末現在）
 **大半等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	102,297千円
	うち人件費*	69,030千円
	職員数	6人

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：沖縄国際センター
 所掌地域：沖縄県

事業区分	事業実績		経費実績	
	研修員受入事業に係る経費	国民参加協力事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	54人	1,926,290千円	
	課題別研修	354人		
	長期研修	14人		
	青年研修	72人		
	有償勘定研修	12人		
	国民参加協力事業	パートナー型	0件	84,521千円
		支援型	1件	
		地域提案型	4件	
		緊急経済危機対応一包括型	0件	
		緊急経済危機対応一フォローアップ型	0件	
出前講座		79件		
施設訪問		41件		
開発教育指導者研修		779人		
教師海外研修		8人		
市民参加協力支援		22件		
共催事業	49件			
日系研修	0人	355,992千円		
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	389人			
在外スタディツアー**	1件			
利用者数	12,223人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成22年5月末現在）
 **大半等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	355,992千円
	うち人件費*	106,768千円
	職員数	10人
	入館率**	62.5% (52.7%)**
	一泊当たりの滞在コスト	2,265円

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。
 **入館率はGW、年末年始を除く
 ***（ ）内は20年度実績

名称：北陸支部

所掌地域：富山県、石川県、福井県

事業区分	事業実績		経費実績	
	研修員受入事業*	研修員受入事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	27人	235,897千円	
	課題別研修	53人		
	長期研修	0人		
	青年研修	127人		
	有償助定研修	1人		
	国民参加協力事業	ハートナー型		1件
		支援型		0件
		地域提案型		2件
		緊急経済危機対応-包括型		1件
		緊急経済危機対応-フォローアップ型		0件
	国民参加協力事業	出前講座		93件
施設訪問		2件		
開発教育指導者研修		309人		
教師海外研修		4人		
市民参加協力		14件		
共催事業		6件		
日系研修	3人	0人		
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	402人			
在外スタディツアー**	0件	238人		
利用者数				

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年6月末現在)

**大卒等から国内拠点に派遣供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
	82,358千円	5人
	57,525千円	

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：四国支部

所掌地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事業区分	事業実績		経費実績	
	研修員受入事業*	研修員受入事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	80人	297,161千円	
	課題別研修	59人		
	長期研修	17人		
	青年研修	97人		
	有償助定研修	1人		
	国民参加協力事業	ハートナー型		3件
		支援型		0件
		地域提案型		3件
		緊急経済危機対応-包括型		0件
		緊急経済危機対応-フォローアップ型		0件
	国民参加協力事業	出前講座		74件
施設訪問		6件		
開発教育指導者研修		291人		
教師海外研修		7人		
市民参加協力		10件		
共催事業		27件		
日系研修	1人	0人		
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	506人			
在外スタディツアー**	3件	199人		
利用者数				

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年5月末現在)

**大卒等から国内拠点に派遣供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数
	81,723千円	5人
	57,525千円	

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島県(国民参加協力事業、但し草の根技術協力及び日系研修を除く)

事業区分	事業実績		経費実績 0千円	
	研修員受入事業*	研修員受入事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	0人	87,577千円	
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	0人		
	有償勤定研修	0人		
	草の根技術協力	パートナー型		0件
		支援型		0件
		地域提案型		0件
		緊急経済危機対応-包括型		0件
		緊急経済危機対応-フォローアップ型		0件
国民参加協力事業	出前講座	38件		
	施設訪問	28件		
	開発教育指導者研修	230人		
	教師海外研修	5人		
	市民参加協力	4件		
	共催事業	4件		
	日系研修	0人		
ボランティア派遣前訓練	788人			
ボランティア募集説明会参加者数	376人			
在外スタディツアー**	2件			
利用者数	2,577人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年8月末現在)

**大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

国内機関・施設の運営に係る経費	275,037千円
うち人件費*	69,030千円
職員数	6人

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野県

事業区分	事業実績		経費実績 58,211千円	
	研修員受入事業*	研修員受入事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	0人	126,599千円	
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	51人		
	有償勤定研修	0人		
	草の根技術協力	パートナー型		0件
		支援型		1件
		地域提案型		2件
		緊急経済危機対応-包括型		0件
		緊急経済危機対応-フォローアップ型		0件
国民参加協力事業	出前講座	109件		
	施設訪問	118件		
	開発教育指導者研修	51人		
	教師海外研修	4人		
	市民参加協力	16件		
	共催事業	21件		
	日系研修	0人		
ボランティア派遣前訓練	876人			
ボランティア募集説明会参加者数	306人			
在外スタディツアー**	0件			
利用者数	4,181人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値(平成22年5月末現在)

**大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

国内機関・施設の運営に係る経費	293,804千円
うち人件費*	57,525千円
職員数	5人

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成21年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：広尾センター（JICA地球ひろば）
 所管地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（草の根技術協力及び市民参加型協力支援）

事業区分	事業実績		経費実績	
	研修員受入事業に係る経費	国民参加協力事業に係る経費		
研修員受入事業*	国別研修	0人	1,085,581千円	
	課題別研修	0人		
	長期研修	0人		
	青年研修	0人		
	有償勸定研修	0人		
	国民参加協力事業	パートナー型		40件
		草の根支援型		15件
		地域提案型		5件
		緊急経済危機対応一包括型		11件
		緊急経済危機対応一フォローアップ型		11件
		出前講座		338件
		施設訪問		406件
		開発教育指導者研修		1,409人
		教師海外研修		36人
市民参加協力支援		122件		
共催事業	51件			
日系研修	0人			
ボランティア派遣前研修	0人			
ボランティア募集説明会参加者数	7,077人			
在外スタディツアー**	56件			
利用者数	149,606人			

*研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成22年5月末現在）
 **大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	
	うち人件費*	職員数

*人件費は国内拠点に勤務する職員の人員費を平成21年度末の各機関人数で割り戻し計算。

439,288千円	23人
264,614千円	

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No. 2 事務手続きの効率化

【中期計画】

(2) 業務運営全体の効率化

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。
- コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。
- 内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

(ロ) 随意契約等における委託等について、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、

- 関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。
- 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。

(ホ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。

【年度計画】

- ア. 研修員受入について、各国内機関で行っている宿泊予約管理のより効率的な実施のため、段階的に本部への一元化を行う。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用等により、派遣手続きの効率化を図る。
- ウ. ボランティア関連業務について、平成20年6月から稼働したボランティアポータルシステムの安定的な運用及び改善を通じて手続きの効率化を図る。
- エ. コンサルタント契約について、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことによる事業費の大幅な拡大等も踏まえ、平成18年度に試行導入した一般業務費の定率化を本格導入するとともに、積算・精算方法の簡素化等に向けた取組を進める。

- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約については、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、一般競争入札、企画競争等競争性のある契約への移行を進める。
- キ. 契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報をホームページにおいて開示し透明性の確保を図る。また、国内での研修委託契約につき、公認会計士等のアドバイスを得て経費精算報告書及び証憑書類のチェック方法に係るマニュアルを完成させ、国内機関職員を対象とした研修を行う。
- ク. 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置を実施する。特に円借款事業を巡る贈賄事件を踏まえ、再発防止策を着実に実施する。
- ス. システム最適化計画を策定する。

【当年度における取組】

ボランティア関連等の事務手続きについて、手続きの簡素化、システム等の導入による電子化を進めるとともに、コンサルタント契約の精算手続きの合理化に向け、一般業務費の定率化の試行結果を分析し、機構の契約業務の特色に適した、より効率的な合理化方法を検討した。

入札・契約の適正化を促進すべく、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」の達成に向けて取組を進め、一般競争入札への移行を実施し、関連公益法人との契約見直しについては、21年度までの目標値を件数では達成できなかったものの、金額については達成した。補正予算による事業増もあり、一者応札・一者応募の割合が増加したが、22年度に向けて改善を図るべく、閣議決定に基づき、契約監視委員会を設置し、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約の点検・見直し等を行い、「随意契約等見直し計画」にとりまとめた。行政刷新会議の事業仕分けの結果も踏まえ、関連公益法人等向けの支出の透明性及び競争性の確保に向けて、「随意契約等見直し計画」において、委託契約の業務の分割発注等により、民間企業の参入を促すとともに、委託内容を見直し、一部業務について内製化を図った。円借款の不正腐敗防止策を着実に実施するとともに、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言を踏まえた取組を行った。

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」に基づき、システム最適化計画を策定した。

1. 事務処理の改善

(1) 専門家等派遣、研修員受入及びボランティア関連の事務手続きの効率化

専門家等派遣関連の事務手続きについては、利用者の要望に応じたシステムの改良により、派遣者ポータルシステム（専門家等からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用を促進し、効率化を図った。21年度の派遣者ポータルシステムの利用率は79%（20年度実績76%）と前年度比3ポイント上昇し、同システムの利用により、内部連絡文書（業務公電等）の作成等に要する年間3,500時間（20年度実績3,330時間）及び1万9,750枚の文書削減効果（20年度実績1万9千枚）があったと試算される。

研修員受入関連の事務手続きについては、研修ポスト（応募要領及び申請書類をオンライン上

で手続きできるデータベース)の利用により、21年度には年間30万枚のFAX送信数の削減効果(20年度実績26万枚)があったと試算される。また、各国内機関が行ってきた研修員受入に係る事務手続き(ビザ発給依頼等)に係るシステムの利用により、関連手続きに要する年間3,900時間の削減効果があったと試算される。

20年度に試行導入した国内機関の宿泊予約手続きの本部への一元化(他の国内機関への宿泊予約手続きを国内機関間で調整していたものを本部が一元的に調整する)を本格導入したところ、研修員の宿泊が円滑に調整され、従来外部ホテルに利用していた1万3千人泊分が国内機関に宿泊が可能になったと試算される。

ボランティア関連の事務手続きについては、ボランティアポータルシステム(ボランティアから提出される各種申請及び届出書類の受領・承認、報告書の提出・確認等をインターネット上で行うもの)の利用促進を通じ、約10万8千枚(20年度実績9万5千枚)の削減効果があったと試算される。

(2) コンサルタント契約手続きの合理化

コンサルタント契約手続きについては、契約業務の増大に対応しつつ、事務の合理化による応募促進を図るべく、精算に係る手続きの合理化を目的として、一部の協力準備調査等について、一般業務費^(注)の定率化の試行を継続した。21年度は、20年度の試行案件124件の結果につき分析を行うとともに、92件の試行を行った。その結果、一般業務費の定率化には定型業務が前提となる一方、機構の契約は対象地域及び業務内容が多様であるため、試行対象とした比較的定型化された調査業務においても、対象件数が伸びなかった。

かかる機構の契約業務において定率化を導入するには、案件の類型をより細分化し、分類に応じて支出実績の実態を把握した上で率を設定し、対象地域の物価変動等に応じて定期的に見直す方法もあるが、相当な作業が発生する。機構の契約業務の特色を踏まえつつ、精算事務を合理化する方法として、22年度の試行導入を目指し、契約交渉を通じて案件毎に予定価格の範囲内で一般業務費の上限を事前確定し、証憑書類に基づく実費精算を要しない方式での制度設計を行っている。

(注) 一般業務費：現地調査に必要な経費(車輛借上費、通信運搬費、事務用品経費等)。定率化は、この一般業務費について、直接人件費(国内での作業期間を除く)に一定の率を乗じて算出した金額を設定し、証憑書類に基づく実費精算を要しない方式。

2. 文書事務の削減

内部連絡文書の合理化については、業務公電データベース(従来FAXで送受信を行っていた業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積及び共有する電子化システム)の活用により、効率化を図っている。21年度は、海外拠点への利用範囲の拡大により、導入前に比べFAX送付件数は9割減少した(21年度に送付した公電293千件のうち、FAX送付した件数は24千件)。

3. 入札及び契約の適正化に向けた取組

(1) 随意契約見直し計画の進捗

入札及び契約プロセスの第三者による検証については、20年度の検証結果を踏まえ、参加者確認公募や複数年度契約の推進に取り組んだ。

19年度に策定した「随意契約見直し計画」においては、23年度までに全契約のうち、競争性のない随意契約を件数で38%、金額で17%まで減少させる見込みのところ、21年度における競争性のない随意契約の契約全体に占める割合は、件数で38.4%（2,192件）、金額で18.1%（209億円）となり、前年度比で、件数は0.8ポイント増加したものの、金額は2.6ポイント減となり、一般競争入札等への移行を実施した（下表参照）。

従来取り組んできた公示情報の登録業者へのメールでの通知に加え、業務内容に応じた応募要件の設定の徹底等を実施したものの、21年度に締結した契約のうち、一者応札・一者応募の比率は51.2%（1,796件）となり、前年度比6.1ポイント増となった。原因としては、補正予算への対応等により、コンサルタント契約が増加したこと等が挙げられる。

随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：件、億円)

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札等	3.1% 161	3.7% 29	3.4% 152	6.0% 48	5.0% 233	4.2% 38	5.4% 306	5.8% 67	0.4 73	1.5 29
	企画競争・公募等	42.6% 2,188	60.7% 471	51.4% 2,268	70.5% 562	57.3% 2,666	75.1% 676	56.2% 3,203	76.1% 879	▲1.1 537	1.1 203
	小計	45.8% 2,349	64.4% 500	54.9% 2,420	76.5% 610	62.3% 2,899	79.3% 715	61.6% 3,509	81.9% 946	▲0.8 610	2.6 231
競争性のない随意契約	54.2% 2,785	35.6% 277	45.1% 1,990	23.5% 187	37.7% 1,752	20.7% 186	38.4% 2,192	18.1% 209	0.8 440	▲2.6 23	
合計	100% 5,134	100% 777	100% 4,410	100% 797	100% 4,651	100% 901	100% 5,701	100% 1,155			

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 不発・不調の随意契約は、総務省の指示に従い、18年度は「競争性のない随意契約」に、19年度以降は「競争入札等」に整理している。

(注3) 初年度競争入札等により契約し、2年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

11月17日付閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」及び同日付総務省事務連絡「独立行政法人における契約の点検・見直しについて」に基づき、外部有識者を含む契約監視委員会を設置し、20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に係る点検・見直しと新たな「随意契約等見直し計画」の策定、21年度末までに契約締結が予定されている調達案件に係る事前点検・見直し等を行った。契約監視委員会では、機構が年間に締結する契約は5,000件近くに及ぶため、初回にコンサルタント契約・研修委託契約等、機構の主な契約の概要を説明し、点検対象契約の選定方法を検討した上で、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約の見直しに係る審議を行った。

その結果、競争性のない随意契約に関しては、総合評価落札方式の拡大、業務の内製化に取り組み、22年度末までにそれぞれ件数で23.9%、金額で12.2%までに縮減する見直し計画を策定した（下表参照）。

【「随意契約等見直し計画」－競争性のない随意契約の見直し】

	平成20年度実績		見直し後（平成22年度）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	(62.3%) 2,899	(79.3%) 71,465,498	(76.1%) 3,538	(87.8%) 79,081,089
競争入札	(5.0%) 233	(4.2%) 3,818,173	(11.4%) 531	(18.1%) 16,287,533
企画競争、公募等	(57.3%) 2,666	(75.1%) 67,647,325	(64.7%) 3,007	(69.7%) 62,793,556
競争性のない随意契約	(37.7%) 1,752	(20.7%) 18,615,094	(23.9%) 1,113	(12.2%) 10,999,503
合 計	(100%) 4,651	(100%) 90,080,592	(100%) 4,651	(100%) 90,080,592

また、一者応札・一者応募契約に関しては、契約方式の見直し、登録制度の廃止・受付方法の拡大等により、以下のとおり、改善を図ることとした（下表参照）。

【「随意契約等見直し計画」－一者応札・一者応募の見直し】

実 績	件数	金額（千円）（注1）
競争性のある契約	2,899	71,465,499
うち一者応札・一者応募	(45.1%) 1,307	(68.4%) 48,902,250

見直し方法等	件数	金額（千円）（注1）
契約方式の見直し（注2）	(8.4%) 110	(18.2%) 8,890,859
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施（注3）	(68.2%) 892	(75.6%) 36,967,844
登録制度の見直し、受付方法の拡大（注4）	815	34,279,450
実施予定案件情報の開示、関心表明の延長（注5）	705	32,918,648
業務指示書の見直し（注6）	47	1,592,070
参加条件の変更（注7）	37	1,164,064
適切な公告期間の遵守（注8）	20	957,630
その他の見直し（注9）	(7.0%) 92	(2.6%) 1,265,122
点検の結果、見直しがなかったもの	(16.3%) 213	(3.6%) 1,778,424

（注1）それぞれの項目に該当する契約の20年度の契約金額を記載している。

（注2）価格要素も加えた総合評価落札方式により、より複数の業者参加につながり得るもの。

（注3）内訳の各項に複数該当するものがあるため合計は一致しない。

（注4）登録制度の廃止、関心表明の受付方法の拡大（eメール可）により、複数業者参加につながり得るもの。

（注5）公示に先立って実施予定案件情報の開示、また関心表明の延長により、複数業者参加につながり得るもの。

（注6）業務指示書における業務内容の明瞭化によって複数業者参加につながり得るもの。

(注7) 参加地域を限定しないことや、職別等級区分の適用を見直すことによって複数業者参画につながり得るもの。

(注8) 機構の規程の公告期間を遵守することで参加の公平性が高まり、複数業者参加につながり得るもの。

(注9) 事業を取り止めるもの及び21年度において複数者の応札・応募があるもの。

これら競争性のない随意契約の見直し及び一者応札・一者応募契約となった契約の見直しについて「随意契約等見直し計画」にとりまとめ、外務大臣の確認を経て、総務省に提出した。

また、総務省指示に基づく21年度締結予定案件の事前点検では、評価対象項目の明確化等の見直しを行い、21年度の上期の物品等に係る一般競争入札であって、落札率が90%以上かつ2者以上の応札であったものの点検では、予定価格設定方法の改善等の見直しを行った。22年度以降も同委員会を活用し、競争性のない随意契約や海外拠点の契約等の点検等を行い、入札・契約のさらなる適正化に努めていく。なお、契約監視委員会の設置に伴い、入札・契約プロセスの第三者による検証は同委員会を活用して行うこととした。

また、契約業務の質の確保については、20年度に改訂した契約の監督・検査等のガイドラインに基づき、契約業務の監督及び検査を適正に行うとともに、契約業務の内容を定める業務指示書の向上を図るべく、「業務指示書作成の手引き」のドラフトを作成し、22年度以降、活用を図っていく予定。

(2) 関連公益法人等との契約の見直し

19年度に策定した関連公益法人との契約に係る見直し計画の実施により、18年度契約実績ベースで、21年度までに可能なものから順次一般競争入札等に移行し、競争性のない随意契約は件数で4%、金額で3%まで減少する見込みのところ、見直しを進め、21年度における競争性のない随意契約の契約全体に占める割合は、件数で12.8%（14件）、金額で2.7%（327百万円）となり、前年度比で、件数は2.7%増加、金額は0.7ポイント減少し、目標値について、件数は達成できなかったが、金額については達成した（下表参照）。

関連公益法人に係る随意契約見直し計画の進捗状況

(単位：件、百万円)

	平成18年度実績		平成19年度実績		平成20年度実績		平成21年度実績		対前年度比増減 (上段はポイント)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
一般競争入札等	競争入札	0	0	0.0%	0.0%	0.8%	1.8%	0.0%	0.0%	▲ 0.8	▲ 1.8
	企画競争・公募	25	1,064	95	8,455	105	8,607	95	11,604	▲ 10	2,997
	小計	25	1,064	95	8,455	106	8,775	95	11,604	▲ 11	2,829
競争性のない 随意契約	175	10,084	43	2,779	12	316	14	327	2.7	▲ 0.7	
合計	200	11,148	138	11,234	118	9,092	109	11,931	▲ 9	2,839	

(注) 金額及び割合はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注) 初年度競争入札等により契約し、2年度以降の更新を随意契約により行ったもの等を含む。

行政刷新会議の事業仕分けの結果、「関連公益法人等向け支出の透明性・競争性の確保」が指摘されたことも踏まえ、上記「随意契約等見直し計画」において、20年度に締結した関連公益法人との競争性のない随意契約による委託契約については、原則、22年度から競争性のある契約方式に移行することとし、また競争入札（総合評価落札方式）とするものを大幅に増加させている。加えて、上記見直しの過程で、関連公益法人が受注していた委託契約の業務を分割発注することにより、民間企業の参入を促すとともに、委託内容を見直し、一部業務について内製化を図った。この結果、上記「随意契約等見直し計画」においては、22年度は関連公益法人との競争性のない随意契約による委託契約はゼロとする計画としている。

（３）関連公益法人等に対する出資等

独立行政法人国際協力機構国際協力共済会及び独立行政法人国際協力機構厚生会について、契約実績はないが、機構からの負担金により運営されており、その運営が適切に行われるよう、両団体の役員に全て機構の役職員が就任し、事業計画や決算等の資料について提出を受け、団体の経営状況を分析し、必要に応じて両会に対して指導を行っている。「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日付総務省行政管理局事務連絡）に基づき、22年度、独立行政法人国際協力機構厚生会への支出を廃止した。

機構法第13条第1項第2号ロに基づき実施されている海外投融資業務の出資は当機構の業務として開発事業に対して実施しているものであり、当機構との間で契約先になることは想定されていない。

出資に関する規程等としては、機構の業務方法書が存在しており、同業務方法書においては、開発事業の実施のために出資すること、我が国又は開発途上地域の法人等を出資の相手方とすること、出資の限度額は原則として出資を受けるものの資本の額の50%以内とすること、などを定めている。また、出資継続の必要性について、出資により取得した株式等は当該株式等の全部又は一部を処分することが適切であると認められる場合には、なるべく速やかに処分に努めるものとする定めている。

出資目的の達成や出資先の経営状況の分析と対応に関しては、出資者として経営・財務状況の報告を受け、必要に応じて実施機関に事業改善計画の策定を働きかける等、適切な監理に努めている。加えて、事業継続に必要な原料（天然ガス等）の安定供給について開発途上国政府への申し入れを行う等、事業の支援にも努めている。また、日本ウジミナス株式会社について21年度中に保有株式の一部を処分した。

（４）契約の情報開示

21年度においても、国に準じた随意契約の公表基準及び項目に基づく情報開示、「公共調達の実態の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく情報開示、国内における物品・役務の調達、建設工事の入札等の情報開示を行った。

機構が直接行う契約以外に、資金協力において相手国政府が行う調達契約について、円借款では、契約締結に至った入札結果情報を、無償資金協力では、機構が認証を行った契約をホームペ

ージにて公開している。

(5) 委託先の執行状況のチェックシステムの強化

コンサルタント契約について、18年1月に策定した「現地再委託手続きに係るガイドライン」(同年6月改定)に基づく、現地再委託業務終了後の第三者機関(公認会計士の参加を得たもの)による抽出検査を21年度も実施し、本ガイドラインが適切に運用されていることを確認した。

委託契約における適正な執行を確保するため、以下のとおり、委託先に対する定期的な報告・確認の手続きを引続き実施した。

- ・ 四半期毎の概算払を実施する案件については、四半期毎に精算を実施し、執行状況を確認
- ・ 契約期間中、委託先から定期的に提出される業務報告書及び業務従事月報や、業務責任者からの報告を通じ、執行状況を確認
- ・ 必要に応じ、毎月1回、委託先との定期協議を開催する等、進捗監理等に係る情報交換

また、全ての契約において、第三者への再委託については機構の承認が必要な旨、契約で定めしており、競争性のない随意契約については、原則として第三者への再委託を行っていない。公募・企画競争においては、業務指示書にて再委託の提案を求め、契約交渉時に再委託の可否を決定し、契約締結時から契約完了までの各段階で第三者への再委託の状況を把握している。

なお、20年度に発覚した研修委託契約の不適正経理処理事案に係る再発防止策を着実に実施し、21年度の研修委託契約の経理処理を適切に行った。委託先の支出状況に係る機構職員のチェック能力の強化を図るべく、精算報告書及び証憑書類のチェックマニュアルを公認会計士の助言を得ながら完成させ、同マニュアルをもとに国内拠点の研修担当職員を対象に研修を実施した。

(6) 不正行為等に対する取組

円借款に関連して、「日越ODA腐敗防止合同委員会報告書」(21年2月)及び「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」(21年4月)に基づく再発防止策に加えて、21年度は、「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」(21年9月)による提言を踏まえた取組を行った。主な取組は以下のとおり。

● 調達事後監査の拡充

工事等本体調達部分のみを対象としてきた外部専門家による調達事後監査を21年度より大口のコンサルタント契約等にまで拡充して実施。

● 調達における機構の関与強化(コンサルタント雇用支援の強化)

コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約等に係る調達支援を実施すべく、外部専門家派遣を拡充し、調達手続きの支援強化を図った。

● 改訂コンサルタントガイドラインの関係者への普及

技術・価格評価の導入、事前同意の手続きの強化、随意契約の適用範囲の厳格化等の再発防止策について定めるべく、21年3月に改訂した「コンサルタント雇用ガイドライン」について、職員への説明会を実施するとともに、案件審査やセミナー開催等の機会を活用して、借入

国政府に対して説明を行った。また、借入国政府の円借款事業担当者を対象とした「国際契約マネジメントセミナー」において、改訂コンサルタントガイドラインの主要論点について講義を行う等、様々な機会を活用して関係者への周知を図った。

● 不正情報受付窓口の活用

20年度に設置した「不正情報受付窓口」について、各業界団体との意見交換会等の場を通じて広報を継続し、日本企業への周知徹底を図るとともに、通報制度を十分に機能させるために、関係者が懸念点と指摘していた情報提供者の保護について、交換公文（E/N）や円借款基本約定（G.T.C.）等にて規定している旨説明し、理解を求めた。

● ガバナンスの強化に向けた支援

公共調達・不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等を実施し、借入国政府のガバナンス強化に向けた取組を支援した。

● 案件モニタリングの強化

海外拠点によるモニタリングに加えて、外部専門家を派遣し、事業の進捗確認及び促進を行う体制の充実に努めた。

この他、21年9月の上記提言を受け、不正行為等に関与した企業に対する措置の強化について、措置規程の改正を外務省と協議している。

4. 市場化テストの実施

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、民間競争入札（市場化テスト）の実施が決定された機構の海外移住資料館の管理・運營業務及び国際協力人材センターの業務について、内閣府の官民競争入札等監理委員会での審議等を経て入札を行い、21年3月16日に契約を締結し、21年4月1日より委託業者による業務が開始された。

両業務について、対象となる公共サービスが委託業者の創意と工夫を活かし自律的に適切かつ確実に実施されるよう、機構の有する知見及びネットワーク等を活用して支援を行うとともに、的確に監督等を行った。その結果、海外移住資料館の教育プログラム受講者数や国際協力人材センターの新規人材登録者数等、事業を実施するにあたり確保されるべき質として設定した指標は達成された。

5. システム最適化計画の策定及び実施

機構は、16年にエンタープライズアーキテクチャ（EA）^(注)を実施し、業務・システムの最適化を進めてきたが、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）については、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合による業務及びシステムの変更が見込まれたため、最適化作業の効率的な実施の観点から20年度から本格的に着手することとしていた。

情報システムの棚卸し調査等の刷新可能性調査の結果を踏まえ、21年度に、研修員システムを対象システムとして選定した。関係部署からなるタスクフォースを設置し、課題把握等に必要

な調査を行い、「業務・システム最適化計画」(案)を策定した。具体的には、他の基幹システムとの連携強化、セキュリティポリシーへの適応改善等を見直し方針とし、22年度以降、業務フローに沿ったシステムメニューの整理、他システムとの連携による共通アカウント管理等の改良に取り組む。同システムの改良により、最適化効果として、研修事業の業務等に要する年間5,410時間の削減が見込まれる予定。

(注) エンタープライズアーキテクチャ (E A) : 大企業や政府機関等の組織 (エンタープライズ) の業務手順や情報システムの標準化、組織の最適化を進め、効率よい組織の運営を図るための方法論。

小項目 No. 3 経費の効率化

【中期計画】

(2) 業務運営全体の効率化

(ハ) 中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費（重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。

また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費（特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。）について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。

また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(ニ) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。

【年度計画】

ケ. 運営費交付金を充当する業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

コ. 運営費交付金を充当する一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。

サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成21年度人件費を3.67%削減する。

その際、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について必要な見直し等を進める。

シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらさないよう、事業のモニタリング手法の改善を検討するとともに、引き続きモニタリング体制を整備する。

【当年度における取組】

平成21年度の業務経費は、効率化による削減は前年度予算比1.3%減（予算減及び特殊要因を含め3.5%減）、一般管理費は18年度予算比14.5%減となり、中期計画に定める削減

目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費についても、21年度計画の削減目標（対17年度実績比3.67%減）を上回る削減（8.4%減、人事院勧告を踏まえた補正值は6.7%減）を達成した。また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、21年度は、職員のモニタリング能力強化に向けた事業マネジメント研修を行うとともに、同研修等の結果を踏まえ、既存のモニタリング手法及び体制の改善について検討を行い、質の確保に努めた。

1. 業務経費の効率化

業務経費については、21年度は旅費の制度見直しや割引航空券の適用拡充等に取り組んだ結果、20年度予算比1.3%の効率化を達成した。また、基礎的業務経費の予算額自体の削減及び大幅な円高により外貨建て支出額が減少したこと等から、支出実績はベースラインに対し4,885百万円の減となった。

さらに、行政刷新会議による事業仕分けを踏まえ、22年度に向け、旅費制度、研修員受入経費、ボランティア経費の見直し、調査・研究予算の縮減に取り組んだ。

【平成21年度の業務経費支出実績】

(単位：百万円)

	20年度予算額 (ベースライン)	21年度 支出実績	増減 (対20年度予算)
業務経費	140,817	135,932	△4,885 (効率化△1.3% +予算減△1.3%+特殊 要因0.9%)

2. 一般管理費の効率化

21年度の一般管理費の支出実績は、引続き総人件費改革の着実な実施を図ったこと等から、ベースライン（18年度予算額）に比較して14.5%減の10,364百万円となり、18年度比年率3%以上の効率化を達成した。超過達成となった主な要因として、職員退職者数が予算段階での計画を下回ったこと、人事院勧告を踏まえた給与の引下げ改定が行ったこと等により、退職手当及び人件費の支出実績が下回ったことが挙げられる。

【平成21年度の一般管理費支出実績】

(単位：百万円)

	18年度予算額 (ベースライン)	19年度 支出実績	20年度 支出実績	21年度 支出実績	増減 (対18年度予算)
一般管理費	12,116	11,737	11,146	10,364	△1,752 (14.5%減)

3. 人件費の削減

21年度の人件費は、引続き早期退職の勧奨を行うとともに、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）からの移行職員の給与調整^(注1)を行ったこと等に加え、育児休業取得者の増加傾向もあり、

また、21年度の特殊要因として、人事院勧告を踏まえた給与の引下げ、外務公務員の海外給与改定を踏まえた在勤手当の見直し、為替変動もあり、支出実績（削減対象人件費総額）は15,330百万円となり、21年度計画における削減目標（対17年度実績比3.67%減）を上回る削減（8.4%減、人事院勧告を踏まえた補正值は6.7%減）となった（17年度支出実績比1,410百万円減）。

ラスパイレス指数については、20年10月の旧国際協力銀行との統合により、20年度は統合前に比較して対19年度比4.5ポイント（地域・学歴勘案2.0ポイント）と一時的に上昇したが、23年度までに地域・学歴補正後の指数を109.8まで引き下げる予定^(注2)。指数の低下に向けた具体的な取組としては、21年度は、20年度に導入した職務限定制度（経理、調達等の専門的業務や特定分野に係る研究に特化した業務等、職務を限定した職員を採用するもの）のさらなる活用、旧国際協力銀行からの移行職員の給与調整を行うとともに、勤務地限定制度（ライフスタイル多様化にも応じるため一定期間の勤務地限定を認めるもの）導入に向け労使協議を行い、22年度からの導入を決定した。ラスパイレス指数は前年度比2.7ポイント（地域・学歴勘案3.3ポイント）低下する見込み。

機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するためには、競合する総合商社や国際機関の給与水準も踏まえ、一定の給与水準を維持する必要があること、国際機関や他国援助機関の職員の構成と同様、給与水準が低い職員が少ないことが挙げられる。

【平成21年度の人件費（削減対象）支出実績】

（単位：百万円）

	17年度 実績 (ベースライン)	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	増減 (対17年度実績)
人件費	16,740	16,528	16,577	16,154	15,330	△1,410 (8.4%減)

*削減対象人件費：役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与

*旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に伴い、ベースライン（17年度）及び18、19年度の人件費実績は、旧国際協力銀行（海外経済協力業務）の承継分等を勘案して見直しを行っている。

(注1) 20年10月1日の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合に当たって、旧機構の制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、旧国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間（原則として現行中期目標期間である23年度まで）を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。

(注2) 20年6月に公表した旧国際協力機構の23年度末の見込み値に比して、統合時のベースラインの上昇に加え、上記注1のとおり激変緩和措置を設けているため、統合後の見込み値は3.4ポイント上昇した。

4. モニタリング手法の確立に向けた取組

21年度は、小項目No. 4「統合効果の発揮」に記述のとおり、技術協力の成果管理等のた

めのモニタリング方法を含む事業マネジメントの基本的な考え方をとりまとめた「事業マネジメントハンドブック」を基に、その実践に向けて「事業マネジメント研修」を企画し、職員が協力プログラム及びプロジェクトを適切に企画立案、実施・モニタリングをしていく上で必要となる知識・ノウハウの習得を推進した。

また、成果管理の基礎となる目標及び成果指標が適切に設定されるよう、評価部は事業事前評価表を横断的にチェックしているが、21年度は、成果指標に係るベースライン調査の実施に対する支援を開始した。

これら研修の結果並びに目標及び成果指標のチェック状況等を踏まえ、モニタリング手法及び体制の改善について関係部署間で検討を行い、その結果を基に、22年度は、モニタリング調査等の改善を図っていく。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 統合効果の発揮

小項目 No. 4 統合効果の発揮

【中期計画】

(1) 統合効果の発揮

国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、

- 国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。
- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。

【年度計画】

I 統合効果の発揮

- ア. 国別の援助実施方針の検討を進めるとともに、協力プログラムを用いた援助分野の重点化を促進し、これに沿った事業展開計画の活用を進め、協力目標達成へのシナリオを明確化する。
- イ. 協力プログラムの形成等を通じて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る案件形成を迅速かつ一体的に実施するため、「協力準備調査」を実施し、迅速な案件の立ち上げに努める。

【当年度における取組】

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を実現すべく、国・地域の開発課題の把握・分析を通じ各国の優先開発課題を明確にしつつ国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。国別の援助方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するため「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定の上、さらなる戦略性向上のための取組を行った。また、協力プログラムの概要（協力シナリオ、案件及び工程）をとりまとめ、国別アプローチ及び3つの援助手法の最適な運用の具体化に向け、外務省とともに「事業展開計画（ローリングプラン）」を引続き作成し、また、外務省のホームページ上で公開されることにより、機構の協力方針の共有・理解や案件形成の計画的な実施、援助の予測可能性の向上を図った。さらに、協力準備調査を実施し、協力プログラム及び個別案件の形成や迅速化に取り組んだ。

以上の取組の結果、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現してきている。

1. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化

平成21年度は、政府の国際協力重点方針を踏まえ、統合後初めて3つの援助手法を包含した事業展開の方向性を定め、その中で組織全体及び地域毎の重点課題を定める等、地域別アプローチを強化し、それに基づき地域毎の予算配分、事業の形成・実施を行った。国別の取組として、各国の開発課題を把握・分析し、各国において重点的な支援対象となる開発課題等を明確にしつつ「国別援助実施方針」を24カ国について外務省とも共有の上、完成させた。「国別援助実施方針」については、機構として、各国への援助の選択と集中の検討等に活用し、開発成果を見据えた国別アプローチの取組を一層推進した。なお、外務省とともに、国別の援助方針に沿った事業実施を更に強化していく中で、「国別援助実施方針」のあり方を見直すとともに、機構の現場での経験・知見等を活用した現状及び課題の分析に一層重きを置きつつ策定を進めるべくその内容について検討を行っている。

また、事業を効果的に実施するため、上記の「国別援助実施方針」を踏まえ、具体的な協力目標とその達成のために3つの援助手法を最適に運用するためのシナリオとして協力プログラムを位置づけ、その戦略性の向上や円滑な形成及び運用に向け、プログラム・アプローチの一層の強化を図ってきた。

21年度は、前年度に設置した協力プログラムに関する内部連絡会にて、協力プログラムの戦略性向上に向けた各種課題（目標設定、協力シナリオ作成、実施・モニタリング体制における具体的な手法等）に関する検討を継続し、その結果を踏まえ、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」（執務参考資料）を作成した。また、これら協力プログラムの形成、実施、管理に係る機構職員向けの「事業マネジメント研修」（21年度内4回開催）を通じて同ガイドライン及びプログラム・アプローチの考え方について周知した。

各地域においては、今後重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定し、それについて十分な国別開発ニーズの分析を踏まえた協力プログラムの計画策定、協力プログラム単位での適切な事業マネジメント手法等を検討した。

今後、プログラム・アプローチの一層の強化に向け、協力プログラムの戦略性を高め、それらを実践していくとともに、従来のプロジェクト毎の採択に換え協力プログラム毎の採択に向けた検討を外務省と継続し、実現させることが課題である。

「事業展開計画（ローリングプラン）」については、協力プログラムの概要（協力シナリオ、案件及び工程）をとりまとめるとともに、国別アプローチ及び3つの援助手法の最適な運用の具体化に向け活用を図った。21年度から外務省が「事業展開計画」をホームページ上にて公開することとなり、機構と政府との間での協議を経て、外務省ホームページ上にて80カ国を公開している。外務省との間では、「事業展開計画」を新規案件等の検討のツールとして引続き活用し、海外拠点においてはこれまで以上に相手国政府や他ドナーとの対話の中で利用し、機構の協力方針の共有・理解や案件形成の計画的な実施、援助の予測可能性の向上に貢献した。

【戦略性の向上に取り組んだ協力プログラムの事例】

●インドネシア「気候変動対策支援協力プログラム」

機構では、我が国政府が提唱する「クールアース・パートナーシップ」（20年1月）を踏まえ、気候変動対策円借款の第1号事例として、インドネシアに対し「気候変動対策プログラム・ローン」（20年9月、約308億円）、翌年には、「鳩山イニシアティブ」に基づく第1号事例として、「気候変動対策プログラム・ローン（Ⅱ）」（21年12月、約374億円）を供与した。同プログラム・ローンで合意されている政策改善効果の増大を目指し、協力準備調査を実施（21年8～9月）、「気候変動対策支援協力プログラム」の下で、3つの援助手法を組み合わせた協力プログラム目標、成果、目標達成のためのシナリオを新規に形成した。

本協力準備調査により、インドネシア政府の気候変動に係る政策・施策の現況確認・分析とともに、同時期に要望調査で要請された技術協力及び無償資金協力の個別案件のニーズ確認、協力プログラムにおける協力シナリオと実施妥当性等の検討を行い、協力プログラム計画書（協力プログラム概念図、事業展開計画含む）として21年度にとりまとめた。

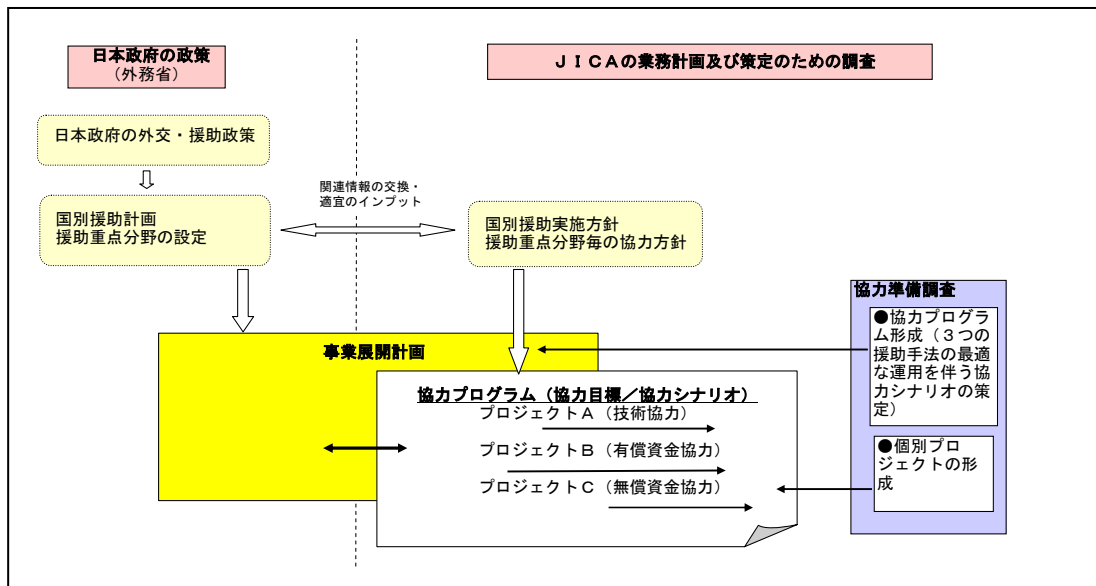
また、このインドネシアに対する気候変動対策プログラム・ローンについては、機構の主導の下、フランス開発庁（AFD）が協調融資を実施し、世界銀行も協調融資に向けて本格的に検討を開始しており、本プログラムはこれら他ドナーの活動も包括的に組み入れている。

●エルサルバドル「東部地域開発プログラム」

内戦の影響を大きく受けたエルサルバドル東部地域において、機構が策定を支援した東部地域開発マスタープランに基づき、ラ・ウニオン港を起点としたインフラ整備、同地域の発展に寄与する人材育成並びに農業、漁業及び観光業等の経済活動の生産性向上を通じた複合的な地域開発に取り組む協力プログラムを形成した。本協力プログラムでは、円借款にて整備したラ・ウニオン港を核として、技術協力やボランティア派遣等の援助手法を組み合わせた包括的な支援を行い、ラ・ウニオン港及び周辺地域の活性化に向けた港湾・物流人材の育成、東部地域に根差した地場産業振興を図ることが計画されている。

また、東部地域周辺では、米国等の他ドナーによりエルサルバドルのラ・ウニオン港とホンジュラスのコルテス港を結ぶ道路ロジスティック回廊建設が行われているほか、同区間において無償資金協力により日本・中米友好橋が建設されており、本協力プログラムの実施により、こうした周辺地域や域内の開発とも連携しつつ、総合的な開発効果の発現が期待される。

JICAの案件形成プロセス



2. 協力準備調査の実施

21年度は、251件の協力準備調査に着手した。そのうち、協力プログラムの形成を目的とした協力準備調査は37件あり、これらの調査を通じて技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法を活用した戦略的な協力プログラムの形成を図っている。また、協力プログラムの戦略に沿って、先方政府・実施機関と「事業展開計画（ローリングプラン）」を活用しつつ具体的な案件形成の協議を行い、迅速に案件形成を行うための協力準備調査を実施している（技術協力31件、有償資金協力38件、無償資金協力145件）。また、3つの援助手法を最適に組み合わせ戦略性の高い援助計画を策定した上で、協力プログラムとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の個別案件を一体的に形成するための協力準備調査も実施しており（24件）、開発効果の高い協力の迅速な形成・実施にも貢献した。

22年度は、協力準備調査を導入して1年半が経過したことを受け、協力準備調査導入による迅速化、3つの援助手法の連携に係る効果の検証を行う予定である。

3. 迅速化に向けた取組

協力準備調査の導入により、従来に比べ、案件形成段階に要する時間が短縮されるとともに、21年度は、協力準備調査の実施決定手続きの運用面での改善が行われたこともあり、円借款を念頭に置いた協力準備調査は、調査の政府への提案から決定までの期間について1ヶ月以内を維持した。無償資金協力の調査についても、円借款と同様、政府への提案から決定までの期間は1ヶ月以内となった。これにより、調査実施の予見性が高まり、計画的な事業計画の策定が可能となった。

また、協力準備調査後に円滑に本体の実施につなげるべく迅速化に努めた結果、政府への調査実施提案から協力準備調査を経て円借款の貸付契約（L/A）調印まで早いもので1年半を切る

案件も実現している。無償資金協力についても、協力準備調査による迅速・機動的な案件の形成に努め、21年度補正予算に係る事業については、機構は、政府からの調査要請を受け迅速に調査を実施、結果を政府に報告し、早期の贈与契約（G/A）締結につなげ、政府からの調査要請から贈与契約締結まで1年弱となる案件も実現している。

22年度以降も引続き、協力準備調査の実施及び資金協力事業の開始後の円滑な本体の実施につなげていくことが課題であり、今後も円借款及び無償資金協力事業のモニタリングを通じ、迅速化を図る。

上記の国別・地域別アプローチ、プログラム・アプローチの戦略性強化、協力準備調査の導入等により、調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化、技術協力の成果の資金協力による拡大の試み、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大、海外・国内拠点ネットワークを活用した資金協力ニーズへの迅速な対応や質の向上といった統合のシナジー効果を発揮する事業が実現している。

最適な援助手法の組み合わせにより従来にも増して高い援助効果が期待される事業、新しい形の取組も出てきており、そのうちいくつかの事例は以下の通り。

●事例1：調査等のプロセス短縮や制度変更による事業の迅速化ーバングラデシュ「農村地域配電網整備事業」

円借款の実施に向けたフィージビリティ調査については、従来、相手国政府から開発調査の要請を取り付け調査実施決定まで約7ヶ月を要していたが、本件では、協力準備調査の実施決定までのプロセスを約1ヶ月、その後、調査開始までの期間を約2ヶ月程度に短縮した（20年10月末に調査検討を開始し、21年2月に調査を開始）。21年10月の調査完了直後となる11月には円借款審査を実施し、22年3月にL/A調印に至った。案件の複雑性・規模等により調査及び審査に要する期間は案件毎に異なるが、本件のように調査準備の短縮化、調査完了後即時の審査着手等により、案件形成から1年半でL/A調印に至る迅速化事例が出てきている。なお、同国では、「農村開発技術センター機能強化計画」（技術協力）を実施中であり、本案件による農村地域の電化を含め総合的な開発に取り組んでいる。

●事例2：技術協力の成果を資金協力で拡大ーウガンダ「コメ振興プログラム」

ウガンダでは、コメの生産性・生産量増加を目的として、ネリカ米（アフリカ向けに開発された陸稲品種）の栽培・育種・収穫後処理技術等に関する人材育成、政府関係者や農家に対する小規模灌漑を用いた稲作に関する研修を実施中である。こうした技術協力の成果を踏まえ、無償資金協力にて「稲研究・研修センター」を整備中であり、同施設を拠点としたウガンダの研究者、農業行政官、農家に対する技術移転の拡大・加速、ウガンダ以外の東南部アフリカ地域におけるネリカ米を含む稲作技術の普及等が計画されている。このように、技術協力による稲栽培技術の改善と、無償資金協力により整備されたセンター等を中心としたノウハウの面的拡大に関する取組が始まっている。

●事例3：技術協力及び資金協力を複合的に活用した包括的な支援－「ベトナム中小企業・裾野産業開発プログラム」

「ベトナム中小企業・裾野産業開発プログラム」は、中小企業及び裾野産業の発展に不可欠な経営資源（人材・資金・技術）の提供を拡充するため、円借款を通じた中小企業向けツーステップローンによる資金供給と、政府関係機関・大学・金融機関の能力向上を図る技術協力、中小企業に対する経営・技術指導を行うボランティア派遣等の投入を有機的に組み合わせて、政策・制度改善から現場の人材育成までを包括的に支援するものである。このように複数の援助手法を総合的に運用することにより、上位の政策枠組である「投資環境整備のための日越共同イニシアティブ」（日越両国の官民が協力してベトナムの投資環境改善に取り組む枠組）に対する積極的な貢献が期待されるとともに、個々の中小企業レベルでも経営環境改善等の支援効果が期待される。

なお、以上の事例に留まらず、他の項目で紹介されている事例においても（インドネシア気候変動対策（上記「1. 国別・地域別アプローチ及びプログラム・アプローチの強化」）、アフリカの広域運輸インフラへの支援（小項目No. 5「効果的な事業の実施」）等）、最適な援助手法の組み合わせ等による取組が実施されている。

(2) 事業に関する横断的事項

小項目 No. 5 効果的な事業の実施

【中期計画】

(2) 事業に関する横断的事項

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）等の政府開発援助以外の公的資金（OOF）の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、

- 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。
- 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。
- 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との適切な連携・協力を確保する。
- 事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。

なお、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「(イ) 技術協力」及び「(ニ) 国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。

【年度計画】

ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、クールアース・パートナーシップに基づく気候変動問題対策及び第4回アフリカ開発会議（TICADIV）に対応

したアフリカ向け協力をはじめとする、優良な案件の形成を積極的に支援するとともに、機動的・効果的な実施を図る。

- イ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の策定・改訂を行う。また、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、同コンテンツの活用を促進する。
- ウ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、金融・経済危機、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- エ. 関係機関・他ドナーとの連携協力を、協議や人事交流等を通じ進めるとともに、共通の関心事項につき国際会議等を通じ発信する。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会の動向や議論を踏まえ、機構の取組・貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上等の議論を踏まえ、機構の事業における対応の必要性等を検討し、適切に対処する。
- カ. 民間企業等との対話を引き続き強化し、連携のあり方等の検討と内外での共有を進め、民間企業と連携した協力の実現に努める。
- キ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- ク. 国別・地域別の協力戦略策定のための外部有識者を招いた会議、技術協力プロジェクトに係る国内支援委員会、課題別委員会等各種委員会、専門家等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- ケ. 日本政策金融公庫（国際協力銀行業務）との定期的な連絡会を通じ、情報共有や意見交換を進め、開発途上国への資金協力における連携を維持する。
- コ. 帰国研修員をはじめとする J I C A 事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- サ. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。また、円借款事業に係る案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言を踏まえ、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底、及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。

なお、平成 21 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）の海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出のために措置されたことを認識し、「（イ）技術協力」及び「（ニ）国民等の協力活動」により、日本人技術者等雇用創出対策に活用する。

【当年度における取組】

政府の開発援助政策及び方針に則り、開発途上国の援助需要を踏まえた案件形成支援を行うとともに、金融・経済危機における対アジア支援、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動対策、アフリカ支援といった重点政策に沿った協力を実施し、特にアフリカ支援については、政府

が主導した「横浜行動計画」に基づく目標値を上回る取組を実施した。また、補正予算（第1号）により、我が国の雇用創出にも資する開発途上国における経済危機に対する取組を実施した。

開発パートナーシップの強化のため、他ドナーとの国・地域レベルでの戦略的な連携の枠組づくりへの取組を行い、また、民間企業との連携のためのツールとしてPPPインフラ事業に関する調査の制度構築等を行うとともに、官民連携案件を形成・実施した。さらに、地方自治体、大学、NGO等との連携強化に努めた。

事業の質の向上を図る取組として、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映に取り組んだ。また、アフガニスタン等の安全管理上の特別な配慮が必要な地域におけるJICA関係者に対する安全管理・対策の強化を行うとともに、施設建設におけるコントラクター等向けの安全対策の実施に取り組んだ。

1. 政策に基づく事業の実績

(1) 政策に基づく事業の案件形成・実施実績

政府の開発援助政策及び援助方針等の政策に則り、開発途上国の援助需要を踏まえ、課題解決に向けて策定したプログラムに沿って案件形成を実施している。平成21年度は99カ国238の協力プログラムにおいて、協力準備調査を通じた案件を形成し、これらは22年度及び23年度の新規案件として検討される予定である。

なお、20年度に案件形成された264の協力プログラムのうち、21年度及び22年度の新規案件検討にて、予算削減の状況下、200の協力プログラムにおいて案件が採択された。

上述の政府の政策に基づいた案件形成の実施を通じ、政府の重点方針に基づく取組を実施した。外務省の「平成21年度国際協力重点方針」の重点事項に基づく主な取組は以下の通り。

ア. 金融・経済危機における対アジア支援

金融危機及び世界経済の後退に伴いアジア各国の金融市場や実体経済への影響が深刻化する中、21年4月のロンドン・サミットにおいて、日本政府は、アジア諸国の金融・経済危機の影響への迅速な対応、成長力強化と内需拡大を支援するため、最大3,000億円規模の緊急財政支援円借款の導入を表明し、機構はその実現に向けた取組を開始した。ベトナム、インドネシア、フィリピンにおいて、投資環境・インフラ整備、貧困削減等を目的として政策・制度や行政組織の改善を支援する従来のプログラム・ローンに追加して、金融・経済危機に対応するための内需拡大や社会的弱者への予算支出の確保や拡大への取組に対して合計約711億円の「緊急財政支援円借款」（24年4月までの時限措置）を供与した。また、プログラム・ローンや「緊急財政支援円借款」とともに、金融・経済危機対応への効果を高めるべく、産業人材育成、地方産業振興、金融機関機能強化等への技術協力や中小企業・裾野産業等への資金供与を組み合わせた支援を実施した。

「緊急財政支援円借款」と従来のプログラム・ローンによる財政支援の合計は、1,288億円の支援となる（ベトナム、インドネシア、フィリピン以外にラオス、モンゴルに対して供与）。

【ベトナムの金融・経済危機への対応支援】

金融・経済危機の下、ベトナムの成長は大幅に減速、総額80億ドル相当の景気刺激策を開始した。こうした中、他のドナーとも連携しつつ、機構として「第8次貧困削減支援借款」（549億円^{（注）}）の円借款を供与、景気刺激策を財政面で支援した。本円借款の供与に当たっては、金融や社会分野等における改革の実施が条件となっており、これらの改革実施に対して中央銀行機能強化等の技術協力による支援も実施している。

また、危機への影響を緩和する必要から中小企業・裾野産業支援、貧困地域への小規模なインフラ整備等の支援を行うとともに、成長の確保ため主要道路、首都の空港ターミナル等の整備への支援を実施し、ベトナムの短期的危機対応、中長期的な成長確保に貢献している。

（注）うち、景気刺激支援分は479億円。

イ. アフガニスタン・パキスタン支援

アフガニスタンではタリバン政権崩壊の翌14年1月の「アフガニスタン復興支援国際会議」（東京会議）以降、機構は、緊急復興支援による学校や道路建設を始め、我が国支援の重点分野である「治安の改善」、「インフラ整備」、「農業・農村開発」、「教育及び保健・医療等の基礎生活」分野に対し支援を実施し、首都カブールを始め、カンダハール、マザリシャリフ、ジャララバード及びバミヤン等の地方も含めた支援を行っている。

こうした支援の結果、保健分野では、「結核対策プロジェクト」において、結核有病率（対10万人）が661人（18年）から231人（20年）に減少、農業分野では「ナンガルハール州稲作農業改善プロジェクト」で、試験場において米の収量が3トン/haから10トン/haに増加している事例が見られる等、成果が出てきている。

21年度は、11月に政府が「テロの脅威に対処するための新戦略」を表明したことを受け、アフガニスタンの平和と安定をより一層推進するため、「インフラ整備」と「農業・農村開発」を最重点支援分野として取り組んだ。「インフラ整備」については、帰還民の定住等により人口が急増しているカブール首都圏の道路や電力等の社会基盤整備及びカブール周辺の開発計画を完成させたことを受け、道路及び水資源開発にかかる調査を開始し、また「農業・農村開発」では、実施中の「ナンガルハール州稲作農業改善プロジェクト」の成果の穀倉地帯である北東部への展開、行政能力向上、水資源開発・管理、生産性向上、付加価値農業の促進への支援に向けた準備を行った。

パキスタンへの支援について、日本政府の2年間で最大10億ドルの支援の表明を受け、機構は、マクロ経済改革、経済成長支援（経済インフラ等）、貧困削減等を支援の中心に置き、同国の安定化と発展のために、技術協力及び資金協力を有機的に組み合わせた支援に取り組んだ。経済の最大のボトルネックとなっている電力整備への円借款の貸付契約を調印、「水と衛生の確保プログラム」（協力プログラム）における協力準備調査の実施、また、経済危機の克服と再発防止のために、政策制度改善を伴う財政支援型円借款を準備するとともに中小企業・投資環境整備等に係る技術協力の実施や準備に取り組んだ。

ウ. 気候変動対策

機構は、小項目No. 8「環境社会配慮」にて詳述のとおり、「クールアース・パートナーシップ」及び21年9月に発表された「鳩山イニシアティブ」の促進に向けて積極的に貢献すべく、気候変動対策に資する案件形成及び実施に取り組むとともに、国際機関・他ドナーとの連携、国際会議での取組を積極的に実施した。

エ. 対アフリカ支援

20年5月に開催された第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、日本政府は24年に対アフリカODAを倍増し18億ドルとすることを表明するとともに、「横浜行動計画」（YAP）の採択を主導し、計画に則った支援を着実に実施する旨表明した。機構はこれを受け、TICADIVで掲げられた3本柱である、①成長の加速化（インフラ、エネルギー、農業等）、②人間の安全保障の定着（ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、平和構築支援等）、③環境・気候変動対策に沿って取組を実施した。

対アフリカODA倍増について、24年の目標達成に向けて21年度は積極的に案件形成に取り組む、また、YAPにおいて掲げられた分野別の無償資金協力及び技術協力の目標額についても「インフラ」、「水と衛生」分野においては、目標値をほぼ達成し、その他の分野も順調な実施状況にあり、機構として目標達成に向け貢献した。

【分野毎のYAP目標額に向けた達成状況（単位：億円）】

分野	JICA実施分			日本政府目標値
	20年度	21年度 ^(注)	20-21年度合計	(20-24年度の累計)
インフラ	162	258	420	370
農業	126	77	203	260
教育	105	123	228	440
保健	123	104	227	430
水と衛生	110	170	280	300

(注) 無償資金協力は21年度交換公文署名分、技術協力は20年度の総額に基づく見込み額。

「成長の加速化」については、広域運輸インフラ整備として、地域毎に重要回廊を絞り込み、最優先分野として道路・橋梁を中心に案件形成を実施した。資金協力により重要回廊の道路整備等を実施し、また、物流を促すためのワンストップボーダー・ポスト（国境での通関等手続きを2カ国分同時に実施するハード・ソフトの包括的仕組）を14箇所について支援することとしており、21年度は資金協力・技術協力を活用しながら8箇所について支援を実施、残り6箇所についても相手国政府や他ドナーとの調整を行いつつ案件形成を実施した。また、ウガンダ、ケニアにおいて電力インフラ整備への支援を実施するとともに、ザンビアの「投資促進プロジェクト」による投資活動の誘致、エチオピアにおける品質改善及び生産性向上など、インフラ整備と投資・産業分野への支援の組み合わせによりアフリカの経済成長への支援を実施した。

(2) 「経済危機対策」(21年度補正予算)の実績

「経済危機対策」として措置された21年度補正予算(第1号)により、技術協力、国民参加型協力を通じた開発途上国における経済危機に対する取組を支援した。具体的には、技術協力として、開発途上国の経済危機に対応し、かつ日本の雇用創出にも資する中小企業・地場産業の発展、貿易・投資・金融分野の制度整備、人材育成のための専門家の派遣及び研修員の受入等を、案件の形成・採択を追加的に行った上で、実施した。国民参加型協力においては、経済危機の影響を強く受けている社会的弱者に対する支援として、ソーシャルセーフティネットの強化支援の観点から、村落開発普及員、看護師・助産師、職業訓練等のボランティア派遣及び草の根技術協力事業を実施した。

【各事業の実績】

主な取組	実績
中小企業の経営等に知見を有する 専門家派遣等の拡充	455人(535.5人月)の専門家等の派遣 ^(注)
経済危機対応緊急研修員の受入	研修46件969人の研修員受入 研修講師872人(65.3人月)による講義等の実施
青年海外協力隊、シニア海外ボラ ンティア派遣の拡充	青年海外協力隊 長期74人(332人月) 短期21人(116人月) シニア海外ボランティア 長期13人(56人月) 短期1人(4人月)
我が国NGO支援の拡充(草の根 技術協力事業)	草の根技術協力事業33件 業務従事者数421人(1,237.8人月) ^(注)

(注) 22年度以降分も含む。

本補正予算により、1,857人(2,346.6人月)の派遣及び契約締結等を行い、1,000人を超える雇用創出効果が実現する見込みである。なお、21年度には1,469人の派遣等を行った。

【補正予算による「経済危機対策」の取組事例】

●カンボジア「生産性向上に重点を置いたパイロット中小企業支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)

中小企業政策の改善及び中小企業の実産性向上を目的とした案件において、現場レベルでの生産性向上及びビジネス開発サービスに関する専門家を派遣した。

●「南アジア地域・中小企業振興」(課題別研修)

日本の行政や産業界による中小企業振興策及び各企業側の活動の双方向からの取組を理解することを通して、南アジア6ヶ国の中小企業向け支援策等の検討・改善に活かすことを目

的に実施した研修において、中小企業関係者が講義等を担当した。

●「北インドの農村栄養と母子保健改善プロジェクト」(草の根技術協力事業)

僻地農村部における母子保健改善を目的とした案件において、母子保健、栄養改善等の専門家を派遣し、農村ヘルスボランティアの育成研修や農村の女性のための健康・栄養改善セミナー開催等を行った。

2. 開発パートナーシップの強化

(1) 国際援助協調・他援助機関との連携強化

ア. 国際会議への参画・他ドナーとの連携

21年度は、案件レベルでの連携のさらなる推進を図るとともに、開発効果の一層の向上のため、国際機関・他ドナーとの国別・課題別の支援の方向性に関する協議等を通じて、より上流の国・地域レベルにおける戦略的な連携の枠組づくりへの取組を強化した。例えば、世界銀行とは、アジアやアフリカにおいて国・地域別の開発課題や支援方針に係る協議を活発化させ、具体的な成果として、インドネシア「開発政策借款(VI)」での協調融資や、アフリカ農業分野では、我が国が主導し、アフリカにおける米生産倍増を目指す「稲作振興のための共同体(CARD)イニシアティブ」に基づく、世界銀行の開発政策・人材育成基金(PHRD基金)を一部に活用した農業生産性向上プロジェクトの着手等につながった。

また、アジアの新興ドナーの積極的な展開を踏まえ、開発効果の増大、南南協力支援やドナー化支援等の観点から、これら新興ドナーとの連携を深化させるべく、韓国、中国、タイ等との間で、アフリカ支援や気候変動対策等の重点分野に係る戦略・方針の情報共有や連携・協調の方向性の検討を行った。具体的連携案件として、韓国との協調融資によりアフリカ広域インフラのナカラ回廊の一部であるモザンビークの道路案件に対して円借款を供与した。また、21年に発足した「中国—DAC研究グループ」に参画し、日本の経験・実績、援助理念等を共有しつつ、効果的なアフリカ支援等について関係者と意見交換を行った。

【主な連携実績】

機関名	連携にかかる取組内容
世界銀行	<ul style="list-style-type: none">・ 22年完成予定の国家の脆弱性及び復興から開発までの支援を主題とした「世界開発報告書2011」の作成に参画。具体的には、研究所を中心にバックグラウンド・ペーパーの提供や地域会合(22年4月)の共催に向けた準備等を通じて、日本及びアジア地域における復興・開発の経験、経済成長が復興・開発に果たした役割等の情報・知見を提供。・ 気候変動に関する多国間パネル(IPCC)基準による東アジア大都市への気候変動の影響について、アジア開発銀行も含めた3機関による共同研究を実施中。・ ベトナム「第8次貧困削減支援借款」を協調融資により実施。
アジア開発銀	<ul style="list-style-type: none">・ モンゴル「社会セクター支援プログラム」、ベトナム「第8次貧困削減支援借款」、グル

行 (ADB)	<p>ジア「東西ハイウェイ整備事業」等を協調融資により実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ADBの「気候変動の経済学」東南アジア版、東アジア版の作成に協力。
フランス開発 庁 (AFD)	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア「気候変動対策プログラム・ローン (II)」を協調融資により実施。 ラオスの農業分野において、機構とAFDは主要ドナーとしてセクター全体を調整。具体的連携としては、AFDが灌漑整備計画及び活動計画を策定。その一部である灌漑設備の農民への移管政策に機構が技術協力により支援。
国連難民高等 弁務官事務所 (UNHCR)	<ul style="list-style-type: none"> 紛争影響国での人道から開発への継ぎ目のない支援の実現のため、難民・帰還民、合同ニーズ調査の実施など、緊密に連携。 アフガニスタン、スリランカ、スーダン、ケニア (ソマリア難民)、ウガンダ北部、コロンビア、エクアドル、中東 (イラク避難民) 等における連携案件形成・実施。

また、我が国の援助のプレゼンス強化の観点から、各種セミナー、国際会議等で機構の取組について発信した。例えば、国際シンポジウム「国家建設へのチャレンジ in Asia」(11月)において、ドイツと共に、人間の安全保障と国家建設の関係、東南アジアやアフガニスタンにおける国家建設について経験・教訓等を発信した。

イ. 援助協調の枠組への対応

22年を目標年次として、OECD開発援助委員会(DAC)の「援助効果向上にかかるパリ宣言」(17年3月。以下、パリ宣言)や「アクラ行動計画」(20年9月。以下、AAA)といった援助協調の枠組への対応として、AAAに沿ったキャパシティ・ディベロップメント(CD)や南南協力支援に関する機構の経験を積極的に発信した(詳細は小項目No. 11「技術協力」を参照)。また、パリ宣言の現地適用が進む中、機構がパートナー国の全体・分野別のドナー会合の議長・副議長となる例も増加している。さらに、これまでの援助効果向上の取組の総括及び今後の取組を協議する23年11月「ソウル・ハイレベル・フォーラム」に向け、開発途上国における新興ドナーの台頭や民間資金の流入増加を踏まえ、ブルッキングス研究所、韓国国際協力事業団(KOICA)と共に「ミレニアム開発目標及び援助効果向上に関するパリ宣言後の開発援助の方向性」をテーマにした国際共同研究に着手した。

DAC対日援助審査^(注)に対し、機構は、本部でのヒアリング及びケニア、バングラデシュにおけるフィールド審査を受け、統合の経緯と効果、協力プログラムの戦略性強化、援助協調への対応、CDの取組等について説明した。審査の結果、技術協力から資金協力まで包括的な支援を提供できる機構の実施体制や、現場レベルでの援助協調への積極的な参画の優良事例、CDや南南協力支援の取組等が高く評価された。

(注) OECD開発援助委員会(DAC)加盟国に対する援助政策・援助実績全般にわたる審査。日本は最近では11年、15年に審査を受けている。

（２）民間連携に向けた取組

ア．民間連携を促進する体制・ツールの整備

20年度に策定した「民間連携に関する基本方針」に基づき、民間連携を促進するためのツールとしてPPPインフラ事業^(注1)支援及びBOPビジネス^(注2)との連携に関する検討・制度設計を行った。PPPインフラ事業については、同事業への参画を計画している民間企業からの提案に基づき、円借款を念頭においたPPPインフラ事業を形成するための協力準備調査の制度設計を行い、公示を開始した。また、BOPビジネスと機構の連携については、外部有識者による研究会及び公開セミナー等を通じて連携策を検討した。

(注1) 従来公共事業として、公的部門が建設・整備し、サービスを供給していた分野について、公的部門のみならず、民間部門が民間事業として役割を一部担い、官民が一体となってサービスを行う事業。

(注2) 開発途上国の人々（貧困層を含め40億人と言われる）を対象としたビジネス。

また、機構内の民間連携に係る知見の蓄積や、職員の理解促進を図るために、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）におけるデータベースの構築や、研修・セミナーの開催等を行った。

イ．機構の民間連携に関する対外発信・ニーズ把握

民間連携の優良事例を集めたパンフレットの作成や「よくある質問と回答」の掲載等による機構ホームページの充実を通じて、対外発信を強化した。また、関西経済連合会や国連グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク^(注)による各種セミナー等への参加・協力、BOPビジネスに関する公開セミナーの開催等を通じて、機構の民間連携への取組及び連携事例に関する説明・発信を行った。

この他、国内外の拠点においても、民間企業等に対して機構の民間連携の取組について説明を行うとともに、経済団体や個別企業、NGO等との協議、企業CSR活動とNGOのマッチング等の取組を通じて、民間連携に関するニーズ把握、案件発掘に努めた。

(注) 11年にアナン国連事務総長（当時）が提唱した国際的イニシアティブ。企業活動における人権・労働基準・環境分野の10原則を掲げており、賛同する企業等が加盟している（全世界で8,000団体余、日本でも100団体以上が加盟）。

ウ．民間連携案件の形成・実施

21年度は、民間連携の視点が強い技術協力案件17件が採択され、円借款は7件が承諾に至った。また、国内機関による民間企業と連携した研修の実施や企業CSR活動と技術協力及びボランティア事業との連携等、民間連携案件の形成・実施が進みつつある。

【民間企業との連携事例】

●カンボジア「シハヌークビル港整備事業」（円借款）

本事業は、カンボジアで唯一の大水深港であるシハヌークビル港の多目的ターミナルの建設を支援し、貿易の促進及び投資環境の整備に寄与するものである。本多目的ターミナルの設計段階では、実際にターミナルを使用することになる民間企業のニーズを汲み上げて、より大型

の船舶の入港・停泊が可能な規模の埠頭及びヤード、オイルサプライベース^(注)を整備する計画とした。本事業の実施により、日本を始めとした民間投資の増加、日本企業も参画している油田開発事業の促進が期待される。

(注) 油田開発企業が、沖合の油田近くに整備する石油プラットフォームに向けて、油田開発に必要な掘削資機材や、労働者の生活用品を管理、発送するターミナル。

●「アジア地域太陽光発電導入のための基礎研修」(課題別研修)

「アジア環境・省エネビジネス人材育成・交流プログラム」を提唱する関西経済連合会との間で、当該分野における機構との連携の可能性について検討を重ね、開発途上国の太陽光等代替エネルギーや省エネ担当の行政官に対する太陽光発電に関する研修を企画、実施した。研修では、関連企業の現場視察等を行い、太陽光発電産業が政策に呼応してどのように成長してきたかを紹介し、自国に適した太陽光発電導入・普及計画の策定を支援、同計画の発表会には、日本企業も参加し、研修成果を活用するための助言を行った。

(3) 地方自治体との連携

地方自治体との連携については、昨今の厳しい地方自治体の財政状況も踏まえつつ、各国内拠点において、主に、草の根技術協力事業(地域提案型)、研修員受入事業、開発教育支援や市民参加協力支援事業を通じ、所管都道府県の地方自治体との連携を図っている。

主な実績は以下のとおり。

- ・草の根技術協力事業(地域提案型): 56件
- ・課題別研修コースの地方自治体による受入: 46件
- ・地方自治体との連携イベント開催件数: 192件

また、小項目No. 14「ボランティア事業」で後述のとおり、教員を含む自治体職員の現職参加や帰国ボランティアの特別採用枠の設定など、機構のボランティア事業においても連携の強化を図っている。

地方自治体との連携については、20年度に策定した課題別指針「市民参加」も踏まえ、主要な連携先(地方自治体、地域国際化協会、教育機関、NGO等)に対する都道府県毎のアプローチについて検討を行った。この他、地方自治体・地域国際化協会と連携し、実務者を対象とした「国際協力マルチアクターサミット in 函館」(北海道・東北地域)や、地方自治体の国際協力担当部署との定期会議(埼玉県、兵庫県、広島県、沖縄県、横浜市等)の実施等を通じ、地方自治体との連携強化を図った。

【21年度における地方自治体との連携の取組事例～草の根技術協力事業(地域提案型)における沖縄県との連携】

機構の研修の視察先であった沖縄県平和祈念資料館は、沖縄の平和教育の拠点としての知見を開発途上国に伝え、世界の平和に貢献する事業を検討していたところ、沖縄国際センターと

の協議を通じ、カンボジア国のトゥール・スレイン博物館^(注)に協力のニーズがあることを確認し、同博物館の平和への意識啓発、平和教育の取組を支援する草の根技術協力事業（地域提案型）を21年5月より開始した。本協力を通じ、同資料館の学芸員が博物館における資料展示や保存技術の指導、カンボジアの学生に対して「命の大切さ」を訴える平和教育の実践授業を行う等の支援を行っている。

(注) 1975年から1979年にかけてカンボジア全土を掌握したポル・ポト政権時代に、政治犯などを収容し拷問・殺戮が行われた施設を保存、改修した国立博物館。

(4) 大学との連携

20年度に策定した大学連携協定の締結方針に基づき、旧組織から協定及び覚書を承継した22大学に対してアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、改めて新協定・覚書を22年度に締結すべく、各大学との調整を開始した。

大学との連携の具体的な事例は以下のとおり。

● 「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト」(技術協力プロジェクト)

エジプト政府は科学技術振興施策の一環として、「少人数制、研究重視、大学院中心の大学」、「日本型の実践性・応用力を重視した教育、研究」など、日本型の工学教育の特徴を持つ質の高い科学技術大学を目指し、エジプト日本科学技術大学(E-JUST)を設立し、機構は20年10月より、大学のマネジメント能力と工学系専攻の教育及び研究の強化を支援するため、技術協力プロジェクトを開始した。プロジェクトの実施にあたっては、大学及びその教職員の知見が必要不可欠であることから、機構は、本邦の12大学^(注)の参加を得てコンソーシアム体制を構築し、本邦大学教職員の派遣やE-JUST教職員の本邦大学での受け入れを支援している。E-JUSTの工学系7専攻(電子・通信工学専攻等)への協力においては、それぞれ支援幹事校を定め専攻単位による組織的な支援を行っている。

21年度は主に本邦大学の教員派遣を通じ、まず3専攻についてカリキュラム・シラバス策定等を支援し、E-JUSTは22年2月より学生の受入を始めた。

(注) 早稲田大学、九州大学、北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、立命館大学、大阪大学

(5) NGO等との連携

小項目No. 15「NGO等との連携、国民参加支援」で後述のとおり、NGO等との連携として、21年度補正予算(第1号)による政策増分も含め190件の草の根技術協力事業を実施した。また、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的に、NGO-JICA協議会等を開催し、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業についての検討を行った。(協議会4回、分科会3回)

(6) 技術協力事業における民間の活用及び国民各層の参加機会の拡大

機構は、民間団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、以下の協

力事業を実施しており、21年度実績は202件（新規59件、継続143件）であった。

業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度 ・ 新規58件、継続137件の契約を締結（計195件、うちNGO等（NPO法人、財団法人、公益法人）との契約37件、大学等との契約7件）
提案型技術協力（PROTECO）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間からの提案を募り、協働で案件形成を行った上で、実施段階の事業を委託する制度 ・ 継続6件を実施
協力準備調査（民間提案型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間が有するノウハウを活用するため、技術協力プロジェクト等の形成段階における調査内容について、広く提案を募集 ・ 新規1件を実施

21年度も引続き、質の向上や効率化を図る取組を進めるために、国・地域別の支援委員会、技術協力プロジェクト等の実施に関する国内支援委員会及び課題別の委員会、事業評価に関する助言を得るため外部有識者事業評価委員会を設置し、学識経験者、NGO等から様々な提言、助言を得た。各種委員会委員のうち学識経験者やNGO等の割合は、国・地域別支援委員会では87.0%、国内支援委員会及び課題別の委員会では77.2%、外部有識者事業評価委員会は100%であった。

また、機構の事業実施における国民各層の参加も定着しており、21年度に新規派遣された専門家のうち学識経験者やNGO等の割合は81.5%となった。

（7）日本政策金融公庫との連携・協力

18年2月の「海外経済協力に関する検討会」報告書の指摘や衆議院外務委員会独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（18年10月27日（第165回国会））等を踏まえ設置された機構と日本政策金融公庫の連絡協議会を、21年度は計2回開催し、両機関のアフリカ支援、世界経済情勢を踏まえた取組、気候変動に関する取組、研究活動等についての情報共有及び意見交換を行った。

（8）その他連携の取組

ア．地球規模課題対応国際科学技術協力にかかる大学等国内研究機関との連携

地球規模課題対応国際科学技術協力は、環境・気候変動、感染症、水、災害等の地球的規模の課題の解決につながる新たな知見の獲得及びその成果の将来的な社会実装（具体的な研究成果の社会還元）を目指し、開発途上地域の社会的ニーズを基に、我が国の先端的知見により開発された技術を開発途上地域の発展に役立てるべく、本邦の研究機関と開発途上地域の研究機関とが国際共同研究を推進することによって、開発途上地域の人材育成及び研究能力の向上を図ることを目的としている。外務省、文部科学省（実施は独立行政法人科学技術振興機構）と連携して実施する技術協力事業として、20年度から開始した。21年度は、本事業として21件の実施を決

定した。

【地球規模課題対応国際科学技術協力の事例】

ボリビアでは、地球温暖化による南米アンデス山脈の氷河の融解により、将来的に水資源が枯渇することが懸念されており、東北大学が福島大学、東京工業大学と連携して、現地の国立サン・アンドレス大学水理学研究所と共同で氷河減少の解析及び水資源管理モデルの開発を行うことにより、流域の水資源管理計画策定に必要な提言を行う予定である。

また、インドネシア及び南アフリカでは、独立行政法人海洋研究開発機構がそれぞれ京都大学、東京大学と連携して、インドネシア技術評価応用庁、アフリカ気候地球システム科学センターと共同で、太平洋からインド洋、アフリカ南部の気候変動循環を解析し、気象予測の精緻化、農業や防災分野における気候変動の緩和策確立に向けた支援を行っている。

イ. 宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携

「宇宙基本法（平成20年法律第43号）」に基づき、内閣総理大臣を長とする宇宙開発戦略本部により21年6月2日に決定された「宇宙基本計画」において、「宇宙外交の推進」及び「外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力」が掲げられている。当該計画の趣旨を踏まえ、宇宙航空技術を活用し、開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与する国際協力の質の向上を図ることを目的として、JAXAとの連絡協議会を設置した。21年度には連絡協議会を2回実施し、双方の活動状況の紹介のほか、今後の連携強化のための意見交換を行った。

3. 事業の質及び効果の向上を図るための取組

(1) 課題別指針の策定・更新

機構は、前中期目標期間に引続き、開発に係る分野・課題を23に分類して、知識やノウハウの整理を進めている。課題毎の事業実施方針である「課題別指針」については、従来の技術協力を中心としたものから資金協力を含む3つの援助手法一体の方針として、20分野・課題42指針を対象として策定を進めており、21年度末時点で、20分野・課題において33の指針を策定・公開している。

開発課題等に関する知見を共有し事業に活用する体制として、全23分野・課題について主管部を中心とした分野課題ネットワークを設置し、分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツ整備等を実施している。21年度も、各分野課題の取組に係る優良事例の紹介等を行うニュースレター「ナレッジマネジメントニュース」の発行、国際協力人材赴任前研修（19回）の実施、新人職員研修等を通じ、各分野課題のナレッジサイトコンテンツの充実及び活用の促進を図った。また分野課題に関する担当部署間での検討を踏まえ、案件情報や事業評価関連情報へのアクセス改善を図った。

(2) 分野・課題情報システム（ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

21年度には、分野横断的課題の知見・情報を共有するため、「グローバルイシュー」として、

ミレニアム開発目標（MDGs）、人間の安全保障、キャパシティ・ディベロップメント、アフリカ支援、民間連携等のコンテンツの拡充を図った（161件）。分野・課題情報システム（ナレッジサイト）においては、「グローバルイシュー」を含め1,900件のコンテンツを新たに整備した結果、計8,407件のデータが整備され、うち1,434件のデータを外部公開している。また、ナレッジサイトコンテンツに月平均1,124人（20年度979.5人）のアクセスがあった。

21年度に新たに整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	322件	自然環境保全	63件
保健医療	29件	水産	3件
水資源防災	81件	ジェンダーと開発	36件
ガバナンス	17件	都市開発・地域開発	46件
平和構築	54件	貧困削減	109件
社会保障	93件	環境管理	110件
運輸交通	65件	援助アプローチ	21件
情報通信技術	103件	評価	0件
資源・エネルギー	183件	南南協力	63件
経済政策	3件	市民参加	50件
民間セクター開発	34件	日本語教育	176件
農業開発・農村開発	78件		

（３）現地又は第三国リソースの活用

ア．現地及び第三国リソースの把握

JICA事業経験者等に係る現地及び第三国のリソースの的確な把握に関し、21年度までに、先進国事務所を除く全在外事務所において現地リソースのリスト（NGO、コンサルタント会社、個人等）を作成、適宜更新した。また、42の海外拠点において、習得した知見・技術に関連する研修の講師等として、帰国研修員をJICA事業で活用しており、活用を意識した現地リソースの的確な把握を行った。

また、機構では、我が国技術協力事業の成果を、現地または第三国で活用・普及する観点から、帰国研修員同窓会の活動及びネットワークの維持・構築を支援しており、21年度は70団体で同窓会名簿が更新された。また、新設されたアフガニスタン、コソボ、シエラレオネ、モンテネグロ、タジキスタン、トンガの6カ国を含め123団体の帰国研修員同窓会の活動が確認された。21年度は94団体を対象として同窓会の総会やセミナー開催等、活動の活発化に係る支援を行った。例えば、中南米地域で地域レベルの同窓会が開催され、各国同窓会の優良活動事例の紹介等が行われ、周辺国同窓会間の情報共有及びネットワーク強化が促進された。

イ．現地リソースの積極的な活用

21年度においては、技術協力プロジェクトにおいて現地コンサルタントを活用した件数は404件（20年度305件）、現地NGOとの連携件数は63件（20年度74件）と合計467件（20年度379件）であった。活用内容の主なもの、①データ収集・調査・分析・試験、②技術移転に関する助言・指導補助、③現地活動支援・補助（コミュニティ活動等のファシリテ

ーター、研修・ワークショップ開催、広報活動支援等)、④現地の役務業務(教材・マニュアル作成、機材・施設の調達・設置作業、情報システムの構築等)となっており、現地の知見を活かした質の高い協力の実施、現地の言語・土地勘を活用した効率的な業務運営を行っている。

また、契約(業務実施契約)に基づいて実施された事業(技術協力プロジェクト、協力準備調査等)において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに現地調査や役務的業務を委託した契約件数は279件あり、全業務実施契約件数(582件)に占める割合は、47.9%であった(20年度52.1%)。

【現地リソースの積極的な活用事例】

インドネシアで21年9月に発生した西スマトラ州パダン沖地震の復興支援のために実施している「西スマトラ州パダン沖地震被災地復興支援(学校再建)プロジェクト」において、現地事情に精通したローカルNGOと連携して、コミュニティを対象にした被災児童へのカウンセリングや防災活動の取組を行った。

(4) 人間の安全保障の視点の事業への組み込み

ア. 人間の安全保障の視点の事業への反映

人間の安全保障に貢献する事業を以下の4つのポイントに整理し、22年度要望調査活用した。その結果、本調査において、4つのポイントのいずれかに該当する要望調査案件(技術協力及び無償資金協力)は約6割を占め、人間の安全保障の視点の事業への反映が定着してきている。また、円借款により、自然災害・経済危機等の外的ショックに脆弱である貧困層への裨益を考慮し、セーフティネットの構築及び防災関連のインフラ整備や小規模金融等の貧困層の雇用・所得の機会増大のための支援に取り組んだ。

【人間の安全保障の4つのポイント】

- ①国家ではなく人々(特に社会的に脆弱な人々)に確実に届く案件
- ②「保護」と「能力強化」の実現を目指す案件
- ③相互に絡み合う諸問題に対し、1.分野横断的に取り組む案件、2.国際社会への脅威となる課題(国境を越えて拡大する脅威等)への包括的な対応を強く意識した案件
- ④地域社会を対象とし住民参加を進める案件

人間の安全保障の視点を事業に組み込み、事業の質及び効果の向上を図った取組としては、以下のような事例がある。

●「分野横断的・包括的アプローチ」を強く意識した事業の例～バングラデシュ「災害対策プログラム」(協力プログラム)

バングラデシュは、国土の約9割が海拔9メートル以下であり、このため、雨季の降雨による洪水やサイクロンにより、恒常的な災害被害が発生している。19年11月には過去最大級のサイクロン「シドル」が上陸し、被災者892万人、死者・行方不明者4千人以上という甚大な被害をもたらした。

機構は災害復旧に向けた取組の一環として、19年12月に迅速に実施したニーズ調査の結果を踏まえて、無償資金協力「サイクロン「シドル」被災地域多目的サイクロンシェルター建設計画」にて、被災地域で絶対数が不足していたサイクロンシェルター(小学校を兼ねる多目的施設)の建設を行っている。また、円借款「緊急災害被害復旧事業」により、生計回復に不可欠な物資(米・小麦・肥料)を輸入するための資金供与及び道路・堤防等のインフラ復旧事業を行うことにより、経済社会活動の早期回復に向けた切れ目のない包括的な取組を推進している。

20年度に引続き、専門家、企画調査員(ボランティア)等の国際協力人材赴任前研修や機構の新入研修で人間の安全保障の考え方を周知するとともに、課題別研修、大学連携講座等において、機構の取組を紹介した(計68回)。人間の安全保障の現場での実践を促すため、機構の事業関係者及び海外拠点の現地職員や相手国政府関係者等が理解を深めるための視聴覚研修教材(DVD)として、ジェンダー平等支援の視点も含むアフガニスタンにおける地方開発の事例を取り上げた「失われたもの・自ら取り戻す力～アフガニスタン編～」を作成した。

イ. 平和構築支援

- ・平和構築・紛争予防配慮の視点を反映するための体制整備

20年度に構築した事業の各段階に平和構築・紛争予防配慮の視点を横断的に組み込むための体制に基づき、平和構築・紛争予防配慮を担当する部署(公共政策部)が、平和構築・復興支援案件の形成・実施に際し、案件実施計画書等にコメントを行うとともに、各種会議や調査団に参画し、案件形成から実施の各段階で平和構築・紛争予防配慮の視点が反映されるよう取り組んだ。

- ・実践的な平和構築支援・紛争予防配慮に向けた取組

21年度は、社会資本の復興に対する支援、経済活動の復興に対する支援、国家の統治機能の回復に対する支援、治安強化に対する支援を実施するとともに、和解・共存の促進、社会的弱者に配慮した取組を実施した。

【平和構築支援の取組事例】

●「保護と能力強化の実現」を強く意識した事業の例～スーダン「紛争被災民・社会再統合支援プログラム」(協力プログラム)

大量の国内避難民及び難民が発生したスーダンに対して、17年の南北包括和平合意成立を受け、我が国は「平和の定着」の支援を再開した。南部スーダンにおいては、国内外からの避

難民の帰還が加速化しており、機構は、「ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト」を実施し、ジュバ市近郊の農村において、帰還民や国内避難民を含む住民の安定した生活の実現に向け、農業普及員の技術向上や実証事業の実施、コミュニティのニーズに基づいた生産・生計向上のモデル事業に取り組んでいる。また、「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」を実施し、ジュバ職業訓練センター等の職業訓練機能強化を通じ、都市部への帰還民や除隊兵士の職業訓練を支援した。これらの取組により、機構はスーダンの農村部及び都市部双方における紛争被災民等の社会再統合を包括的に支援している。

本分野の課題対応力強化の取組として、平和構築支援の概況や援助動向、支援の際の基本的視点等を整理し、3つの援助手法を活用したJICA事業による協力の方向性や留意点を示す課題別指針「平和構築」を改訂するとともに、職員を始めとする平和構築支援に携わる関係者が平和構築アセスメント（PNA）を実践する際の手引書である「紛争予防配慮・平和の促進ハンドブック」を改訂した。また、ウガンダ北部についてPNAを実施し、アフガニスタン、スリランカのPNA改訂においても助言を行った。さらに、TICADIVのフォローアップの一環として、「アフリカ紛争サマリー」を作成するとともに、アフリカの紛争影響国10カ国について紛争分析調査を行った。

また、平和構築の知見・経験の蓄積及び共有のための取組としては、過去の平和構築・復興支援案件の経験から教訓を抽出する「紛争予防・平和構築支援プロジェクト研究」を継続するとともに、モザンビークを事例に、人道援助から切れ目のない復興支援のあり方を検討する「効果的な紛争後復興支援のあり方に関する基礎的研究」を実施し、公開セミナーを開催した。

・各種研修

21年度には、平和構築支援に携わる人材育成や職員等の知識向上への取組として、能力強化研修、国際協力人材赴任前研修、UNHCR及び世界銀行から講師を招いた勉強会等を実施した。

また、平和構築案件を所掌する事務所に派遣される職員等に対し、平和構築・紛争予防配慮に係るこれまでの事例・知見等のほか、個別の国・地域に必要とされる配慮事項等についてブリーフィングし、紛争予防配慮の組織的対応の徹底を図った。

4. 関係者に対する安全管理・対策の取組

（1）関係者に対する安全管理・対策

機構は、専門家、ボランティア等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、総務部安全管理室を中心に、安全に関する情報収集・分析と発信、事故等の適時の報告と対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた渡航等に関する安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前の関係者に対する安全研修、任国の安全ブリーフィングや派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。

長期で派遣される専門家やボランティア、機構職員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、21年度は、それぞれ計52回及び計42回実施した。また、派遣中の関係者への安全対策として、海外拠点における安全対策協議会を計84回（48カ国）開催したほか、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団を派遣した。

さらに、UNHCRと連携した安全対策担当者向けの実務研修を実施し、有事の際に直面する場面のシミュレーション等を通じて、海外拠点の安全対策担当者の危機管理能力の向上を図った。

安全管理上の特別な配慮が必要な地域では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策を講じるように努めている。例えば、アフガニスタンにおいて以下のような取組を実施している。

- ・防弾車の配備増、移動時の利用
- ・安全対策専門スタッフによる治安情報の収集・分析
- ・携帯電話、無線及び衛星携帯電話による関係者間の緊急連絡体制の整備
- ・外壁強化や武装警護の配置増強等による関係者執務場所の警備体制の強化
- ・外食や夜間外出の禁止を含む行動規制
- ・安全上配慮された宿舎の限定
- ・テロ等緊急事態発生時における情勢分析と宿舎待機等の行動指示

機構がコンサルタントとの契約により実施する平和構築・復興支援案件の各種調査において安全対策に係る経費の計上を行ってきたが、21年度からは平和構築・復興支援における無償資金協力事業の事業費積算においても適用を拡大している。

なお、21年11月にイエメンで発生した無償資金協力事業に関わる邦人コンサルタントの誘拐事件を受け、同国における無償資金協力事業の関係者に対しても、出張に際しての機構の海外拠点への事前確認及び移動中の連絡徹底や警官の同伴等、機構と同様の安全対策措置をとるよう調整を行った。また、治安状況の悪い国における資金協力に関わるコンサルタントやコントラクターといった事業関係者の安全を守るための取組について検討中である。

(2) 在外医療支援体制

21年度は引続き46カ国に在外健康管理員を配置する体制をとり、フランス事務所にはアフリカ・中東の緊急時等の広域対応の健康管理員を新規に配置し、兼轄国を含めて96カ国（うちボランティア派遣国71カ国）を網羅する体制を維持している。また、顧問医や看護師等が現地に赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療事情調査団を2チーム派遣した（ガーナ、インド）。

(3) ボランティアの交通安全対策及び啓発

シニア海外ボランティアの車両保持者減少により、シニア海外ボランティアのみの交通安全委員会は2カ国となったが、その他の国についても青年海外協力隊とともに、安全対策協議会での注意喚起、赴任時のブリーフィング等を実施している。また、21年度は交通安全巡回調査団をウガンダ、ガーナ、サモア、ブルキナファソに派遣し、ボランティアの交通安全に係る指導を行った。

(4) 施設建設におけるコントラクター等向けの安全対策の実績

開発途上国政府及び事業実施機関、コンサルタント、コントラクター向けの施設建設における安全対策については、「円借款事業にかかる案件監理の改善点及び事故再発防止のための提言」

(20年7月)を踏まえ、円借款事業審査時における安全管理体制の確認や事業実施機関に対する安全対策の促進等を継続した。

具体的には、標準入札書類(土木)について、安全管理者を重要構成員とし、安全対策プランの作成と提出を応札者に義務付け、事業実施機関はその内容を確認し評価対象とする等の条項を追加した改訂版を6月に公表した。また、大規模かつ複雑な土木工事を含む施工中のトルコ「イスタンブール長大橋耐震強化事業」及びウズベキスタン「タシグザールークムクルガン鉄道新線建設事業」について、第三者による安全対策の中間レビューを実施した。さらに、借入国政府及び事業実施機関の安全管理能力を強化するために、「アジア地域国際契約マネジメントセミナー」の中で実施機関職員等に対する安全対策の講義を実施した他、インドネシアにおいて事業実施機関に対する円借款事業の調達に係るセミナーを開催し、強化された安全対策について説明する等の取組を行った。

小項目 No.6 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(ロ) 独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【年度計画】

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

【当年度における取組】

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請の実績はない。

小項目 No. 7 情報公開、広報

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。

【年度計画】

- ア. 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護制度の定着を図る。
- ウ. 国際協力の理解と参加を促進するため、ヒューマンストーリーの積極的な発信に加え、国際協力の意義を強く訴える「骨太のメッセージ」の発信に取り組む。また、広報戦略に基づき、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行による新たな機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果を、マスメディア等とも連携し効果的に広報する。

【当年度における取組】

情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応するとともに、平成20年度に整備した情報セキュリティ体制の定着を図るべく、その運用状況のモニタリングを行った。

広報については、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する総合的な援助機関として、より効果的な広報を行うべく、新広報戦略を策定し、国際協力の意義及び必要性の背景となる国際社会における課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える「イシュー広報強化」に加えて、「ODAに関する専門広報」として、マスメディア等への発信を強化した。マスメディアの関心が高いテーマについて勉強会等を通じ積極的に情報提供を行い、アフガニスタン・パキスタン支援をはじめとして、民間連携や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道されるとともに、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性の分析を踏まえた報道がなされた。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

21年度の情報公開法に基づく開示請求件数は32件（20年度75件）であり、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理を終了した案件は30件、同法第10条第2項に基づき、事務処理上の困難その他正当な理由があるため30日延長した期間内で処理した案件は1件、請求取下げは1件である。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に示す（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に

計上しているのので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない)。

(表1) 開示請求の処理状況

	平成21年度	平成20年度
全部開示	5件	11件
部分開示	24件	56件
不開示	2件	4件
不存在	0件	2件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	1件	0件
処理中(年度末現在)	0件	2件
合計	32件	75件

(注) 上記表には含まれないが、平成20年度業務実績報告書で20年度末処理中とした2件については、部分開示として処理。

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号(個人に関する情報)に該当	1
第5条第2号(法人等に関する情報)に該当	23
第5条第3号(審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号(事務・事業に関する情報)に該当	0
第5条第4号イ(国の安全等に関する情報)に該当	2
第5条第4号ロ(公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ(監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ニ(契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	2
第5条第4号ホ(調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号ヘ(人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト(企業経営上に関する情報)に該当	0

(2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

20年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は22件(20年度94件)あり、全ての請求について、個人情報保護法で定められた規定の日数以内に全件の処理を終了した。

開示請求の処理状況を表3に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に示す。(なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているのので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。)

(表3) 開示請求の処理状況

	平成21年度	平成20年度
全部開示	0件	0件
部分開示	22件	91件
不開示	0件	3件
不存在	0件	0件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中(年度末現在)	0件	0件
合計	22件	94件

(表4) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号 (開示請求者の生命、財産等に関する情報)に該当	0
第14条第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)に該当	22
第14条第3号 (法人等に関する情報)に該当	0
第14条第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	3
第14条第5号 (事務・事業に関する情報)に該当	0
第14条第5号イ (国の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0
第14条第5号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第14条第5号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第14条第5号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

個人情報保護法に基づく情報公開請求が減少した理由は、ボランティア事業の応募選考に係る健康診断結果を理由とする不合格の詳細について、問い合わせが減少したためである。健康診断結果の具体的な説明だけでなく、看護師による改善に向けた助言を行うことを目的として21年2月に設置した健康相談窓口が機能し、請求が大幅に減少した。

なお、行政不服審査法に基づき、20年度に内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問中であった1件については、21年6月に答申結果を受けた。

(3) 情報セキュリティ強化に向けた取組

20年度に整備した情報セキュリティ及び個人情報保護に係る体制の定着を図るために、情報セキュリティ・個人情報保護委員会の開催等を通じ運用状況をモニタリングするとともに、現地

職員向けに関連規程類の英訳等を進めたほか、規程の改正や新たな業務に応じた内容とすべく「個人情報保護ハンドブック」の改訂に着手した。また、国内及び海外拠点における情報セキュリティに関するモニタリングを強化するため、情報セキュリティ担当部職員を派遣し、情報管理方法等のチェック、個人情報保護・情報セキュリティ保護に関する研修を実施した。

主要システムの情報セキュリティ強化に向け、利用ルールやセキュリティ方針等を定めた情報セキュリティ実施手順書の作成を進め、21年度内に約半数のシステムにつき情報セキュリティ担当部によるチェックを完了した。また、システム構成や取り扱う情報資産に基づくリスク分析を踏まえて類型化し、類型毎の開発・運用上の留意事項をまとめ、関係者に周知した。

2. 広報効果の向上に向けた取組

(1) 国民の国際協力への理解促進

21年度は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する総合的な援助機関として、より効果的な広報を行うべく、ODA及び国際協力に係る報道、市民の意識調査、職員へのアンケートの分析を踏まえ、「新広報戦略」を策定した。新広報戦略では、JICA事業のみならず、国際協力自体の意義及び必要性について国民の理解・支持及び参画を促進するため、その背景となる国際社会における課題をわかりやすい形で幅広く伝える「イシュー広報強化」に加えて、「ODAに関する専門広報」として、マスメディアをはじめとして、学界、経済界等のオピニオンリーダー層への発信を強化することとした。新広報戦略の周知及び職員の広報スキルの向上を図るべく、本部及び国内拠点を対象にセミナーを実施した。

(2) マスメディアとの連携強化

上記新広報戦略に基づき、訴求力の高いマスメディアとの連携及び関係構築は、国民からの幅広い理解と支持を得るためだけでなく、ODAに関する専門広報の観点からも重要と認識し、時宜を得たトピックについて情報提供するとともに、マスメディアの関心の高いテーマについて勉強会等を通じ、引続き積極的に情報発信を行った。具体的には、全国紙の論説委員及びテレビの解説委員等へ適時に情報提供を行うとともに、マスメディア向けの勉強会を4回開催し、「防災・緊急援助」、「食料安全保障への取組」、「法整備」等の特定課題に関するメディア関係者の理解促進に取り組んだ。

このような取組の効果もあり、また、トップ広報にも力を入れたことにより、アフガニスタン・パキスタン支援を始めとして、民間連携や気候変動対策の新たな取組がタイムリーに報道されるとともに、各紙の社説やニュース解説等を中心として、事業の背景となる現地情勢や協力の必要性に関する分析も取り込んだ報道につながった。主な報道例は以下のとおり。

- ・ 気候変動対策に関して、ツバルの海面上昇対策に取り組む専門家（5月 中日新聞）が紹介されたほか、ヒマラヤの氷河決壊に対するブータンへの支援では、人工衛星のデータを駆使した高度な危険度評価等の先進的な取組が紹介された（7月 朝日新聞）。
- ・ 民間連携に関して、BOPビジネスとの新たな連携や機構の役割等について適時情報提供を行った結果、計9件もの新聞報道につながり、「援助機関と連携不可欠」との報道もなされ

た（12月 NHK及び朝日新聞、12、1月 日本経済新聞等）。

- ・ アフガニスタン支援について、新政権のアフガニスタン支援の枠組が発表される中、「朝日新聞GLOBE」のアフガニスタン特集では、農業、職業訓練、教育等、民生分野において同国が抱える課題と高い支援ニーズが紹介され、これらに対する機構の取組の重要性が報道された（12月 朝日新聞）。新たな枠組の柱となる「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」についても、アフガニスタン政府との合意のタイミングで「アフガン600万都市の夢」等の報道がなされた（22年1月 読売新聞、日本経済新聞）。また、4月のパキスタン支援国会合の際には、「パキスタン支援『アフガンとともに安定を図れ』」（4月 読売新聞社説）等が掲載され、より広域的な観点からの地域の安定の視点の重要性が指摘された。

また、ODAの全体の意義についても、新たな実施体制を評価しつつ、景気後退局面におけるODAの戦略的展開による予算増額を主張する「『ODAの今後』予算の増額が必要だ」（8月 毎日新聞社説）等の論調につながり、共同通信の「現論」では、理事長の寄稿として「施しではなく生存手段」としてグローバル化の進展の中でのODAの役割が発信された（22年3月）。

その他、本部及び内外の拠点のネットワークによる、マスメディアとの円滑な連携と取材協力を通じ、スーダン及びボツワナにおける平和構築やエイズ対策の取組が4回にわたって取り上げられたほか（8～9月 NHK）、マラウイの太陽光発電分野でのシニア海外ボランティアの活動（22年2月 日本テレビ）、インドネシア地震後の防災対策等、機構の事業関係者やプロジェクト等がテレビに取り上げられた件数は164件となった。

なお、10月に実施された内閣府による「外交に関する世論調査」（毎年実施）では、国際協力について、「積極的に進めるべきだ」は3.6%減少したものの、「現在程度でよい」を合わせた意見が前年の74.3%から75.0%に上昇した。今後も、関連の調査の動向、報道分析等も踏まえ、広報を通じた国際協力及びJICA事業に対する国民の理解促進に向けて取り組む予定。

（3）わかりやすい広報に向けた取組

国際協力に対する関心なし層の大勢を占める30～40代は新聞よりもウェブにて情報収集を行っていることから、9月より「日経BPオンライン」にて「池上彰と考える国際貢献入門」として連載を行い、「水」、「紛争」、「経済」、「命」等、7つのテーマでのJICA関係者との対談を発信した。その結果、広告掲載した27週間で10週間でアクセス数が1位となった。

また、国際協力の意義及び必要性をより身近な問題と結び付けて説明するため、日本の経済・社会活動に関する開発途上国との相互依存をテーマに、小学生を含めた一般広報からマスメディア・有識者向けまで、対象に即した広報媒体の開発を進めた。

上記の新たな取組のほか、国民にとってわかりやすい広報の観点から好評を得ている、専門家やボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事（「ヒューマンストーリー」）の発信にも引続き積極的に取り組んだ。機構ホームページ上の「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」と題したサイトでは、「第5回日本・太平洋諸島フォーラム首脳

会議（通称：太平洋・島サミット）」に始まり、食料安全保障、平和構築に関連したインタビューを掲載した。

ホームページに加え、全国紙（朝日新聞の「ひと」、読売新聞の「顔」、毎日新聞の「ひと」等）には、ハイチ地震復興に取り組む専門家、スワヒリ語辞典編纂者となった帰国ボランティア、OECD開発援助委員会（DAC）「環境と開発協力ネットワーク」の議長団メンバーとなった機構職員等が取り上げられた。

また、月刊広報誌「JICA's World」では、太平洋・島サミット、「日本・メコン地域諸国首脳会議」等に対応し、「島嶼国」、「メコン」をテーマとして取り上げる一方、国際協力へのより広い参画を得るため「市民参加」、「NGO」等を取り上げた。20年度に第1巻を発行した英文版についても、21年度は隔月化し、計5回発行、相手国政府やドナー等へ配布した。

こうした取組の結果、機構ホームページのアクセス件数は、日本語版で月平均約344万件、英文版で同43万件となった。

行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえて、3種の広報誌のうち1誌を廃止するとともに、22年度に向け、パンフレットの電子化等の効率化に向けた検討を行った。また、「外務省ODAのあり方に関する検討」等を通じ、外務省との広報に係る役割分担を協議している。

（４）国内及び在外広報の強化

地方におけるマスメディアとの連携として、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進を図るべく、開発途上国の活動現場の視察のため地元紙及びテレビの記者を派遣し（20件）、地元出身のボランティアの活動現場を取材してもらったところ、その結果は地元紙に特集として多数掲載され、また特番として放映された。

海外拠点の広報体制強化として、海外広報アドバイザーをアフガニスタン、モザンビークに派遣し、プロジェクト関係者等を含めた広報セミナーを開催するとともに、21年度は、中進国となっていく東南アジアの海外拠点を対象に広報強化に係る会合を行い、広報の取組事例を共有し、海外拠点向け広報ガイドラインの策定に向けた情報収集・意見交換を行った。

【現地関係者との協力による在外広報の拡充した事例】

●英国：市民団体・大学を通じた広報及びメディアへの積極的な発信

英国では、多くの市民団体・経済団体が国際協力・開発に関するセミナーやシンポジウムを大学の開発関連学部と連携して頻繁に開催しており、これらの活動がマスメディアの情報源ともなっている。英国事務所は、これらセミナー等において、日本のアフリカ支援やアジアにおける経済成長と日本の援助経験等に関する講演を定期的を実施しており、これがきっかけとなりBBCラジオのアフリカ放送（10月）のインタビューにつながった。また、20年度に引き続き、英国内外やアフリカ地域をカバーするマスメディアを対象に、エチオピアの水分野とスーダンの平和構築分野のJICA事業の現場を訪問するプレスツアーを実施した結果、新聞2件、雑誌6件の記事掲載につながった。

その他の国についても海外拠点を中心となり、各国の事業について、相手国政府とも連携し、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ホームページへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。

さらに、JICA事業の現地国民への理解促進、ひいては対日理解を深めることを目指した海外広報活動の一環として、引続き開発途上国からのマスメディア招へいを実施した。

【開発途上国からのマスメディア招へいの事例】

阪神・淡路大震災から15年を迎えた21年度は、兵庫国際センターが有する防災関連のネットワークを活用したプログラムを組み、地震やそれに伴う津波等の自然災害の影響を多く受けている11カ国からマスコミ関係者を受け入れた。

兵庫国際センターの防災分野の研修事業の紹介を受けた後、唯一環境防災科が設置されている兵庫県立舞子高等学校、地域住民の協力で街を再興した長田区の野田北部地域、震災遺児に心のケアを行う神戸レインボーハウス、市民による海外の被災地援助組織であるCODE海外災害援助市民センター等震災の経験から生まれた市民組織や施設を訪問した。加えて、長田区で多言語の番組を放送するコミュニティラジオ局「FMわいわい」を訪問し、災害発生時のコミュニティメディアの活動を視察し、地元メディアとの意見交換会を開催した。

参加者からは、市民参加による日本の震災対策や震災経験を風化させないための取組を学ぶことができたとの感想が聞かれた。滞在中及び帰国後は、日本の震災対策や阪神・淡路大震災15年関連の行事、機構の各国での防災分野での支援等取材成果が幅広く紹介された。

小項目 No. 8 環境社会配慮

【中期計画】

(二) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO 14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア. 環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。

イ. 現行環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。

ウ. 環境社会配慮ガイドラインの体系の一本化を行う。

エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。

カ. これまでの光熱水量・廃棄物の削減効果を維持することを念頭に、新組織における適切な計画を策定し、省エネルギー・省資源化に対応する。

【当年度における取組】

平成21年度は、新環境社会配慮ガイドラインを完成させるとともに、現行の環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した。新ガイドラインは、その策定過程において、33回にわたる外部有識者委員会での検討を行い、パブリックコメントを通じ市民の意見を受付けるなど、情報公開と外部からの参加を促進し、透明かつ公正な検討プロセスを確保した。その内容も、現行ガイドラインの一体化を行っただけでなく、第三者機関の常設、案件発掘・形成から実施の各段階において環境社会配慮確認等を行う仕組みを定め、他の援助機関には類を見ないものとなり、外部からも、新たに設置する助言委員会を透明性高く運用できれば、世界に対し環境社会配慮システムの新しいモデルを示し得るとの高い評価も受けている。また、国際環境規格（ISO14001）に基づく環境マネジメントシステムを引続き適切に運用し、21年度下期の本部事務所の移転及び近年の環境関連法規制を踏まえ、22年度以降の環境目的・目標の設定についての方針を定めた。

さらに、開発途上国における環境保全や気候変動対策に貢献する国際協力事業について、「鳩山イニシアティブ」を始めとする政府の方針等を踏まえ、積極的な案件発掘・形成及び事業の実

施に取り組み、各援助手法による支援を実施するとともに、世界銀行やフランス開発庁等の国際機関や他ドナーとの連携・協調、OECDの成長戦略の一部である低炭素開発に関するガイダンス作成の主導等の国際的枠組における貢献を積極的に行った。

1. 環境及び社会に配慮した業務運営

機構は、新ガイドラインを21年度内に完成させ、22年4月1日公布、同年7月1日施行を予定している。

21年度は環境社会配慮ガイドライン等の一本化に取り組み、新ガイドラインの策定過程においては、20年2月に設置した、有識者、NGO、産業界、政府関係者で構成される「新JICA環境社会配慮ガイドラインの検討にかかる有識者委員会」を計33回（21年度は11回）にわたり、一般にも公開する形で開催した。委員会は、議事録をホームページ上で公開し、新ガイドラインのドラフトについてパブリックコメント（日・英）を受付けるとともに、大阪、名古屋にてパブリックヒアリングを行い、寄せられた市民の意見を踏まえるなど、情報公開と外部からの参加を促進し、透明かつ公正な議論プロセスを確保した形で運営し、その点が高く評価されている。

新ガイドラインでは、外部専門家で構成される第三者機関（環境社会配慮助言委員会）が常設され、案件発掘・形成（協力準備調査）、審査、モニタリングの各段階において、必要に応じて助言を受け、環境社会配慮に係る確認を行う仕組になっている。これは、新ガイドラインの特長として挙げられており、「助言委員会を透明性高く運営できれば、世界に対し、環境社会配慮システムの新しいモデルを示せる」と評価されている。また、国際影響評価学会（IAIA）や環境に関する国際金融機関ワーキンググループ（MFI-EWG）等の場でも新ガイドラインを積極的に紹介し、その先進性が認められている。

また、意思決定段階における透明性の確保という観点からも、世界的潮流となっている戦略的環境アセスメント（個別事業における環境影響のみならず、政策・計画レベルといった意思形成段階の上流において、開発に伴う累積的な影響も検討対象として実施する影響評価）に取り組むことも定めている。

21年度第4四半期には、新ガイドラインに関する説明会を主要相手国政府（インド、インドネシア、ベトナム他 合計11カ国）や主要国際機関（アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行）等に対して実施した。また、21年度下半期からは、新ガイドラインの内容及び運用を周知するため、職員向け説明会を16回にわたり実施するとともに、国際協力人材赴任前研修、能力開発研修、海外からの研修員を対象とした研修、コンサルタント向け研修を行った。これらの説明会や研修を通じ、職員やJICA事業関係者への新ガイドラインの周知、理解促進を図った。

現行ガイドラインの適用については、21年度に要請された無償資金協力・技術協力案件（843件）及び円借款案件（103件）を、その環境社会面における影響の大きさに応じて分類しつつ、案件検討の段階から環境社会配慮確認を行い、開発途上国の環境や社会面に与える影響について配慮を行った。

また、調査段階における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部専門家により構成される環境社会配慮審査会を21年度内に11回、一般にも公開する形で開催し、カテゴリA案件16件について諮問・答申を行い、案件の実施に反映し、その結果をホームページ上で公開した。

なお、21年度においては、環境社会配慮の遵守に関する異議申し立ての実績は無かった。

2. 国際環境規格及び省エネルギー・省資源への対応

21年度も本部及び全国内機関において、国際環境規格（ISO14001）に基づくJICA環境マネジメントシステムを運用した。役職員及び各部室局の取組を推進するため以下の通り各種研修を実施した。

研修	時期
全勤務者研修	11月6、10日（各3回ずつ）
環境管理責任者・副環境管理責任者研修	11月9日（2回）
環境管理推進員研修	6月8日（本部）、15日（国内機関）
内部環境監査員養成研修	7月22、24日

経営層による計画見直しに関する会議を開催し、20年度実績の報告を行うとともに26年度までを対象とした第3期環境目的・目標を設定し、内部環境監査については、7月から8月にかけて本部と国内機関にて実施した。21年11月には、外部審査（日本品質保証機構（JQM）による定期審査）を受け、JICA環境マネジメントシステムが国際環境規格（ISO14001）に引続き適合していることが確認された。

また、9月下旬の本部事務所移転に伴い、廃棄物管理や照明・空調の適正運用などの環境配慮活動を進めるべく、新しい環境配慮ルールを策定、周知した他、エコキャップ運動を開始した。

第2期環境目的・目標（19～21年度）では、引続き機構の勤務者全員に共通する取組を定めたエコオフィスプランに従い、光熱水量、廃棄物、用紙使用量について18年度の実績レベル維持を目標に取組を進めた。21年度は、20年度に引続き国内機関における積極的な取組があったものの、統合による人員及び業務量増加などの影響により、本部では電力及び用紙の使用量が増加し、機構全体としての電力、紙等の使用量は18年度実績を上回った（18年度比で用紙使用量17%増加、電力消費量4%増加、水道使用量10%削減）。

3. 開発途上国における環境保全及び気候変動対策に貢献する国際協力の推進

（1）環境保全への取組実績

機構は、日本政府の政策や国際イニシアティブに基づき、環境保全に資するため、以下の分野において案件の形成・実施を行った。21年度における実績は下表のとおり。

【参考：21年度に実施した環境保全事業】^(注)

	技術協力プロジェクト	円借款	無償資金協力
自然環境保全	41	1	2
環境管理	58	14	1
水資源・防災	40	0	27
省エネルギー	31	15	24

(注) 技術協力プロジェクトは実施中の案件数、円借款は貸付契約調印案件数、無償資金協力は贈与契約締結案件数。

また、国際的な政策形成への貢献を目的として、第15回気候変動枠組条約締約国会議（12月）、生物多様性条約締約国準備会合（5月、22年2月）、世界水フォーラム（12月）等において、機構が支援した事業を紹介するサイドイベントを実施し、知見の発信に取り組んだ。その他、G8水専門家会合の共催及び国際衛生年フォローアップにおいて、今後のアフリカにおける給水事業の具体的な協力の方向性について議論を行うなど、ADBやドイツ技術協力公社（GTZ）とドナー協調を行い（22年1月）、国際的な環境保全への取組の促進を行った。

さらに、機構は、小項目No. 5「効果的な事業の実施」のとおり、地球規模対応国際科学技術協力を20年度より実施しており、その中で環境・エネルギー、防災分野を重点分野に位置づけ、21年度において17件（20年度10件）を採択した。これら協力によって、日本の先端的知見と開発援助の相乗効果による環境保全が推進されることが期待されている。

【環境保全に資する案件の事例】

● バングラデシュ「ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

ダッカ市は人口が800万人を超え、近年の人口急増や生活スタイルの変化により排出される廃棄物の量が急増しており、適切な管理体制の構築が大きな課題となっている。

機構は、市内全域における適切な廃棄物管理サービスの構築を目指して、日本の地方自治体の経験を基にした廃棄物管理体制整備及び市職員の能力強化の支援を実施している。具体的には、市内の行政区レベルに清掃事務所を設置することで、地域の状況に根ざした廃棄物管理を実施できる制度設計を導入しており、現在90ある区の内13区に清掃事務所が設置され活動を開始している。また、設置される清掃事務所には、我が国で開発された「準好気性埋立方式」を処分場に導入した。この廃棄物管理方式は現地調達可能な原材料を用いて実施できるとともに、浸出水量及びメタンガス発生量が抑制できるため、環境への影響を最小限に抑えることができ、周辺への環境負荷の低減及び処分場における労働環境の改善に貢献している。本プロジェクトではこうした活動を通じて、市内の環境改善とともに、市民の生活に根ざした行政の実現と清掃作業に関わる清掃員の健康管理の促進を図っている。

(2) 気候変動対策への取組

機構は、「クールアース・パートナーシップ」及び21年9月に発表された「鳩山イニシアテ

イブ」の促進に向けて積極的に貢献した。具体的には、開発と気候変動対策の両立に資する事業に対する将来の支援を念頭に165件の協力準備調査を実施し、案件形成の促進を図るとともに、円借款によるインドネシア「気候変動対策プログラム・ローン」を含む6件の気候変動対策円借款案件の貸付契約の調印、太陽光発電を中心とした環境プログラム無償31件の贈与契約を締結し、気候変動対策に関する技術協力を、クリーン開発メカニズム（CDM）を促進する支援など444件（適応217件、緩和155件、適応・緩和両方72件）実施した。

21年度における気候変動対策に資する案件の実績は以下のとおり。

（単位：億円）

	有償資金協力		無償資金協力	
		うち気候変動円 借款条件適用		うち環境プログラ ム無償
緩和案件	4,216	885	153	153
緩和・適応両方	428	281	21	16
適応案件	1,617	—	579	34
合計	6,261	1,166	753	203

（注）円借款は貸付契約額、無償は21年度内贈与契約額。

【気候変動対策の案件事例】

●インドネシア「気候変動対策プログラム・ローン(II) (景気刺激支援を含む)」(円借款)

インドネシア政府の気候変動に係る政策実施促進を目的とし、20年度の第1期事業に引続き、政策実施及びその進捗のモニタリング、評価を支援する技術協力もあわせて実施した。気候変動対策を対象とする政策・制度支援型借款は、機構が初めて形成したもので、フランス開発庁（AFD）が協調融資で参加しており、22年度に供与予定の第3期事業では世界銀行も協調融資を行うことを決めている。機構は、インドネシア以外にも、ベトナム、タイ、フィリピン等でも同型のプログラム・ローンを形成中であり、AFD、世界銀行以外のドナーも参加への関心を示している。その他にも、英国国際開発省（DFID）等がアフリカ等にて類似の支援を形成しており、本プログラム・ローンは、世界に先駆けた先進的な取組といえる。

●エジプト「ガルフ・エル・ゼイト風力発電事業」(円借款)

エジプトは、2020年までに全発電設備容量に占める再生可能エネルギーの割合を20%とする国家目標を掲げるなど気候変動対策を推進しており、機構もこれまで「ザファラーナ風力発電事業」(円借款) 支援などを通じてエジプトの取組を積極的に支援してきた。本件は、その一環として、紅海沿岸地区における総出力220MWの風力発電所の建設に必要な資金を供与するもので、電力需要の増加に対応するとともに、化石燃料の代替として再生可能エネルギーを利用することで温室効果ガスの排出抑制に寄与し、エジプトの経済発展と地球環境保全の両立を支援するもの。

●マラウイ「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」(環境プログラム無償)

首都リロングウェの国際空港であるカムズ空港施設の電力系統に連系する太陽光発電システムの整備に必要な資金を供与するもので、温室効果ガスの排出量を削減すると共に、空港施設のより円滑な運営にも貢献するもの。

気候変動対策への取組については、気候変動が人間の安全保障にとっての脅威であるとの認識の下、特に気候変動に脆弱な後発開発途上国(LDC)を重点的に支援している。

【LDC諸国支援の事例】

CDMの新興国への偏在問題解消に資するべく、CDM登録実績が極めて乏しいLDC諸国でのCDM事業化を支援した。具体的には、機構が円借款で支援するザンビアとブータンの地方電化事業のCDM事業化を図るべく支援を開始した(現在も支援実施中)。あわせて、CDM登録後に得られるクレジットの売却収入を両国で機構が支援する貧困削減プロジェクトにて活用することを提案し、ザンビア、ブータン両政府の賛同を得た。

機構として、国際社会との連携・協調が重要との認識の下、世界銀行、地球環境ファシリティ(GEF)、国連開発計画(UNDP)等の国際機関や、AFD、KfW等の他ドナーと情報交換・協議や個別案件での連携を実施し、また、気候変動枠組条約締約国会議(COP)等の国際会議において情報発信等の積極的な取組を行った。

【国際的枠組における取組事例】

●COPにおける取組事例

10月にバンコクで開催された気候変動枠組条約特別作業部会の機会に、機構は、LDC諸国の貧困削減に貢献するCDMの活用に関するラウンドテーブル会合を開催し、上記ザンビアとブータンでの具体的取組事例を紹介しつつ、LDC諸国のCDM制度に対する要望をとりまとめた。COP15では、LDC諸国のCDM制度に対する要望を反映したサイドイベントを開催し、CDM制度改善に関する議論促進に貢献した。

●OECDにおける取組事例

OECD開発援助委員会(DAC)の下部組織である「環境と開発協力ネットワーク(ENVIRONET)」の議長団メンバーに機構職員が選出され、OECDグリーン成長戦略の一部を担う、「低炭素開発に関するガイダンス」作成に関する議論や生物多様性に関するOECD政策ステートメント作成を主導した。またDAC及び環境政策委員会(EPOC)合同の気候変動タスクチームでは、「気候変動への適応の開発協力への統合に関するOECD政策ガイダンス」作成に貢献、天然資源と環境管理のガバナンスと能力開発タスクチームでは、環境分野での能力開発に関するガイダンスの見直しの中で、機構の環境分野での能力開発に関する優良事例の紹介等に貢献した。また戦略的環境評価(SEA)タスクチームでは、機構変動への適応

計画へのS E A適用に関する参考資料作成に貢献する等、D A Cでの環境・気候変動分野に関する議論に積極的な貢献を実施した。

小項目 No. 9 男女共同参画

【中期計画】

(ホ) 男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充実を図り、実施状況のモニタリングを行う。

イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員研修を実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。

ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーに係る具体的な取組を推進する。

【当年度における取組】

ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「ジェンダー主流化推進体制」の整備について、ジェンダー責任者会議の開催等を通じ、平成20年度に見直した体制の定着を図るとともに、機構のジェンダー主流化への取組をとりまとめた「JICAジェンダー主流化推進年次報告書」を公表した。また、資金協力におけるジェンダーの視点等を追記し、課題別指針「ジェンダーと開発」を改訂した。事業の計画・実施にあたっては、ジェンダー担当部署（公共政策部）によるジェンダー視点に関するコメントの案件への反映が定着してきている。

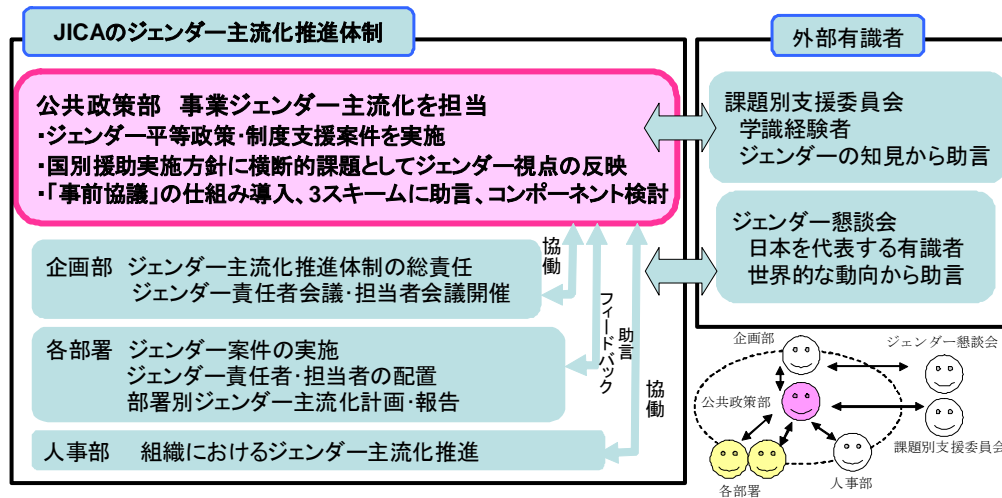
1. ジェンダー主流化のための体制整備

(1) ジェンダー主流化推進体制の定着

年度当初に部署別ジェンダー主流化推進計画書を作成するとともに、21年6月にジェンダー責任者会議を開催し、ジェンダー主流化の進捗状況と課題の確認を行った。また、同月にジェンダー担当者会議を開催し、ジェンダー主流化に関する各部署での優良な取組事例を共有した。

さらに、機構のジェンダー主流化に向けた20年度の取組をとりまとめた「平成20年度JICAジェンダー主流化推進年次報告書」を作成し、10月に公表した。また、ジェンダー懇談会を開催し、機構のジェンダー主流化の体制や取組について外部有識者から助言を得るとともに、課題別支援委員会を開催し、資金協力を含めた事業におけるジェンダー視点の反映について意見交換を行った。

JICAのジェンダー主流化推進体制



(2) 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

ア. 職員その他の関係者に対する研修の実施

ジェンダーの視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるための実践的な職員研修（計2回）や新人研修といった各種研修でのジェンダー講義、海外拠点を含む各部局でのジェンダー勉強会等を実施した。

職員以外のJICA事業関係者についても、国際協力人材赴任前研修、ボランティアの派遣前訓練等においてジェンダー講義を実施した。なお、国際協力人材赴任前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシャルハラスメント等に関する注意喚起を行っている。

また、20年度に引続き、能力強化研修「実務者・コンサルタントのためのジェンダー視点に立ったPCM研修」を実施し、「ジェンダー視点に立ったPCM手法」に関する講義や演習を通じて、同手法を用いた案件形成やプロジェクトの運営管理の能力向上を図った。

さらに、課題別研修及び国別研修においてもJICA事業におけるジェンダーの取組について講義を実施した。

イ. 自主学習教材の多言語化と新規教材作成

新たな教材として、「ジェンダー主流化のためのツール～ジェンダーの視点に立ったPCM手法入門～」と「ジェンダー主流化への取組の好例～イエメン女子教育～」を作成した。また、自習用教材として、19年度作成したマルチメディア教材「ジェンダー主流化への取組の好例～タンザニアキリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ2」（日本語・英語）の利用ニーズに応え、スペイン語版を作成した。

【研修実績】

	19年度	20年度	21年度
職員 ^(注)	184人 (60人)	120人 (77人)	228人 (42人)
専門家	148人	160人	194人
企画調査員（ボランティア）	74人	78人	72人

(注) 括弧内は国内拠点・海外拠点の参加人数。

ウ. 課題別指針の改訂

課題別指針「ジェンダーと開発」を改訂し、その際に課題別支援委員の助言も得ながら、人間の安全保障とジェンダーの関係や、資金協力におけるジェンダー視点を追記した。なお、改訂にあたっては、ジェンダー視点をより一層事業に反映させるため、機構が取り組む主要な開発課題の担当職員が参画し、ジェンダーの視点から見た開発課題ごとの現状と課題、事業実施上の留意点について詳述するとともに、そのプロセスを通じて、機構内のジェンダー主流化を推進した。同指針については、海外拠点における現地職員等に対するジェンダー理解促進に役立てるべく英訳中である。

2. ジェンダーに配慮した業務運営の実績

22年度要望調査において、ジェンダー担当部署が無償資金協力を含む全ての要請案件の概要の確認を行い、ジェンダーに係る具体的な取組が必要な案件を抽出し、ジェンダー視点に関する留意点のコメントを行うとともに、採択案件については、実施計画書の事前協議を行い、コメントの反映状況をモニタリングした。要望調査を経ない案件（円借款等）についても、案件計画・実施の各段階において、ジェンダー担当部署に事前協議し、同部署が必要に応じジェンダー視点に関するコメントを行い、その反映状況をモニタリングした。その結果、ジェンダーに係る取組が案件の計画や実施に組み込まれ、例えば、エルサルバドル「東部観光開発能力強化プロジェクト」では、観光産業に果たす女性の役割を把握することや、観光産業振興のためのパイロットプロジェクトに女性の参画を促すこと等が事業計画に反映された。

国別ジェンダー情報は71カ国整備しており、21年度は5ヶ国（アルバニア、エクアドル、ベナン、ソロモン、トンガ）について新規作成、3カ国（スリランカ、パキスタン、パプアニューギニア）について更新した。

【ジェンダー主流化による具体的な事業の効果事例】

●スリランカ「トリンコマリ県住民参加型農業・農村復興開発計画」（技術協力プロジェクト）

内戦からの復興の一環として、モデル地域における住民組織の強化、コミュニティ主導による農村インフラの整備、農業技術の向上を目指した案件であるが、プロジェクト前半のモニタリングの結果、対象コミュニティの女性に農業以外の生計向上に関するニーズがあることが判明した。それを受け、女性グループの設立支援及び手工芸、裁縫、食品加工に関する研修を活

動に追加した結果、多くの家計の収入が向上し、また、自主的に材料の購入や技術指導、製品の販売等を行えるようになった女性グループもでてきている。

【ジェンダー取組要案件のモニタリング事例】

●人身取引に関するメコン地域での技術協力

機構のジェンダーに対する新たな取組として、人身取引の被害が深刻なメコン地域において、人身取引の予防・啓発活動や、被害者の保護・自立支援活動に関する案件を開始した（タイ「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、ベトナム「人身取引対策アドバイザー」（個別専門家）、ミャンマー「人身取引被害者社会復帰支援」（個別専門家））。プロジェクトの実施にあたっては、人身取引の被害者は国境を越えて移動するため、近隣国同士の情報共有や、各国の連携した取組が不可欠であり、案件のモニタリングのため、ジェンダー担当部署が中心となり、案件担当部署や専門家等の関係者間で、テレビ会議を通じたプロジェクトの活動状況の共有や助言を行っている。また、タイのプロジェクトでは毎年、地域セミナーを開催し、メコン地域及び日本から関係者を集め、各国の取組状況の共有や、課題への対応の検討等を行っている。

小項目 No. 10 事業評価

【中期計画】

(へ) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。
- 各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。

【年度計画】

- ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性のある評価手法の確立に引き続き取り組み、評価体制の一層の強化を図る。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価を充実させる。特に事後評価に関しては、外部有識者・機関等による事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。
- オ. 費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方の検討に資するよう、平成20年

度に着手した特定の分野におけるアウトカムの類型のより詳細な把握に関する事例分析を実施する。

【当年度における取組】

事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援手法全体として整合性のある評価手法を確立し、運用を開始した。また、ほぼ全ての事後評価を外部評価とするとともに、事業評価の活動について、外部有識者事業評価委員会に報告し助言を得た。

新しい事業評価体系及び事業評価結果のわかりやすい形での対外的な説明・理解促進を図ったほか、データベースやセミナーを通じて評価結果の活用促進に引き続き取り組んだ。また、協力プログラムの評価やインパクト評価等の導入に向けた検討を進め、試行的取組を実施すると同時に、コスト効率性に関する評価手法の開発に関するこれまでの取組を分析し、今後の新しい方向性につき検討を開始した。

1. 一貫した評価の実施

(1) 3つの援手法全体として整合性のある評価手法の確立

平成20年度に試行的に実施した無償資金協力の事後評価の結果も踏まえ、21年度は評価のタイミング、評価対象案件の選定基準、評価実施主体、評価の手法や視点等について、3つの援手法で整合性のある事前から事後まで一貫した評価体系を確立し、運用を開始した。それとともに、従来援手法別に作成されていた事業評価ガイドラインやテキスト等をもとに、3つの援手法を対象とした「新JICA事業評価ガイドライン」を作成し、22年6月に完成させた。

(2) 指標設定の標準化

20年度に引き続き、事業実施部門が行う評価の監理や支援の一環として、案件の計画段階で作成される「事業事前評価表」について、評価部が通年にわたって内容確認を行い、事業実施部門による案件開始後の適切な進捗管理、評価、改善が行われるよう、これまでに引き続き、客観性のある指標の設定を促した。また、技術協力の終了時評価においても、設定された指標に基づき、評価・分析の客観性を確認し、助言を行った。

21年度は、「新JICA事業評価ガイドライン」に、事業実施部門が案件の目標指標を設定する上で参考となる既往案件の指標設定の事例も盛り込み、適切かつ定量的な指標の設定を促進した。

(3) 在外における評価能力の拡充

国際協力人材赴任前研修において、事業評価に関する研修を行い、在外の評価能力の強化を図った。また、テレビ会議システムを活用して事業評価セミナーを国内機関・在外職員向けに2回開催し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援手法に関する評価手法について、理解の向上を支援した。

(4) 評価手法の開発と充実

援助効果並びに説明責任の向上を目指す上で重要な課題について、協力プログラムの評価やインパクト評価等、新しい評価手法の導入に向け取り組んだ。

協力プログラムを将来評価するための手法の検討を進めるため、テーマ別評価「プログラム評価手法検討のためのマスタープランの試行的評価」により、協力プログラムに類似する過去に作成を支援したマスタープランについて、その計画が相手国政府の開発計画上どのように位置付けられたか、提案した案件群がどのように実現されたか、機構が実施した案件群がどのような役割を果たしたのか等について評価を開始した。また、技術協力プロジェクトについて、開発効果を特に事業の持続性に着目して把握することを目的としたものなど、テーマ別評価（2件）に着手した。

インパクト評価（プロジェクトが引き起こした変化を精緻に計測し、外部要因を除いたプロジェクトの純粋な効果を検証する評価手法）については、その導入に向けた取組を開始し、評価の取組に関する方針の整備、試行的実施、本格実施に向けた機構職員的能力強化ワークショップを実施した。

なお、技術協力については、規模が比較的小さく従来は各個別事業の目標達成度を中心に評価してきているが、成果重視の観点からも、開発効果の定量的把握に向けた取組に着手している（インパクト評価の適用、指標の標準化促進等）。

2. 外部評価の充実

(1) 外部有識者事業評価委員会の開催

21年度は2回の外部有識者事業評価委員会を開催した。委員会では20年度の活動実績、21年度の事業評価の活動計画、「新JICA事業評価ガイドライン」やインパクト評価等の事業評価に係る新たな取組や「事業評価年次報告書2009」作成の進捗等について報告を行い、委員より助言を得た。

(2) 外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

案件別事後評価については、援助手法に関わらず、協力金額2億円以上の全案件について外部有識者・機関等により実施することとし、その結果、ほぼ全ての事後評価について、外部有識者・機関等が参画した事後評価となった（96%：183件／190件）。21年度は、3つの援助手法の整合性ある評価制度を新たに整備したこと及び事後評価の対象案件数が前年度より倍増したことから、外部評価者に対する説明会（22年1月、3月）を開催して評価水準の統一を図るとともに、事後評価に関心のある評価者向けに事後評価に関する説明セミナーを開催（22年3月）し、外部評価者の裾野を広げるべく取組を行った。

外部有識者・機関等の参画*割合	19年度	20年度	21年度	目標値
本邦事後評価	4件/15件	96件/100件	183件/187件	-
事後評価（在外）	26件/29件	0件/7件	0件/3件	-
合計	30件 /44件 (68%)	96件 /107件 (89%)	183件 /190件 (96%)	50%

* 案件別事後評価、プログラム評価、テーマ別評価。

3. 評価内容の情報提供

ホームページ上での終了時評価の結果要約の迅速な公開、事業実施部門に対する個別案件の各種評価報告書の作成・公開の定期的な働きかけなどを通じて、わかりやすい形での評価結果の迅速な公開を引続き推進した。統合後、当面の措置として援手法法毎に評価結果を公開していたが、21年度上期には、外部からの利便性の向上のため、援手法法に拘らず評価段階毎（事前・実施中・事後）に一括して掲載することとした。また、新しい事業評価体系についても図表を活用した説明を加え、対外的な説明・理解促進を図った。

21年度テーマ別評価「市民の国際協力への取組促進におけるJICAの役割」について、JICA内外の関係者による評価結果の活用促進を目的に、21年10月に広尾センターにおいて評価結果の報告会を開催し、開発教育や国際交流に取り組むNGOや地方自治体等の参加を得た。

また、JICA評価業務やODA事業の効果にかかるわかりやすい対外発信を目的として、毎年1名のマスコミ関係者又は著名人をODAの現場に派遣しており、機構としてその報告をJICA事業評価年次報告書に掲載するとともに、マスコミ関係者や著名人が帰国後、その経験や現地報告を各種メディアで発表している例も多い。21年度は、読売新聞野坂雅一論説委員をケニアに派遣し、同論説委員の報告を「事業評価年次報告書2010」に掲載予定である。

4. 評価内容のフィードバック

機構では、評価結果の活用が業務プロセスの一環として組み込まれるよう、国別援助実施方針や課題別指針の作成、協力プログラム・個別案件の形成及び採択時の資料に「過去の類似案件からの教訓の活用状況」を記載する欄を設置し、案件採択の検討や事業の質的改善のために過去の類似案件から得られた教訓の活用を推進している。

機構は、個別案件において、技術協力と円借款は統合前から「事業事前評価表」に過去の類似案件からの教訓の活用状況を記載する項目を設けてきたほか、無償資金協力についても、21年度からは機構による事前評価が開始されたため、同様に「事業事前評価表」に教訓活用の項目を盛り込んだ。21年度に作成された全ての事業事前評価表も同欄を活用し、案件の形成段階において、過去の評価結果から得られた教訓の活用を図ったほか、個別案件評価やテーマ別評価等の結果を踏まえ、必要に応じて評価部から助言を行った。

また、評価によって得られた教訓の新規事業実施へのフィードバックを強化するため、評価結果を事業改善に役立てた優良事例について本部・在外事務所から情報収集し、優良事例を技術協

力と円借款から合計10件をケーススタディとして職員の研修に活用した。さらに、評価部のデータベースをグループウェアで検索可能とし、内部の情報共有促進に努めた。

事業の開発効果向上の観点からは、相手国政府へ評価内容のフィードバックを図ることにより、相手国政府の評価能力の向上を支援することも重要であることから、ベトナム、ペルー、フィリピンにおいて、円借款事業に係る先方政府の評価能力向上のため、合同事後評価を通じた評価マネジメント研修等を実施した。

【評価結果活用の事例】

21年度に行われた事業評価（審査・事前評価段階）において過去の類似案件から得られた評価結果（教訓）が新規事業にフィードバックされた事例は以下のとおり。

●カンボジア「流域灌漑管理及び開発能力改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

「灌漑事業では関係する複数の機関の間の連携が重要である」との教訓を事業内容に反映し、関係省庁である水資源気象省（灌漑開発・管理担当）と農林水産省（営農・普及）との連携を重視し、本事業のカウンターパートである水資源気象省とともに、農林水産省の下部機関である州農業局をカウンターパートの一部局と位置づけ、両機関の連携の下、灌漑管理と営農改善を一体的に実施できる体制とした。

●ベトナム「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業」（円借款）

過去のツーステップローン型環境保全事業から、「市場金利の低下によって円借款のメリットである低金利性が有効に機能しなくなる状況を回避するために、事業開始後の経済状況の変化に応じ、円借款金利の弾力的な適用を可能とするスキームを導入すべき」との教訓が得られている。本事業は、この教訓を活用したツーステップローン事業であり、転貸事業金利を市場変化に伴い変動する国家投資金利と連動させ、ベトナムの市場に即した優遇金利となるように設定した。また、「ツーステップローン型の環境保全事業にかかる支援を行う場合には、他の政府関係機関にて準備されている補助金や関連する計画との競合関係を分析し、調整する必要がある」との教訓も活用し、本事業では、関係機関・省庁が参加する諮問委員会を定期的に開催し、省・再生可能エネルギー等の政策方針の動向と本事業の運営が整合性を確保しているかにつき確認することとしている。

5. コスト効率性評価の開発への取組

機構は、20年度に引き続き、費用対効果の明確化に向けたコスト効率性評価のあり方の検討を進め、母子保健分野及びHIV/AIDS分野を対象に、アウトカムの類型が協力実績に及ぼす影響の詳細な把握に向け、事例分析を行った。事例分析の結果、同一分野であっても、案件の設計や投入規模や密度の相違が大きく、当初計画していたアウトカムに基づく類型化とコスト比較は困難との結論に至った。今回の事例分析の結果を踏まえ、手法開発に向けた方針を改め、22年

度は、民間で活用されている各種評価手法等を参考にしつつ、定量的評価について検討を進めていく。

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

小項目 No. 11 技術協力

【中期計画】

(3) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

(i) 技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、

- 総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。
- 開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。
- 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。
- 案件実施に当たり、事業内容及び積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。

(ii) 研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。

また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。

青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、

- 第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。
- 海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。
- 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。

●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。

(iii) 相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。

●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。またコンサルタントについては、

●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。

●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。

【年度計画】

(1) 技術協力全般

ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに、国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。

イ. 三角協力を推進する観点から、南南協力の効果的实施を図るとともに、その有用性について積極的に対外的な発信に取り組む。

ウ. 候補案件に想定される概算経費について、現行の積算手法における単価等を必要に応じて見直し、同手法の活用を通じた概算経費積算の標準化を図る。

エ. 職員が外部状況の変化により包括的、柔軟かつ的確に対応した案件実施を行うための事業マネジメント手法に関する職員向け研修を実施するとともに、より良い事業マネジメントのあり方に資する更なる取組を実施する。

(2) 研修員受入事業

ア. 課題別研修案件について、20年度に導入した事前評価、年次評価及び終了時評価を適用することで制度の定着を図る。事後評価制度については、平成20年度の試行導入の結果を踏まえて、事後評価制度のあり方を検討する。

イ. 平成20年度に実施した、課題別研修の計画及び要望調査の枠組の点検を踏まえ、必要な改善に取り組む。

ウ. 課題別研修の実施基準に基づき、組織開発や制度改善を重視した研修内容への見直しを行い、事後活動やフォローアップ等、開発途上国側の組織的な取組を促進する。また、海外で実施する研修について、現地国内研修として実施することが妥当な研修案件の基準を作成する。

エ. 平成20年度に着手した標準教材の開発を継続するとともに、帰国研修員を対象としたインターネットサイトの運用及びソフト型フォローアップ協力を適切に実施する。

オ. 青年研修事業については、各国の援助課題に合致した研修を行う事業として定着させる。

(3) 専門家・コンサルタントの選定

ア. 専門家の質の向上及び円滑な確保のため、公示・公募の適用区分も含めて人選方法を見直し、改善案を試行的に実施する。

イ. 平成20年度に正式導入した個々の専門家の活動に対する評価制度について、実施状況をモニタリングするとともに、活用方法に関して引き続き検討する。

ウ. コンサルタント選定に関し、平成20年度に引き続き、実施予定案件の充実化の推進等、競争性を一層高める選定方法について検討を行い、可能な施策を実施する。

エ. ファストトラック等に認定された緊急案件については、公示から契約までの手続きを30日以内で実施するとともに、平成19年度に導入したコンサルタント等の「指名人材プール制」の活用実績を分析し、手続きの迅速化も含めた制度の改善を検討する。

【当年度における取組】

技術協力の効果的な実施に向けて、総合的な能力開発を重視した事業の実施及び機構の内外での共有、地域のニーズに応じた南南協力支援やその経験の発信に取り組んだ。また、事業マネジメントの向上及び事業内容の精緻化に向け、「事業マネジメント研修」を実施した。

研修員受入事業については、平成20年度までに改善を図った事前・年次・終了時評価に関する運用状況をモニタリングするとともに、その結果を踏まえ事後評価の実施方法について検討を行った。また、現地国内研修の実施基準を策定し、本中期計画に定められた海外及び国内の研修実施基準の策定が完了した。

専門家の確保及び活用に関し、人材が少なく公示・公募によるリクルートが困難な分野において、案件担当部による推薦基準を明確にした。また、コンサルタント選定については、競争性の向上を図る取組を検討・実施するとともに、緊急案件において「指名人材プール制度」を活用し、迅速に人材の選定を行った。

1. 総合的な能力開発を重視した事業の実施及び知見の蓄積

機構は、近年の国際社会における技術協力の動向やあり方に関する議論、我が国の協力の経験等も踏まえ、「能力（キャパシティ）」を開発途上国の「課題対処能力」、すなわち、個人や組織の能力のみならず、制度や政策、社会システムなどを含む多様なレベルの能力と位置付けた上で、「開発途上国の課題対処能力が、個人、組織、社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセス」を「総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）」と捉え、相手国の事業実施担当者（カウンターパート）個人に対する我が国の技術の移転に留まることなく、開発途上国の自立を促し、経済的、社会的に持続性のある成果をもたらす事業の推進を目指している。

21年度は、先進国実務者間のネットワーク「CDに関する学習ネットワーク（Len-CD）」や、開発途上国・NGOを中心としたプラットフォーム「CDアライアンス」、CDによる支援を通じた援助政策の改善を検討する開発効果向上のための能力開発（CDDE：Capacity Development for Development Effectiveness Facility）の国際会議に参加し、機構の知見・経験に基づき、

開発の成果を貧困層まで行き渡らせるためには、財務省等の公共財政管理に関する能力開発だけでなく、各セクターの担当省庁、地方政府、地域コミュニティ等を含めた総合的な能力開発が必要である点等を積極的に発信し、国際社会におけるCDの主流化に努めた。

また、20年度に引続き、CDの視点の一層の事業への反映を強化するため、職員及び関係者を対象とする研修を実施するとともに、CDを重視した事業を推進した。

【研修の実績】

国際協力人材赴任前研修	325人／12回
課題部新規配属者研修	22人／3回
大使館赴任前研修	42人／1回（経済協力担当者向け）

【CDを重視した事業の事例】

● 「中米広域防災能力向上プロジェクト」 “BOSAI”

本プロジェクト（19年～24年）は、風水害、土砂災害、地震、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱える中米地域（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）の地域協力機関である中米防災センター及び各国の防災関連機関の能力向上を図るとともに、各国の市町村及びコミュニティの防災能力の向上を目的としている。プロジェクトでは、防災活動の主体となるコミュニティ住民のほか、コミュニティ活動を支援する中央・地方政府、研究機関、大学、NGO、ファシリテーターとしての援助機関といった様々なアクターが協働して、個人や組織レベルの防災意識・知識、防災技術及び防災協力体制の強化を図りつつ、コミュニティ防災の活動を担保する制度や政策・社会システムの構築を進めている。さらに、南南協力支援の観点から、中米防災センターを通じて、中米各国間のコミュニティ防災にかかる知見・経験の共有・普及を推進している。これらの取組により、例えば、エルサルバドルにおいて、21年11月に、ハリケーンの影響を受け、洪水や土石流により死者が300人を超える大惨事が発生したが、プロジェクト活動を通じて市と村の防災組織を設立し、無線機やサイレンが整備された村では、コミュニティの迅速な避難対応により、死者の発生を食い止めることができた。

2. 南南協力支援事業の充実等

（1）南南協力支援事業の効果的な実施

南南協力支援事業については、以下の取組を行った。

ア. 業務の質の向上にかかる取組

中南米地域においては、20年度から開始したニーズとリソースのマッチングに係る取組の成果として、南南協力実務担当者が同事業の発掘・形成・実施・評価を行う上での手続きや留意事項をとりまとめた「中南米地域南南協力関連事業実施要領」を作成し、域内の海外拠点間で共有した。アフリカ地域においては、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の人材育成に関する目標達成に資することを目的として、アフリカにおける南南協力・三角協力の動向や機構の協力

方針を示した「T I C A D I V フォローアップにかかる三角協力実施指針」を作成した。また、アジア地域では J I C A - A S E A N 地域協力会議 (J A R C O M) 年次会合において、案件形成の質の向上やネットワークの強化により重点を置いた活動を行っていくことを確認し、評価・モニタリングの視点を踏まえた案件形成を促進すべく、機構の第三国研修の計画・評価のフロー及び手法を各国の援助担当機関と共有した。

この他、第三国研修の実施機関職員を対象とした「南南協力での研修実施能力強化研修」を実施し、パートナー国とドナー国が相互に意見交換を行い、研修の質の改善や連携強化に向けた検討を行った。

イ. 南南協力支援の経験の発信

20年9月にアクラで開催された「援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」以降、開発効果増大の観点から南南協力の有効性の認識が高まっており、機構は、南南協力支援の豊富な知見や経験に基づき、南南協力は社会経済の発展段階や歴史的・文化的な類似性から実用性の高い技術・ノウハウを移転・共有することで南北協力を補完できる点、気候変動や感染症対策等の広域での協力が不可欠な開発課題への効果的な協力枠組である点等について、積極的な発信に取り組んだ。具体的には、国連開発計画 (U N D P)、世界銀行と共催で「南南協力及び三角協力に係るハイレベル会合」(21年12月、ワシントン)を開催し、機構の南南協力支援の実績や南南協力の有効性を発信した。また、22年3月にコロンビアで開催された南南協力及びC D に関するハイレベル会合の開催に先立ち収集された南南協力・三角協力の協力事例110件のうち約2割が機構の案件であり、また同会合において、開発途上国出席者が機構の案件を優良事例として紹介するなど、機構の南南協力支援は高い評価を受けた。その他、「開発協力のための政策対話会合」(21年9月、メキシコ)、「国連南南協力ハイレベル会合」(21年12月、ケニア)、「南南協力及び三角協力に係る輸出会合」(21年12月、スイス)等の国際会議に参加し、機構の南南協力支援事業の成果等を発表した。

なお、21年度の南南協力支援事業の実績(国際約束に基づくもの)は以下のとおり。

	18年度	19年度	20年度	21年度(暫定値)
第三国研修 (件)	175	156	178	165
第三国専門家 (人)	76	65	64	53

3. 技術協力プロジェクトにかかる事業マネジメントの向上

機構では、適切な事業予算の計画・管理を行うため、18年度財務省予算執行調査も踏まえ、19年度より、要望調査段階(採択前)における候補案件の検討にあたって、標準的な単価・手法を設定して、概算経費の算出を行っている。21年度についても、各種経費額を精査し、積算手法・システムの更新を行った上で、同手法を22年度要望調査において全案件に適用し、海外拠点及び地域部にて採択前案件の概算経費を算出しつつ、予算計画・管理に努めた。特に22年度は予算規模が縮減される中、同概算経費を活用して、実施予定案件の計画額を検討・調整し、

計画的な予算の策定を行った。

事業の実施段階における事業計画内容の精緻化に関しては、「事業マネジメント研修」（小項目 No. 4 「統合効果の発揮」にて記述）において、計画策定及びモニタリングを精緻に行うための手法等を紹介し、課題部・地域部等の事業に関わる職員の技術協力プロジェクトに係る事業マネジメント能力の向上を図った。また、課題部に新規に配属された職員向けに協力プログラム・プロジェクトの計画・実施監理の実務を理解する共通の導入研修を実施した（計6回）。

また、20年度に引続き技術支援要望調査を実施し、海外拠点による事業の形成及び実施を支援した。

4. 研修事業の評価システムの改善と研修案件の改廃・新設への反映

（1）研修員受入事業の評価システムの改善

事前から事後に至る評価システムの確立に向け、本部関連部署及び国内機関の職員で構成する研修評価に関する検討会を設置し、20年度までに改善を図った事前・年次・終了時評価に関する運用状況のモニタリングを行い、それを踏まえ事後評価の導入に向けた検討を行った。事前・年次・終了時評価については、全ての課題別研修で実施しており、制度の定着が確認されるものの、評価制度の効率的な運用方法について検討を行っている。

事後評価については、1案件あたりの投入規模が比較的小さく、特に課題別研修の場合は対象国が多岐にわたることも考慮しつつ、効果的かつ効率的に実施する方法について検討を行った。その結果、帰国後一定年数が経過した研修員及びその所属機関を対象とした質問票によるモニタリング調査に、毎年数カ国を対象に当該国の特定分野・課題における効果やインパクト等の把握・分析を行う個別調査を合わせた評価とし、22年度より実施する予定である。

（2）研修案件の改廃と新設の検討手順の改善

21年度は、以下の取組を行い、課題別研修の案件検討方法を改善した。

ア. 課題別研修の年度計画及び要望調査の改善

相手国の要望に即したものになるよう、20年度までに改善を行った課題別研修の年度計画の作成方法と要望調査方式を継続して行うとともに、21年度は、より効果的かつ効率的な案件の計画・実施のために、以下の改善を行った。

- ・ 要望調査を実施する前に、開発途上国のニーズに基づく研修の要望を海外拠点から聴取し、新規案件の提案や、既存案件の改善に反映させた。
- ・ 効率的な事業の運営管理の観点から、21年度は新規案件の提案については、同年度に終了する案件数を上限とした。

こうした取組の結果、新規案件の計画策定及び要望調査の実施が効率化され、また、概ね相手国側の要望どおりの案件の割当が図られた。

イ. 第三者検証制度等による研修案件の改廃の検討

19年度に導入した「課題別研修第三者検証委員会」において、機構及び各府省が提案する2

49件の課題別研修の新規・更新案件の妥当性及び有効性を検証した。その結果、原案のままでは実施が不適当とされた4案件については、提案内容を抜本的に修正し、同委員会の再検討、確認を得て最終的に2案件が不採択となった。また、21年度は、効率的な事業実施の観点から、開発途上国からの要望数による新規・更新案件の採択の基準を5名以上に引き上げた結果、要望人数不足等により41件を不採択とした（計43案件を不採択）。

5. 研修実施基準の策定

効果的かつ効率的な研修事業の実施を図るべく、本中期目標期間中に、海外及び国内別に研修の実施基準を策定することとしており、19年度に本邦の課題別研修、20年度に第三国研修の実施基準を策定している。21年度は、海外で実施することが妥当な研修の実施基準として、「現地国内研修の実施基準」を作成した。同基準では、研修の意義として、①日本による協力成果の普及、②当該国における課題解決の促進、③開発途上国人材・組織の補完的活用のいずれかが認められること等を定めた。今後は、これらの研修実施基準に則り、効果的かつ効率的な国内外での研修案件を形成・実施していく。

また、第三国研修に係る実務を行う上での執務参考資料として、「第三国研修事業の計画・評価の手引き」を作成し、今後、在外研修全体の執務参考資料「在外技術研修業務マニュアル」に統合する予定。

一方、本邦で実施する研修案件については、「課題別研修実施基準」において、研修の目標として、①中核的人材の育成（「中核人材育成型」）、②中堅人材を対象とした知識・技能の普及（「人材育成普及型」）、③組織や社会の課題の解決の促進（「課題解決促進型」）、④国際対話（「国際対話型」）を定め、22年度案件（新規・更新）の形成においても、組織開発や制度改善の視点から研修員の所属組織における成果発現が期待される案件を重視した。その結果、22年度実施予定の研修案件515件（学位取得を目的とする長期型を除く）のうち、418件（81.2%）が組織対応型案件（「人材育成普及型」、「課題解決促進型」）となり、組織開発や制度改善を重視した案件形成が定着している。

	18年度	19年度	20年度	21年度
組織開発や制度改善を重視した案件の割合	41.1%	56.2%	65.4%	81.2% (40.1ポイント増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減ポイント率を示す。

組織開発や制度改善を重視した案件の具体的な効果発現事例は次のとおり。

● 「アジア地域ノンフォーマル教育拡充」（課題別研修）

本研修は、日本やタイのノンフォーマル教育の知見及び経験の理解を通じて、研修員所属先におけるノンフォーマル教育の改善計画を立案することを目的としている。20年度に参加したバングラデシュ教育省の研修員が策定した識字率向上に関する計画案は、帰国後に省内での検討を経て、非識字者に対する読み書き能力向上を目的としたプロジェクトとして実施が決定

された。それを受け、21年度に本研修に参加した同国教育省の研修員は、同プロジェクトの具体的な取組として、地方行政システムの改善やコミュニティの識字教育への参加等の活動計画案を策定しており、本研修を通じて、バングラデシュにおけるノンフォーマル教育改善に向けた教育省の組織的な取組につながっている。

6. 研修内容・研修方法の改善とフォローアップ活動の充実

(1) 研修内容・方法の改善

課題別研修の内容、方法等に関し改善が望ましい事項を列挙した「課題別研修チェックリスト」の改善項目に沿って、個々の研修案件について改善を図った。21年度は、本邦研修の前後の現地における活動を強化する改善等、延べ4,582件の業務改善を行った。また、研修の効果を高めるために、研修員の主体的な学びを促す手法や留意点、実際の研修事例をまとめた自習用ファシリテーション教材を、研修員受入先や研修講師向けに作成し、関係者に配布した。

(2) フォローアップ活動の充実

21年度は、課題別研修と連動し、現地セミナーの実施や試行的事業の支援等の帰国研修員及びその所属組織の取組を、本邦の研修実施機関とともに促進する「課題別研修リンク型のソフト・フォローアップ協力」30件を実施した（20年度実績32件）。

また、研修員相互及び事業関係者とのコミュニケーション促進を目的としたウェブサイトについて、試行運用を経て、21年11月に正式導入した。本ウェブサイトにより、本邦研修終了後も、研修員及び事業関係者間の情報共有・意見交換が継続し、帰国研修員の課題への取組を支援し、成果発現が促進されるといった効果が期待できる。

7. 青年研修（旧青年招へい事業）にかかる見直し

青年招へい事業については、19年度から交流性の強いプログラムを廃止し、日程を短縮するとともに、技術協力の一環として、従来以上に専門的知見の習得を重視した内容に見直した。名称も「青年研修」とし、その位置づけを「開発途上国の該当分野の将来リーダーとなる青年層を対象とし、日本の技術経験を理解し、知識と意欲を向上させる基礎的な研修」として、再整理した。また、20年度までに移動日等の必要日数等を除く全ての時間の技術研修への振替が完了し、21年度もそれを継続している。

また、21年度に実施した87案件（1,430人）中、70案件（1,187人）が各国の重点課題（基礎教育、環境、地域振興、地域保健医療等）に整合したものとなった（全体の約8割）。また、残りの2割については、障害者支援、社会福祉等、国別の重点課題には含まれないものの、開発途上国からのニーズが高い分野となっている。

より開発課題に合致した研修コースの形成を行うため、要望調査において案件概要リスト（22分野）を地域部からの知見を反映しつつ策定するとともに、要望調査を国別要望調査と同時期（7月）に実施した。

8. 民間人材の積極的な活用

21年度の公示・公募により選定された専門家の比率は77%となった(20年度実績75%)。

JICA事業への幅広い人材の参画を促進するために、東京、札幌、名古屋で開催した国際協力人材セミナー等において、専門家の業務内容や応募手続き等を説明した。また、「PARTNER」を含む機構ホームページにおける手続きの説明や個々の公募内容や資格要件の記載を継続的に見直す等、応募者増と優秀な人材の参画を促進するための取組を行った。また、人材が少なく公示・公募によるリクルートが困難な分野において、案件担当部による推薦を行う場合の基準を明確にし、適切な人材確保に努めた。

人選のための委員会は、関係省庁との事前協議で調整を終えたため、21年度は開催しなかった。

9. 人材の業績評価の着実な実施と反映

20年度に正式導入した専門家評価制度に基づき、適切な評価の実施に努めるとともに、専門家候補者がJICA事業の経験者である場合に、過去の活動の評価を選考に反映できるよう、20年度に開発した過去の専門家、ボランティア、コンサルタント等の評価情報(データベース)を横断的に検索できる「評価ビューアシステム」による評価結果の活用の徹底を図った。

10. コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定方法の競争性の向上を図るべく、登録制度に関し、登録をしていないコンサルタントに対する簡易審査を継続するとともに、22年度からは制度自体を廃止すること(全省庁統一資格を利用した事前資格審査制度を導入)を決定した。また、より一層の応募者増に向けてコンサルタント側のニーズも踏まえ、公示予定時期や実施予定期間、想定される担当分野等の情報を22年4月より公表することとした。

さらなる競争性を高めるべく、選定基準及び評価方法の公表、業務従事者の要員配置計画の柔軟化等の取組を検討しているところである。

11. 緊急案件における迅速な選定

サモア、インドネシア、ハイチにおける災害復興のための緊急的なニーズ調査において、コンサルタント等の「指名人材プール制度」を活用し、契約手続きの開始から契約締結まで通常は30日程度かかるところを平均7.3日で実施することができた。また、これまでの「指名人材プール制度」の適用実績の分析を踏まえ、緊急事態においても迅速かつ確実に派遣人材を確保するために、登録人材の幅を広げ、業務内容に応じたプール人材の資格要件の見直しの検討を行った。

(ロ) 有償資金協力 (法第13条第1項第2号)

小項目 No. 12 有償資金協力

【中期計画】

(ロ) 有償資金協力 (法第13条第1項第2号)

(i) 有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。

- 円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業を促進する。
- 円借款を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

(ii) 開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。

- 円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。
- 円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。
- 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。

【年度計画】

ア. 円借款事業の案件形成から工事等契約までの期間を短縮し、円借款事業の適正かつ迅速な形成に努める。

イ. 我が国にとって政策的に優先度の高い円借款事業を促進する。

ウ. 円借款支援を通じて、開発途上国における民間経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。

エ. 円借款借入国との緊密な政策対話とともに、マクロ経済調査や債務持続可能性分析を行い、金融・経済危機の影響も踏まえ、借入国の債務持続可能性等を的確に把握し、債務管理能力及び事業実施能力の向上を図る。

オ. 円借款事業に係る事前・事後の調査等を充実させるとともに、借入国等の事業関係者に対するフィードバックを通じ、開発効果を高める。また、貸付や調達等の事業実施に係るガイドライン等の改訂及び事業実施機関職員に対する研修やセミナーを行い、借入国の事業実施能力の向上を図る。

カ. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等との連携を推進し、円借款事業の開発効果の向上に努める。

【当年度における取組】

円借款については、前年度を上回る規模の新規承諾及び貸付実行を実現するとともに、技術協力と効果的に組み合わせた包括的な支援など、統合のシナジー効果を生む支援や、気候変動対策、アフリカ支援、金融・経済危機への対応等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施に努めた。金融・経済危機に対しては、国際通貨基金（IMF）・世界銀行等の国際機関や他ドナーとともに、相手国との間で財政支援や短期的な危機対応、中長期的な成長のための取組について協議も行いつつ、各国への支援を実施した。

実施の迅速化に向け、案件の進捗監理の強化や、本邦技術活用条件（STEP）案件に係る詳細設計の機構による実施、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を行った。また、各事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じた進捗状況の随時の把握による早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施とそこから得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等との連携に取り組んだ。

1. 円借款の供与実績

平成21年度における円借款の供与実績は、新規承諾件数は62件（27カ国向け）、新規承諾額は9,676億円であり、前年度比4.1%増となり、昨年度に引続き12年度以降の最大規模となった。貸付実行額は7,450億円であり、前年度比4.3%増となった。小項目No.4「統合効果の発揮」にて詳述のとおり、政策からその実現のための個別事業の実施までを対象とし、技術協力及び円借款を複合的に活用した包括的な支援等、統合のシナジー効果が実現してきている。

円借款の新規融資案件承諾は、事業担当部による事業効果や経済性等を含む案件の審査に加えて、与信先である開発途上国政府等の信用力の審査や環境社会配慮に関する審査を専門の部署によって行った上で、日本政府による採択も経て実施している。

21年度の債権回収額は6,417億円であった。債権回収の状況については、延滞発生時には借入人に対して督促状を发出し、海外拠点等を通じて延滞理由の把握を迅速に行うとともに、日常業務を通じて継続的に督促を行い、早期の延滞解消を促した。経済財政危機等の理由により返済が困難になっている長期延滞国については、パリクラブ（主要債権国会合）の国際的な枠組に従い、他の債権国と協調しつつ、債務繰延べ等を実施することになるが、21年度はパリクラブ合意に従い、トーゴ、中央アフリカの2カ国との間で債務繰延べ契約を締結し、債権回収・管理を適切に実施した。

また、昨年度に引続き、開発途上国政府及び事業実施機関、コンサルタント、コントラクターに対する安全対策（詳細は小項目No.5「効果的な事業の実施」参照）、また、事業関係者の不正腐敗防止に向けた取組を強化した。具体的には、コンサルタントの雇用支援の強化や、調達事後監査の拡充、セミナーの開催等を通じた実施機関の行政能力強化及び事業プロセスにおける透明性の確保に取り組んだ（詳細は小項目No.2「事務手続きの効率化」参照）。

2. 迅速化に向けた制度改善等の取組

日本政府は、21年7月に「官民連携推進等のための円借款の迅速化」を公表し、円借款プロセスの各段階に要する期間を短縮する方針を打ち出しており、機構は21年度も引続き円借款事業の迅速化に取り組んだ（案件形成段階の迅速化は、小項目No. 4「統合効果の発揮」に記述）。本迅速化策では、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有・連携促進、本邦技術活用条件（STEP）^{（注）} 案件に係る詳細設計の機構による実施等を打ち出しており、具体的には以下の取組を実施している。

（注）日本の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進することを目的とする円借款のタイド供与条件。

（1）当事者間での事業実施スケジュールの情報共有・連携促進

円借款に係る貸付契約調印時に、コンサルティングサービスに係る招請状送付予定時期、本体工事に係る国際競争入札による最初の調達パッケージの入札公示予定時期、及び事業の完成予定時期について、22年7月以降、全案件の情報を機構プレスリリースで発信した。

民間セクターとの連携を円滑にするため、まずSTEP案件と「官民連携案件^{（注）}」で、相手国政府の了解の下、民間企業とスケジュールにかかる一層緊密な情報共有を開始し、機構は実施中の全STEP案件及び「官民連携案件」について海外拠点に情報提供窓口を設置し、機構ホームページに窓口連絡先一覧を掲載した。

（注）20年11月に日本政府が公表した「民間企業による官民連携案件の提案の受付について」にて定めた要領に基づき、民間企業から正式提案があった案件のうち、日本政府として官民連携を推進する案件と認定し、その旨提案者に対して通知した案件を指す。

（2）STEP案件にかかる詳細設計の機構による実施

STEP案件について、詳細設計調査を機構が実施することにより、工事着工までに要する期間を短縮するための制度を整備し、21年度に貸付契約に調印した1事業につき実施を決定し、現在準備を進めている。

3. 政策的優先度及びニーズの高い円借款新規承諾の実績

機構は、20年度に引続き、相手国政府や国際援助機関等との対話、日本政府との緊密な協議を通じて、政策的に優先度が高く、また、開発途上国の開発ニーズに合致した案件の実施に努め、21年度は、気候変動対策、アフリカ向け支援、金融・経済危機対応としての緊急財政支援を重点的に推進した。

（1）気候変動の緩和・適応等の環境保全改善効果が期待される事業の承諾実績

政府の「クールアース・パートナーシップ」及び21年9月に発表された「鳩山イニシアティ

ブ」等の方針に基づき、機構として気候変動対策支援に積極的に取り組み、円借款については、21件、4,645億円の地球温暖化対策に資する案件（緩和案件）の貸付契約に調印した。このうち、気候変動対策円借款^(注)条件（金利優遇条件）適用案件は、6件、1,166億円（うちプログラム・ローン1件）となった（小項目No. 5「効果的な事業の実施」参照）。

（注）主に温室効果ガス削減の取組に対して供与される円借款。

（2）アフリカ向け円借款事業の承諾実績

20年5月の第4回アフリカ開発会議（TICADIV）において、日本政府がアフリカ向けODAを5年間（20年～24年）で倍増させ、円借款については5年間累計で最大40億ドル支援することを表明した。これを受け、機構は、21年度も引続き協力準備調査等を活用し、アフリカにおける円借款事業の案件形成に取り組み、21年度のアフリカ向け円借款の新規承諾件数は9件、1,137億円となった（20年度分と合わせて1,893億円の承諾）（小項目No. 5「効果的な事業の実施」参照）。

具体的には、TICADIV 横浜行動計画を踏まえ、その重点課題である「広域インフラの整備」、「安全な水へのアクセス」、「クリーン・エネルギーの利用促進及びエネルギー・アクセスの改善」等を通じた成長の加速化、格差是正、貧困削減に貢献するため、例えば以下の案件等を実施した。

【アフリカ向け円借款事業の実績（21年度貸付契約調印）事例】

●ケニア「オルカリア I 4・5号機地熱発電事業」

ケニアの電力供給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図ることを目的として、同国リフトバレー州オルカリア地熱発電所地域において、発電所の拡張を行うものである。本事業は、サブ・サハラ・アフリカ初の気候変動対策円借款の適用案件であり、排出される二酸化炭素を抑制しつつ、深刻な電力不足の解消に貢献することが期待されている。

●モザンビーク「ナンプラークアンバ間道路改善事業」

モザンビーク北部の物流の増加、広域経済の活性化、住民の生計向上及び貧困削減を図ることを目的として、同国北部の玄関口であるナカラ港より、マラウイの首都リロングエを経て、ザンビアの首都ルサカに至る「ナカラ回廊」の一部を構成しているナンプラークアンバを結ぶ約350kmの国道を改良するものである。

（3）緊急財政支援の承諾実績

機構は、小項目No. 5「効果的な事業の実施」にて詳述のとおり、世界的な金融・経済危機の下、円借款を通じて緊急財政支援を実施した。金融・経済危機に対しては、国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関や他のドナーとともに、相手国との間で財政支援や短期的な危機対応、中期的な成長のための取組について協議を行いつつ、各国への支援を実施した。

(4) その他

21年11月に開催された「日本・メコン地域諸国首脳会議」において、日本政府は、「東アジア共同体構想」において、域内格差是正の観点からメコン地域は鍵を握る重要な地域である旨表明するとともに、総合的なメコン地域の発展、環境・気候変動及び脆弱性克服への対応、協力・交流の拡大の3本柱での取組を強化し、「共通の繁栄する未来のためのパートナーシップ」を確立するとの認識をメコン地域諸国と共有した。上記取組を進めるため、メコン地域を重点地域とし、メコン地域全体及びカンボジア、ラオス、ベトナムの各国へのODAを拡充するとの政策を継続し、「今後3年間で5,000億円以上のODAによる支援を実施」することを表明した。機構は、同方針に基づき、首都圏の増大する水需要に対応する「第8次バンコク上水道整備事業」、経済発展に伴う国際旅客数の増大に対応する「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(I)」及び同空港の機能を最大限活用することを目的に、ハノイ市へのアクセス改善をめざした「ノイバイ国際空港—ニャッタン橋間連絡道路建設事業(I)」等の貸付契約に調印した。

4. 経済社会インフラや、投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績

21年度の開発途上国の経済社会インフラ整備の円借款事業新規承諾件数は55件、承諾金額は8,494億円となった(20年度通期:50件、8,829億円)。

具体的には、インド、チュニジア、ルーマニアにおいて、都市鉄道を整備することで、増加する交通需要への対応、交通渋滞緩和及び大気汚染の改善を図る支援や、アフリカにおいて、国内・近隣国間の物流促進、広域経済の活性化及び貧困削減を目的とした道路・国際送電線といった広域インフラの整備支援等を行った。また、エジプトにおける風力発電事業やケニアにおける地熱発電事業、パプアニューギニアの下水道事業の支援を通じ、環境負荷の小さい電力供給促進や衛生環境の改善、さんご礁保全に貢献する等、環境保全に配慮した経済発展を積極的に支援した。

開発途上国の投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款事業新規承諾件数は10件、承諾金額は1,332億円となった(20年度通期:6件、1,346億円)。

【民間経済活動の促進に資する円借款の実績(21年度貸付契約調印)事例】

●インド「貨物専用鉄道建設事業(フェーズ1)」及び「貨物専用鉄道建設事業(フェーズ1)(II)」

インドでは、日印両国政府のイニシアティブに基づき、日本企業をはじめ対印直接投資の促進を目的として、デリー・ムンバイ間にインド最大の産業ベルト地帯を作るという、総合産業インフラ開発プロジェクト「デリー・ムンバイ産業大動脈(DMIC)構想」が推進されている。その中心的な位置付けとなる円借款事業「貨物専用鉄道建設事業(フェーズ1)」では、官民含むオールジャパンが参画しつつ事業実施が行われており、日本企業の技術を活用した貨物専用線の建設及び道路輸送に比べて環境に優しく大容量・高速の輸送を可能とする電気機関車等の導入を通じて、今後高い成長が見込まれる貨物輸送需要へ対応する予定。本事業が具体的に動き出すことにより、構想内の事業が実現へ向けて第一歩を踏み出すことが期待される。

●ベトナム「中小企業支援事業（Ⅲ）」

ベトナムの民間セクター開発は、官民連携の観点からも注目を集めており、日越両国が投資環境の改善に向け、「日越共同イニシアティブ」（15年12月より開始）において、官民合同で行動計画を策定し、双方でモニタリング・評価を行っており、特にベトナムの裾野産業育成が重視されている。

本事業では、現地金融機関を通じて中小企業に中長期資金を供給するとともに、現地機関の中小企業融資能力強化を支援することによって、融資先中小企業の成長及び同国における中小企業の資金アクセスの改善を図ることで、民間セクター開発を通じた経済成長・国際競争力を強化することを目的としている。11年の「中小企業支援事業（Ⅰ）」から続く第3期目の事業となり、ハノイ工業大学における技能者育成支援（技術協力）等とあわせ裾野産業育成への貢献が期待されている。

5. 開発途上国との政策対話、マクロ経済調査及び債務持続性分析に係る調査の実績

円借款は、その性質上、被援助国側に財務上の負担が発生する援助手法であることから、その効果を十分に発揮させるためには、様々な外的・内的要因によって変化する被援助国の財政状況やニーズを的確に把握して実施することが重要である。この観点から、21年度は46ヶ国においてハイレベル（局長級以上、国家元首を含む）の政策対話やマクロ経済調査、債務持続性分析等を行った。

特に21年度においては、20年度下期に発生した金融・経済危機の影響が色濃く残っており、通常より詳細に各国の財政状況等を理解する必要性が高かったことから、昨年度より多くの国において債務持続性分析あるいはマクロ経済調査を実施したほか、上述のとおり金融・経済危機への対応のため国際通貨基金・世界銀行等の国際機関や他ドナーとともに、相手国と協議を行った。また、世界銀行から債務分析専門職員を受入れることにより機構の債務分析能力の強化を進めた。

6. 事業の開発効果を高めるための調査及び研修の実績

円借款事業については、海外拠点が中心となって常時のモニタリングを実施し、進捗状況を随時把握するとともに、早期の問題解決、事業の開発効果向上に向けた取組を行っている。21年度については、以下の取組を実施した。

（1）事業の実施や開発効果を高めるためのセミナー・研修

21年度は、円借款供与国及び今後供与の可能性を有する25ヶ国において57件のセミナーや研修を実施した。具体的には、20年度に引続き開発途上国の事業実施機関等に対して、円借款の支援方針や手続き等の解説、機構が行った実施中案件に対する中間監理・調査等から得られた課題・提言等のフィードバック、機構のガイドラインに則した調達監理及び貸付請求、実施中の安全対策等の実務面での助言等を、現地セミナーを通じて行い、政府・事業関係者の案件形成から事業実施に至るまでの多様な局面における支援ニーズに的確に対応した。

また、昨年度に引続き、21ヶ国から24名を本邦に招聘し「ODAローンセミナー」を実施

した。セミナーでは、円借款のプロジェクトサイクルに沿った各テーマの講義や、日本の公共事業等に対する地方視察、研修員同士の議論等を通じて円借款事業の実施手続きの理解を促進するとともに、円借款を活用して効果的に開発を進める上での問題・課題を把握し、その改善方策を作成した。また、各研修員の帰国後、上記方策を関係者間で共有することを推奨し、招聘先の開発途上国における円借款事業の実施能力の向上を図った。

この他にも、地域ごとに円借款事業実施者を対象とした調達手続きや国際コンサルティング・エンジニア連盟（F I D I C）契約約款の解説等、円借款事業の迅速化にかかるセミナーを実施した。

（２）案件実施支援調査の実績

事業実施期間が長期間にわたる円借款事業では、事業の計画段階では必ずしも予見し得ない事態が発生することもあるため、事業の実施段階において、きめ細かい助言や支援を積極的に行うことで、目的に則した事業の達成や、円滑な事業の実施を側面から支援していく必要がある。このようなニーズに迅速かつ効果的に対応するため、機構は21年度において案件実施支援調査（S A P I）を13案件に対して実施し、開発途上国政府、事業実施機関等への支援を行った。

また、ブラジルにおいて、過去に円借款事業によって建設した下水処理施設の周辺設備（州政府自己負担分）が州政府の資金繰り悪化のため整備が遅れていたため、早期の開発効果発現を実現すべく、事業完了後の開発効果の持続性確保を目的とした援助効果促進調査（S A P S）を実施し、経営改善の提案等を通じて整備の促進に努めた。この他、自然災害などで損傷を受けた既往案件に対し、その復旧のための支援の準備を進めるなど、事業完了案件のフォローアップに取り組んだ。

7. 地方自治体、大学、民間企業、NGO等の知見・参加を得て開発効果の向上に努めた円借款事業の実績

（１）NGO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款事業実績

21年度は、12件の円借款事業について、NGO等の市民社会・現地の地域社会の参加を得つつ実施した。例えば、インドネシアの大規模インフラ事業において、現地NGO等と連携し、円借款事業におけるH I V/エイズ予防対策の重要性や、これまでに実施した予防対策の概要、形成・準備・実施方法・活動内容について、ワークショップを開催し、今後予防対策を実施予定の事業関係者への理解促進を図った。また、バングラデシュの水資源開発事業においては、実施機関がNGOと契約し、受益者である農村女性の生計向上のための研修を実施しており、事業との相乗効果が期待されている。

（２）地方自治体・大学の協力を組み入れた円借款事業の実績

21年度は、16件の円借款事業について地方自治体・大学との協力を事業の一部として組み入れて実施した。例えば、中国向け円借款について、人材育成事業、環境整備事業の研修の受け入れ先として大学・地方自治体から協力を得て実施し、本邦大学において中国の大学教職員を対

象とした研修や共同研究を実施したほか、省エネ・環境教育分野、上下水道分野、熱供給分野等における日本の自治体・大学の取組について事業実施者向け研修を実施するなど、事業効果の向上を目的とした連携を行った。

（３）本邦民間企業の知見・参加を得た円借款事業の実績

円借款事業の形成において、引続き本邦民間企業の知見・参加を得て開発効果の向上に取り組み、7件の事業において本邦企業の参加を得た。21年度に貸付契約を締結したインドネシア「開発政策借款（VI）」においては、投資認可や輸出入に関する手続きの煩雑さなどに対する日本の投資家からの改善のニーズを踏まえ、投資認可のワン・ストップ・サービス実施に向けた細則の制定、一元化された輸入手続き窓口のオペレーターを選定といった項目を政策アクションに反映する等して、投資環境の改善に取り組んだ。

(ハ) 無償資金協力（法第 13 条第 1 項第 3 号）

小項目 No. 13 無償資金協力

【中期計画】

(ハ) 無償資金協力（法第 13 条第 1 項第 3 号）

- (i) 無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。
- (ii) 無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。
- (iii) 積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。

【年度計画】

- ア. 無償資金協力事業の効果的・効率的な実施やその実施の促進及び競争性と透明性の一層の向上を図るため、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化のさらなる推進に加え、引き続き工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等制度の改善に係る検討を行う。
- イ. 「ODAコスト総合改善プログラム」に基づき、コスト縮減に係る各施策（①計画段階に関する再検討、②設計手法の再検討、③積算の最適化、④案件発掘から実施までのスピードアップ、⑤入札の競争性向上）を着実に実行する。

【当年度における取組】

改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施のために必要な業務を含め、適正に実施した。平成 21 年度は、事前から事後の評価の本格導入、契約認証業務に係る外部監査の制度設計を行い、本体事業の実施に必要な制度整備を完了した。また、政府の政策に対応し、開発と気候変動対策の両立に資する支援として「環境プログラム無償」に補正予算が計上され、当初予算比で約 5 倍の予算規模となったことに対応し、迅速に案件発掘・形成を行い、27 カ国に太陽光発電技術導入等、日本の環境保全技術を活かした支援を実施した。

入札参加拡大のための取組についても、21 年度、入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法の本格導入に加え、予備的経費の制度設計及び試行導入を行い、天災や治安の悪化といった予め想定できない事態に対する対応の最適化を図った。

また、20 年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に基づき、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、計画段階における付帯的施設の再検討、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等の取組を行い、施設案件全体において 5.27%（暫定値）のコストを縮減した。

1. 無償資金協力業務の実績

20年10月の改正機構法の施行により機構に移管された無償資金協力事業の実施のために必要な業務（実施監理業務）として、機構と相手国実施機関との間の贈与契約（G/A）の締結、契約認証審査、資金の支払い、事後監理・評価の実施が新たな業務として加わった（下図参照）。21年度は、機構が実施監理業務を行う事業について、契約認証業務に対する外部監査^(注)の制度整備を行うとともに、事前から事後の評価についても、小項目No. 10「事業評価」に記述のとおり、20年度の試行結果を踏まえて本格導入し、本体事業の実施に必要な制度整備を完了した。

（注）契約認証とは締結された契約が交換公文及び贈与契約により合意された内容に適合しているかを機構が審査・確認するもので、外部監査は機構の契約認証業務が「無償資金協力に係る契約認証審査基準」に準拠しているか検証を行うもの。

21年度の無償資金協力事業の実績（閣議決定案件）としては、実施監理案件224件（うち、贈与契約締結済み案件は197件、約901億円）、また、従来から機構が実施してきた実施促進業務の実績は144件であり、いずれも適正に実施した。

なお、実施監理案件には、21年度補正予算（第1号）「経済危機対策」及び同（第2号）「アジア・アフリカ等気候変動緊急支援」によるものが40件含まれる。（21年度閣議決定件数。うち、贈与契約締結済み案件は34件、約226億円）。

これら補正予算も含めて、気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるべく、小項目No. 8「環境社会配慮」に記述のとおり、開発と気候変動対策の両立に資する事業に取り組んだ。その中で、20年度に創設された「環境プログラム無償」については、21年度は、政府の政策により補正予算が計上され当初予算比約5倍の予算規模となったことに対応し、迅速に案件発掘・形成を行い、27カ国（21年度閣議決定案件かつ贈与契約締結済み）に太陽光発電技術導入等、日本の環境保全技術を活かした支援を実施した。「環境プログラム無償」は、ハードへの支援に加え、政策策定や運営管理といったソフトへの支援の組み合わせにより、総合的なアプローチを可能とする事業となっており、例えば、ケニア「気候変動への適応のためのニヤンド川流域コミュニティ洪水対策計画」は人道橋・堰等の避難経路及び避難所の整備に加え、コミュニティ洪水管理組織の構築等への支援を行っている。

【参照】21年度の実施監理業務の実績は、上記21年度閣議決定案件224件及び20年度閣議決定案件102件。

2カ国（タンザニア、パプアニューギニア）の2案件について、施工及び施工監理が適正に実施されているかをチェックする技術的監査を実施した。完工（資機材案件の場合引渡し）前後の案件について、契約に合致して完成又は調達されているかを第三者が確認し、適正な実施の促進に努めた。

さらに、完工後の施設及び機材の活用状況等に係る被援助国側の年次報告書の取り付け等により事後監理の強化を図るとともに、予算執行調査の指摘を踏まえ、実施中の案件の進捗状況等の

2. 入札参加拡大のための取組

被援助国が主体となって行う無償資金協力事業に係る入札において、競争性の向上のための種々の取組（支店条項の撤廃、機材調達案件の契約の細分化（ロット分け）、応札準備期間の延長等）を継続するとともに、入札公示の和文併記、入札の参加資格事前審査（PQ審査）を総合的見地から判定すること、入札の参加資格要件である類似工事の実績額、海外工事实績及び技術者数を申告制とすること、建設業者間の共同事業体の結成を原則可能とすること等を奨励した。また、無償資金協力の本体事業経費が機構に交付されることとなったことにより、国の予算制度上の制約による手続きが一部不要となった。

契約の片務性の緩和を通じた競争性の向上の取組として、20年度に紛争解決手法の明確化を中心に見直しを行った標準契約書（①当事者の責により発生した損害の協議・解決の手続き、②不可抗力により生じた損害の協議・解決手続き、③設計変更の手続き、④機構の状況把握と当事者間の不調和があった場合の解決方法の明確化）について、21年度は全ての案件に適用した。

また、事業費積算において、昨今の急激な物価高騰等への対応が困難であったため、結果として価格変動リスクが業者等の負担となり、入札を手控えることによる競争性の阻害、ひいては入札不調につながっていた事態への対応として、20年度に試行導入した入札前の急激な物価変動を考慮した事業費の積算方法を本格導入した。

さらに、物価の急激な変動に加え、天災や現地の治安悪化等、予め想定できない事態が発生した場合に、追加的経費の支出を可能とする予備的経費について、従来から日本経済団体連合会・建設業等関連団体から導入が求められてきたが、21年11月に、試行的に導入するよう外務省からの要請があった。これを受け、予備的経費の制度設計及び具体的な運用を検討するため、機構内に検討会を設置し、業界団体等からの意見聴取も行き、試行の諸条件を定めたガイドライン及びマニュアルを作成した。これを基に、カントリーリスクが高いと考えられるアフリカ地域やアフガニスタン等の復興支援国の施設建設案件を対象に、20%までの予備的経費を計上することが可能となり、一部案件において試行を開始した。予備的経費の計上により、これら地域での案件における入札参加者のリスク軽減につながり、入札参加の拡大、ひいては競争性の向上が期待される。

地方における新規参入の促進に向け、コンサルタント及び業者説明会を4回（名古屋、北九州、福岡、札幌）開催するとともに、業界紙向け説明会を初めて実施した。

3. 総合的なコスト縮減に向けた取組

（1）総合的なコスト縮減に向けた取組

政府のODAコスト総合改善プログラムの実施に向け、20年度に策定した「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領」に基づき、取組を進めた。

具体的には、機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、無償資金協力事業の計画段階において、付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、また、設計段階において、仕様・設備の合理化の徹底、構造（設計の考え方）の再検討等を実施した。また、競争性の向上に向け、上記2. で挙げた取組を行うことにより、入札参加者増のための環境整備を行

った。

(2) コスト削減の実績

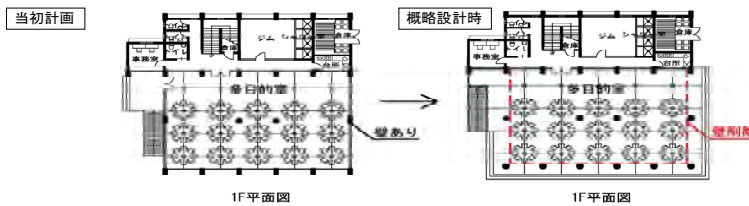
上記の取組の結果、21年度においては、施設案件全体で5.27%（暫定値）（20年度実績2.86%）のコスト削減を達成し、政府が目標とする20年度から5年間で15パーセント程度の総合コスト削減に向け、順調な実績が確認された。

コスト削減の具体例としては、以下のとおり。

コミュニティ施設案件の多目的室の仕様見直しによるコスト削減

事業名: パレスチナ「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」
概要: 当初コミュニティ施設の多目的室は、室内空間とすることが計画されたが、現地の気候や習慣を調査した結果、先方との協議をふまえ、半戸外空間とする見直し

効果: 壁や窓の設置が不要となり、取り付け工事が削減することにより、約7百万円のコスト削減



砂防ダムへのカミギン産骨材有効利用によるコスト削減

事業名: フィリピン国「カミギン島防災復旧計画」
概要: 砂防ダムコンクリートを耐久性を必要とする外部コンクリートと内部コンクリートに分け、耐久性を必要としない内部コンクリートには現地カミギン産骨材を使用する見直し

効果: 砂防ダムコンクリート体積約11,000m³の約47%を内部コンクリートとし、この部分に現地カミギン産骨材を有効に利用することにより、約14.59百万円のコスト削減



(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

小項目 No. 14 ボランティア事業

【中期計画】

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(i) 本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、

- プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。
- ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。
- 帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。

【年度計画】

(1) ボランティア事業

ア. 平成20年度に策定した「ボランティア事業実施の手引き」を活用し、機構内でボランティア事業の特性を共有するとともに、協力プログラム策定に関し、ボランティア事業と他の事業を連携させることが適切なものについては、協力目標達成へのシナリオを検討する。また、他機関との連携により派遣されているボランティアの活動を踏まえた上で、新たな連携の可能性を探るとともに、優良事例に基づいた連携モデルの抽出を行う。

イ. 適格な人材の確保に繋がる募集・選考や研修・訓練方法の改善を行う。特に平成19年度に開始した、青年海外協力隊員とシニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティアと日系社会シニアボランティアの合同派遣前訓練を実施するとともに、訓練の成果を検証し、必要な改善を行う。

ウ. ボランティア事業の質の向上及びボランティア経験の日本社会への還元促進の観点から、教育委員会、地方自治体、民間企業等への働きかけ、広報誌等による訴求、帰国隊員による活動の支援・情報発信等を強化しつつ、現職参加をより一層推進するための取組を行う。

エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、協力隊経験の日本社会への還元促進の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対する支援の強化を行う。

【当年度における取組】

平成21年度は、現下の経済情勢等を踏まえた、政府及び機構の方針による約200名増、21年度補正予算（第1号）による100名の派遣増を受け、ボランティア参加によるキャリア形成の訴求を募集の重点とし、国内拠点による各地域での取組も行いつつ、広報の強化やシンポジウム開催を含む募集活動を推進し、その結果、前年度比約350名の派遣増を達成した。また、

「ボランティア事業の手引き」等によるプログラム・アプローチが浸透し、多数の他の J I C A 事業と連携したボランティア派遣を実施し、他機関との連携については、21年度はアジア諸国とのパートナーシップ促進の観点からアジアの新興ドナーとの連携にも取り組んだ。これらの取組等を通じて、ボランティア事業の質的向上を図った。

また、教員の現職参加に向け現職教員参加制度拡大の取組を進めたほか、地方自治体や民間企業向けの現職参加の促進のための働きかけを行った。

帰国ボランティアの支援に関しては、帰国隊員の就職活動を促し、また、社会還元効果の高いボランティア経験がその後のキャリアに活かされるよう、進路開拓支援セミナーやキャリアパス研修の実施等、進路対策支援等を着実に進めるとともに、ボランティア経験者による社会還元活動の促進及び情報発信にも取り組んだ。

1. ボランティア派遣実績

21年度は、外務省及び機構が、現下の厳しい経済情勢、雇用をめぐる状況に鑑み、21年度の新規派遣人数について約200人を目途に増やす方針としたこと(21年1月)、また、21年度補正予算(第1号)による100名派遣増を受け、合計約300名の増加を実現するべく、以下3. に詳述されるように、従来以上の工夫を行いつつ、要請及び募集の確保、訓練の改善等の取組を行った。また、海外拠点から本部への要請提出日を延長する等の措置をとりつつ、派遣調査団や海外拠点により、開発途上国におけるニーズを確認し要請に結びつける取組を積極的に行った。

その結果、機構のボランティア事業として、青年海外協力隊1,708名、シニア海外ボランティア445名、計2,153名(日系社会ボランティア60名を除く)を開発途上国に派遣し、20年度の1,802人から約350名増の派遣を達成した。

ボランティア事業の適正規模に関して、21年度は、補正予算による派遣人数増を達成することを優先としつつ、派遣動向を随時モニタリングするとともに、他事業との連携、プログラム化への対応などによる協力の質的向上に努めた。今後も引続き適正規模についての検討を進めていく予定である。

2. 他の J I C A 事業との連携及び他機関との協調

(1) プログラム化の中での他事業との連携

20年度に「戦略性向上のための指針～ボランティア事業実施の手引き」を策定、機構内の理解促進を図ったこと等によりプログラム・アプローチが浸透し、協力プログラムに位置づけられたボランティア事業が実現するとともに(49人)、それ以外でも多数の他 J I C A 事業と連携したボランティア派遣案件に取り組んだ(265人)。

【協力プログラムの中での他事業との連携事例】

協力プログラムの投入要素となっている事例

- 「基礎教育強化プログラム」(ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア)

技術協力プロジェクトにより教育省(中央)で算数教育の国定教科書と教師用指導書を作成、教員を再研修し、これに対してボランティアが中央で再研修に参加した教員の地域の小中学校や教員養成校における活動を支援し、プロジェクトの効果を高めた。

● 「サモア基礎教育改善プログラム」

教育省カリキュラム教材開発評価課に派遣された理数科教育のシニア海外ボランティアが帰国研修員(初等・中等算数数学教育課題別研修)を含めたサモア側のタスクフォースメンバーとの共同により、「中等理数科改善ボランティアプロジェクト」を実施した。シニア海外ボランティアはプロジェクト投入要素として教育省において教育改善プログラムを作成するとともに、現場での支援・助言等を実施、学校とのプロジェクト運営において校長のマネジメント能力向上、中等理数科に対する生徒の理解度の向上が図られた。

協力プログラムの直接の投入要素となっていないが他事業と連携している事例

● ウガンダ

実施中の技術協力プロジェクト「ネリカ振興プロジェクト」と連携し、プロジェクトの成果であるネリカ普及技術を活用し、ボランティアは各任地で普及活動を展開している。国立作物資源研究所に派遣されている専門家によるボランティアへの技術研修も実施している。

● ブルキナファソ

母子保健プログラムのもと医療特別機材としてマラリア対策用蚊帳を供与済みであるが、それらの有効活用に向けて、ボランティアのグループ派遣によりモニタリングと啓発活動を行っており、看護師、感染症対策、統計等のボランティアが連携して活動している。

他方、例えば、エジプトやシリアにおいて、基礎教育の充実の課題に対応するため、ボランティアが実技や遊びを通して学ぶ就学前教育の活動を行う等、協力プログラムには含まれないが各国の重点課題に沿う等、開発ニーズの高い分野へのボランティア派遣を促進した。

(2) 他機関との協調

機構は、ボランティア活動のスキルやノウハウを相互に共有することで活動の質及び援助効果を高めることを目的として国際機関・他ドナーといった他機関との連携を推進している。このため、他機関との連携協議や現場レベルでの意見交換により連携の有効性が確保できた場合に、各機関との具体的な連携案件を形成することとしている。21年度は、引続き他機関と協議等を通じて連携案件を形成、実施するとともに、特に、アジア諸国とのパートナーシップ推進の観点からアジアの新興ドナーとの連携にも取り組んだ。事業レベルでの他機関との連携実績は以下の通り。

● シンガポールとの連携(ベトナム)

「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSPP21)」の枠組により、ベトナムを対象としたボランティア共同派遣について協議を実施、農村社会の

経済的エンパワーメントを目的とし、機構側からボランティア（村落開発普及員）を派遣。シンガポールからは、デザインや工芸品作成を専門とする短期ボランティアを22年3月下旬から派遣中。

● 世界保健機構（WHO）との連携（ホンジュラス、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア）

シャーガス病感染中断宣言に向け、WHO（PAHO：地域事務所）とJICA技術協力プロジェクト「シャーガス病対策計画」が連携して媒介虫（サシガメ）の駆除・監視体制構築計画を策定し、同計画の実施を支援するため、住民参加型監視体制の構築を目指して各国保健省駆除対策チームとJICAボランティアが協働して対象地域の村落を巡回し実地で駆除・住民啓発活動を行った。

● 国連開発計画（UNDP）との連携（モザンビーク）

UNDP及びモザンビーク科学技術省が連携して実施中の「ミレニアムビレッジプログラム」のモデル村において、機構側からボランティア（村落開発普及員）を派遣することで、同プログラムが実施する村民の生活改善・収入向上を目指した様々なプロジェクトを支援し村民への普及・定着を図っている。

事業レベル以外の連携の取組として、10月にハンガリーで開催された「国際ボランティア会議2009」に参加し、2010-12の戦略ペーパー（メンバーシップの拡大、各団体の経験の共有等）について協議を行い、機構は、アジア代表としてアジアの新興ドナーの加盟を勧めるとともに、帰国ボランティアの社会還元について国際ボランティア会議にて発表を行った。また、韓国国際協力事業団（KOICA）との間では、ボランティア事業担当職員1名を研修員として約1ヶ月間機構に受け入れた。

3. 適格な人材確保のための取組

（1）募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善

ア. 募集・選考の改善

20年度より引続き、帰国後の日本の地域社会での活躍事例等ボランティア事業によるキャリア形成の訴求を募集の重点とし、また、機構の充実したサポート体制の説明による帰国後の進路に対する不安軽減、家族等の理解を進めることにより応募促進を図る方向で業務を進め、国内機関による各地方における積極的な取組も行いつつ、募集活動を促進した。

主要3媒体であるホームページ、交通広告、新聞広告を中心に、それぞれの媒体の特長を踏まえた効果的な広報展開を実施した。21年度は300名の派遣増に対応するため、新たな広報ツールとして、帰国ボランティアの日本の各地域での活躍事例を紹介するパンフレットとDVDを作成し、ボランティア参加を通じたキャリア形成と、地域の身近な課題に取り組む貴重な人材と

しての姿を紹介し、本ツールも活用しつつ、8月30日に東京、また2月14日に静岡で、帰国ボランティアの地域での活躍をテーマとしたシンポジウムを開催した。

【帰国ボランティアの活躍をテーマとしたシンポジウム（8月30日）】

約500名が参加し、日本の課題に取り組む人材としての協力隊経験者の有用性について講演がなされ、また、ボランティアOB・OGによるパネルトークを通じて、視野の拡大、課題発見力の習得等、ボランティア参加を通じた自己の成長と、現在の活動におけるメリットについて議論を行った。本シンポジウムの採録記事は、朝日新聞に掲載され高い広報効果が得られた。

これらの取組の結果、21年度秋募集は3,497人、21年度春募集との合計6,806人の応募を確保した。

この他、重点職種（要請数と応募数の差の大きい11の職種）の担当者を設置し、個別の募集活動を展開、特に要請数と応募数の差が大きく開発効果の高い理数科教師、農学系の募集活動を重点的に進めた。

イ. 訓練・研修方法の改善

21年度は、ボランティアの派遣前訓練を20年度に引続き青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの合同訓練として通年（4回）実施するとともに、開始から2年以上が経過することから、合同訓練の評価を実施した。その結果、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアが「一つの理念のもと一体感を持って相手国の社会・経済の発展に今以上の貢献する」という所期の目的は達成されているとの評価が得られるとともに、訓練日程の短縮に伴い訓練所における派遣前語学訓練と現地赴任後に実施される現地語学訓練の一層の連携強化が必要であり、また、合同訓練経験者が増加することが見込まれる中、新規参加者と経験者向けに選択制講座を整理することが望ましいとの課題が確認された。今後もより効果的・効率的な訓練を実施できるよう、評価結果を来年度以降の派遣前訓練に活かすこととしている。また、20年度に見直した合同訓練に即した到達目標の項目に基づき修了時評価を行うとともに、各種講座については、国際協力・ボランティア事業、安全管理・健康管理の分野について習得すべき事項を明確化し、シラバスの精緻化・改善を図った。

また、訓練ニーズの多様化、ボランティア派遣増にも対応する観点から、一定の語学力を有するボランティア候補者を対象とした派遣前語学免除者研修を実施した。訓練・研修メニューの多様化に対応するとともに、ボランティア派遣増に対して駒ヶ根・二本松の両訓練所の収容容量が不足することもあり、これらの研修は、大阪国際センターで実施した。

（2）現職参加促進の取組

ア. 現職教員向けの取組

現職教員のボランティア事業への参加は、帰国後の生徒に対する還元効果やボランティア事業

の質の向上の観点から大きな意義があることから、引続き、各都道府県等への説明・奨励に取り組み、21年度は静岡県との連携を強め、現職教員参加制度の拡大を実現するとともに、外務大臣から全国の地方自治体の首長に対して有給現職参加制度の活用促進に係る文書が発出された。

イ. 地方自治体職員等向けの取組

地方自治体職員の現職参加に関し、地方自治体理解促進調査団を5件派遣し、ボランティア事業の理解促進を図った（宮城県、茨城県、和歌山県、三重県、沖縄県）。

また、国際協力活動に係る予算が縮小し、農業土木分野に係る技術職員のフィールドにおける実践的な経験の機会が少なくなっている宮城県と東北支部との間で協議・連携を進めてきた結果、21年度は、同県との連携プログラムとして、農業土木の職員3名を青年海外協力隊員としてマラウイに6年間にわたり派遣することについて合意した。さらに、静岡県と連携を図り、県職員を対象に特別募集説明会を開催し、また、市町の国際交流課長が集まる会議において制度説明を行う等現職参加促進に向け働きかけを行った。

ウ. 一般企業向けの取組

民間連携室との情報共有を行い、経験者の採用に関心のある企業に対して応募促進を図るための制度説明及び働きかけを行い、団体等の役員、関係者が集まる機会を利用し、現職参加の説明等ボランティア事業の理解促進を図った。また、ボランティア事業の広報誌において、現職参加のボランティアを紹介し、現職参加を通じたキャリア形成の実例について情報発信を行った。

21年度は中小企業分野を専門とするアドバイザーの専門家ネットワークを活用し、シニア海外ボランティアの応募促進につき協力を受けるとともに、企業への働きかけの方法について助言を得た。また、リストアップした協力企業の中で、CSRを促進している企業、青年海外協力隊向けボランティア休暇を導入している企業に働きかけを行なった。

以上の取組の結果、21年度において現職教員、地方自治体、一般企業等の現職から218人のボランティア事業への参加を得た。

4. 帰国ボランティアに対する支援

(1) 帰国ボランティアの進路開拓支援

引続き、帰国隊員の就職活動を促し、また、社会還元効果の高いボランティア経験がキャリアに活かされるよう、セミナー、勉強会や進路対策の実施、特別採用の導入促進等を通じて帰国隊員の支援を実施した。

ア. 進路開拓支援セミナー等の実施

21年度は、帰国隊員向けの進路開拓支援セミナーをテーマ別に12回実施し、計330名が受講した。20年度に引続き、企業や教育委員会等の人事・採用担当者からの採用情報等を組み込み、実践的なセミナーを実施し、参加者の満足度は非常に高かった（受講者アンケートでは回答

者の9割以上が「とても参考になった」「まあまあ参考になった」と回答)。

キャリアパス研修については、進路を決めるにあたってのキャリアデザインの描き方、就職活動の進め方、教員や国際協力分野の仕事を目指すにあたっての留意点等進路を考える導入研修として位置づけ、引続き帰国時のオリエンテーション・研修の一環として実施した。

さらに、ボランティア経験者を招き、ボランティア経験のキャリアパスへの活かし方、就職活動の進め方、教員や国際協力分野の仕事を目指すにあたっての留意点等にかかる情報交換、ネットワーク作り等を意図してキャリア勉強会(計8回)を開催した。

イ. 教員志望者・志願者に対する進路対策支援

臨時講師は、正規教員を目指す上で経験が評価されるメリットがあるとともに、自身が教員の適性を確認する上でも有効であるため、帰国隊員にその採用情報を提供するためのメーリングリストを作成し関西圏にて活用していたが、21年度より全国版とした。

また、進路開拓支援セミナーにおいては、20年度同様、杉並区の教員養成を担う杉並師範館について紹介した(既に5名が卒業し、1名が勉強中)。

(注) 杉並師範館: 杉並区教育委員会が独自に教員を養成するための養成機関で17年度に設立された。一年間のプログラムを経て、卒塾後杉並区立小学校の正規教員として採用されるシステム。

ウ. 進路相談カウンセラーの業務体制の構築

20年度に引続き、進路相談カウンセラーが相互に連携を図りながら相談に対応できるよう、相談業務における連絡体制の強化、好事例の共有等、情報共有・連携体制の構築を図った。

エ. ボランティア経験者の特別採用

地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけ等により、教員採用に関しては、21年度から、宮城県及び堺市が一次試験の一部免除や試験科目の変更等の特別選考制度を導入、これまでの埼玉県、さいたま市、川崎市、大阪府、大阪市、福岡市、茨城県、神奈川県、愛知県、福井県、兵庫県、長野県、富山県、愛媛県、横浜市、神戸市、京都市を合わせて11府県8市が特別制度や優遇措置を設定済みである。また地方自治体職員に関しては、21年度に網走市、和歌山県、宮崎市が特別枠を導入し、京都市、岩手県、埼玉県、秋田県、広島市、愛知県、横浜市、能代市が加わり5県6市が特別採用枠を設置した。なお、特別選考制度での教員の合格者数は、全国で32名(8県3市)、地方自治体については12名(1県4市)であった。

(2) ボランティア経験者による社会還元のための取組

帰国隊員の進路開拓支援とともに、20年度は引続き、ボランティア経験者のネットワーク支援、各種イベント、広報誌等を通じた社会還元事例の共有を通じ、ボランティア経験者による社会還元活動を促進し、同時に同活動に係る情報発信を行った。また、事例を収集するため、文部科学省と連携により「帰国隊員の社会還元調査」を実施し、教育委員会、帰国隊員、校長にアンケートを行なうとともに、帰国ボランティアへのインタビュー調査を実施した。社会還元活動に

については多数の事例が報告され、その一部は以下の通り。

- ・ シリア視聴覚教育隊員としてパレスチナ難民の子供と日本の子供たちを結ぶ国際交流事業にも参加した経験を活かし、日本の学校の教室と国際協力の現場をインターネットで結び、生徒の開発途上国への関心を高めるとともに、日本の現状を振り返る機会とする取組を実施。
- ・ ネパールの食用作物隊員として派遣された経験を活かし、遊休農地を抱える生産者等と連携して開発途上国の食物を商品化する試みを開始、学校給食への取り入れ、小学校の生徒に種まき、収穫などの経験をしてもらうなど、地域振興に貢献。

小項目 No. 15 NGO等との連携、国民参加支援

【中期計画】

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がける。具体的には、

- 幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。
- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。
- 草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。
- 国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。

【年度計画】

(2) NGO等との連携・草の根技術協力事業

- ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、NGO等の組織・事業運営能力を強化するとともに、開発途上国における市民との連携事業を促進するため、NGO等人材育成プログラムを的確に実施する。
- イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、ホームページの内容のさらなる充実により理解の促進を図る。
- ウ. 草の根技術協力事業に関し、これまでの各国内機関での事業提案に関する相談や実施管理の状況をレビューし、さらなる改善を検討する。
- エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を整備し、ホームページで公開する。
- オ. 地域に密着した活動を推進する観点から、地方自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業について、これまでの実績も踏まえつつ、質の向上に努める。また、海外においてNGO-JICAジャパンデスクを通じたNGO等との連携状況を踏まえて、NGOへの活動

支援を行う。

カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に、他の国内機関とも連携しつつ、市民団体の情報発信の機会を提供する。また、市民団体の主体性に配慮しつつ、市民団体のネットワーク化の場を提供する。

【当年度における取組】

NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。草の根技術協力事業については、平成21年度補正予算（第1号）による政策増に着実に対応し、NGO等の要望を可能な限り反映させた形で迅速に制度設計を行い、18年度比3割増の案件を実施するとともに、複数年度契約の導入等事務手続きの改善を図り、事業費上限金額の見直しに着手した。NGO人材育成研修は、NGO等のニーズに対応して「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」の実績を大幅に増加させるとともに、NGOの組織強化等を目指した研修を引続き実施し、所属団体の資金調達及び広報の改善、民間企業との連携等、着実にその成果が発現している。

20年度に策定した課題別指針「市民参加」を踏まえ、今後の事業の改善に向け、これまでの機構の市民参加協力に係る取組を包括的にレビューした。

広尾センター（地球ひろば）では、NGOの関心の高い資金調達やフェアトレードをテーマにしたセミナーを開催したほか、市民団体のセミナー・イベント開催に対するメールマガジンやホームページ等による情報発信等の支援を引続き行うとともに、立地環境を活かした在京大使館等外部団体による地球ひろばの活用促進に向けた取組等を行った。その結果、利用者数（宿泊者を除く）は自己目標値（10万人）を大幅に上回る15万人に達し、地球ひろば登録団体数及び同団体主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績についても、20年度実績を上回った。

1. NGO等との連携の推進

（1）草の根技術協力事業の実施

21年度に実施した草の根技術協力事業案件は、当初予算において157件を実施（20年度終了案件64件に対し、新規案件51件を実施）となり、18年度比9%増となった。加えて、小項目No. 5「効果的な事業の実施」にて前述のとおり、21年度補正予算（第1号）により、新たに草の根パートナー型を基本とした「緊急経済危機対応—フォローアップ型」と「緊急経済危機対応—包括型」の制度設計及び募集を行い、新規案件33件を実施し、当初予算分を加えて18年度比3割増の合計190件を実施した。

上記補正予算による新規案件を含めて、それぞれの実績は以下のとおり。

- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の比較的少ない団体等を対象）：31件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：70件
- ・地域提案型（地方自治体を対象）：56件
- ・緊急経済危機対応—フォローアップ型（先行案件として草の根技術協力事業を実施し、その案件のフォローアップとしての活動を行う案件）：13件

- ・緊急経済危機対応一包括型(既に開発途上国で開始している先行案件があることを条件とし、その案件に関連する活動を行う案件)：20件

なお、上記補正予算に対応するため特別募集を実施し、募集までの限られた時間の中、NGOに対する事前説明会を開催し(参加団体52団体65人)、先行案件を要件とする等のNGOの要望について、補正予算の枠内で機構の対応可能なものについて反映した制度設計を迅速に完了させ、国内拠点も地域のNGO等とのネットワークを活かして、案件形成、実施を行った。

(草の根技術協力事業)	18年度	19年度	20年度	21年度
実施件数	144件	165件 (15%増)	170件 (18%増)	157件 (9%増) ----- 190件 (32%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。
*下段は補正予算実施分を含む。

(2) NGO等との連携推進

NGO等との連携については、対話を通じた機構の業務の透明性・説明責任の向上と、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力の質の向上を目的に、NGO-JICA協議会を4回開催した。これらの会合において、効果的なパートナーシップのあり方のほか、小項目No.22「予算、収支計画、資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて後述のとおり、寄附金事業につき、分科会を設置して検討を行った。21年度の主な具体的な取組は以下のとおり。

- ・草の根技術協力事業における「NGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシート」の試行

21年度第1回協議会において、NGO側からの提案を受け、草の根技術協力事業を通じたパートナーシップに係るNGO・機構双方の共通認識の醸成について、2回の協議会において議論を行った。その結果、22年3月から広尾センター所管案件を対象として、案件終了時にパートナーシップに係る認識を双方で点検する「振り返りシート」を試行導入し、22年度にその結果を検証した上で、本格導入を検討することとした。

NGO-JICA連携協議会での議論や後述する市民参加協力事業のレビューで確認された草の根技術協力事業の制度及び事務手続きの実施状況を踏まえ、以下の改善及び合理化を行った。

- ・草の根技術協力事業における複数年度契約の導入
21年度より複数年度契約を導入し、事務手続きの合理化だけでなく、年度を跨いだ間断ない活動を可能とし、より効果的な事業実施に向けた環境を整備した。
- ・積算経費ガイドラインの改善
本邦での研修員受入のための経費積算基準に関し、機構の定めた研修員一人当たりの基準額の範囲内であれば渡し切りとする方式も選択できることとした。その結果、個々の経費の積み上

げによる積算及び領収書に基づく精算が不要となり、精算事務が合理化された。

この他、業務経費の効率化は引続き求められるものの、従前から要望されていた事業費上限額の見直しについて改めて検討を開始した。NGOからのヒアリングを東京、愛知、兵庫の3ヶ所で実施し、上限額見直しに限定せず要望を聴取した。これら要望も踏まえ、草の根パートナー型の事業費上限額の見直しについては、22年度の試行導入を目指し、制度設計を行っている。

【草の根技術協力事業と技術協力プロジェクトの連携による効果的な事業の実施～中国の環境教育分野】

機構では草の根技術協力事業と他事業との連携に向けた取組も行っており、「相互の理解増進」を重点開発課題としている中国向け支援では、実施中の環境教育を含む技術協力プロジェクトと草の根レベルで展開するNGOの活動との効果的な連携を図るため、環境教育案件の応募勧奨を行った。具体的には、中央政府と実施しているプロジェクトの概要や草の根技術協力事業に期待する地方における環境教育の事業例を予め募集要項で明示した上で、国内事業部が担当地域部と合同で地方でのヒアリング等を行い、関心のある団体等の応募を募った。ヒアリングでも技術協力事業との連携に高い関心が寄せられ、計4件(草の根支援型1件、地域提案型3件)の応募があり、3件は採択内定となった(1件は審査中)。

(3) NGO人材育成研修等の実施

21年度は、NGO等のニーズに対応して「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」の実績を大幅に増加させるとともに、NGOの組織強化等を目指した研修を引続き実施し、所属団体の資金調達及び広報の改善をはじめとした組織強化、プロジェクトマネジメント能力の向上、民間企業との連携等、着実にその成果が発現している。

「NGO、地方自治体、大学等における国際協力担当者のためのPCM研修」については、地方開催を拡充するとともに、モニタリング・評価に関する研修ニーズに対応し、モニタリング・評価コースを新設した結果、受講者は前年度の倍増に近い241名(20年度実績128名)となった。計画・立案コースは、初の試みとして、地方自治体との共催による研修を山梨県と埼玉県で実施し、山梨県では草の根技術協力(地域提案型)の提案につながった。

「組織力アップ! NGO人材育成研修」は、組織マネジメントコース11名、プロジェクトマネジメントコース9名が受講した。本研修では、所属団体の組織強化に資するべく、研修受講者が所属するNGOの代表者も巻き込み、所属団体の問題解決に向けたアクションプランを策定し、組織全体で検討してもらう等の取組を行った。これら取組の結果、これまでの受講者から以下のような研修成果の発現事例が報告され、研修参加者個人の能力開発に留まらず、NGOの組織自体の課題解決に直接寄与するものと総じて高く評価されている。

【組織力アップ! NGO人材育成研修の効果発現事例】

●プロジェクトマネジメントコース

- ・研修で学んだ調査手法等を活かし、機構の海外拠点の協力も得て、同研修の海外プログラム

の過程で児童労働の現状調査を行い、調査結果をもとに新規プロジェクトを立案し、実現に至った。

- ・現地プロジェクトでの保健ボランティアの活用について、同研修の海外プログラムの中で調査を実施し、これらボランティアの活用を含めた現地事務所の中期計画を策定した。参加者個人も、その経験を活かしてJICA専門家として派遣された。

●組織マネジメントコース

- ・本研修を活用して策定した資金調達計画により、会員数が前年度比1.4倍、寄附総額が2倍となった。
- ・本研修を通じて企画した加盟団体との合同広報キャンペーンを実施し、3日間で延べ約1,200人が来場し、情報発信力、加盟団体へのメリット提供という形でネットワークNGOとしての求心力向上につながった。

20年度に実施した研修のフォローアップとして「国際協力NGOによるプレゼンテーション」を開催し、5団体が企業のCSR・社会貢献活動担当者等（25社47名）に対し協働企画プレゼンテーションコンペを実施した。本コンペをきっかけに、社員食堂の売り上げの一部をNGOの栄養指導活動へ寄付する、また、商品の売り上げの一部で作成したサンダルを被災地に寄贈する活動に協力するといった協働事例につながった。

この他、海外で活動する国内のNGO団体への経理・会計、資金調達・広報等の分野でのアドバイザー派遣を行い、短期間の内に認定NPO法人を取得したという例も報告されている。これらの取組の結果、21年度の研修参加人数（上記プレゼンテーションコンペを除く）は286人となり、18年度実績比113%増となった。

(NGO人材育成研修等)	18年度	19年度	20年度	21年度
参加人数	134人	192人 (43%増)	182人 (36%増)	286人 (113%増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減率を示す。

さらに、21年度からは、国内拠点による地域毎のニーズに応じた研修を本格的に開始し、5つの拠点で実施した。沖縄国際センターでは、地域の社会資源を有効に活用した案件形成等をテーマにセミナーを3回実施し、沖縄のNGOの持ち味を活かした草の根技術協力等の経験の共有やネットワーク形成を促進した。

2. 草の根技術協力事業への理解を得るための取組

草の根技術協力事業に係るホームページ等について、わかりやすい説明や情報提供の観点から、21年度は、以下の取組を行った。

- ・ホームページに72件の事例（案件概要）を追加（計271件）するとともに、実施団体のホームページへのリンクを11団体追加した（計110団体）。
- ・事業の採択状況の最新情報をホームページに掲載した（21年度は採択内定案件48件（計566件）、実施中案件19件（計186件）、事業終了案件57件（計460件））。

- ・広報誌「JICA's World」で紹介された案件について、案件一覧から記事へのリンクを貼り、より具体的な情報が入手できるようにした。

以上の取組の結果、21年度の草の根技術協力事業及びNGOとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、55万件（20年度実績54万件）となった。

3. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

協力相手国における了承取付け方法、NGO登録等の要否、手続きに必要な期間等、草の根技術協力を実施する上で必要な最新情報について、これまでに案件を実施した過程での経験を含めてとりまとめ、順次、ホームページに掲載した（既に掲載済みの国についても必要に応じて更新した）。21年度は、ウガンダ等の10カ国を追加掲載し、計46カ国の情報提供を行った。今後も、草の根技術協力事業の新規実施国の追加に併せ、掲載国を追加する予定。

	18年度	19年度	20年度	21年度
HP上に情報を掲載している国数	31カ国	34カ国 (3カ国増)	36カ国 (5カ国増)	46カ国 (15カ国増)

*カッコ内は18年度実績に対する増減数を示す。

4. 国際協力の試みに対する支援の実施

(1) 国内における支援の実施

20年10月に課題別指針「市民参加」を作成し、機構の市民参加協力に係る事業の目的やアプローチを整理し、体系化したことを踏まえ、21年度は、市民参加協力支援全体のあり方や効果的なアプローチ、草の根技術協力等の各事業のさらなる改善に向けて、包括的なレビューを実施した。具体的には、市民参加協力に係る各事業を「市民の国際協力への関心向上と取組の推進」、「市民及び団体の活動の活性化と人材育成」及び「市民の知見を活かした途上国支援の促進」の3つの課題に再整理した上で、事業の実績と成果をレビューし、課題毎の効果発現状況を把握するとともに、今後の事業のあり方等につき、提言を得た。

レビューの結果、開発途上国や国際協力に初めて触れるきっかけづくりへの貢献、様々なパートナーと機構の相互理解、国際協力に携わる関係者の多様化等の効果等が確認された。今後は、国際協力への関心の裾野を広げるための仕掛け作り、地域の課題解決にも貢献する国際協力の展開等に係る提言を踏まえ、事業の改善に取り組んでいく予定。

また、機構は、市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、地域の団体等の発意を活かしながら、国内各地において国際協力に関するセミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業を実施しており、21年度は447件（20年度実績479件）を実施した。広尾センターでは、大学生の国際協力への参加促進に向け、若手社会人等による国際協力活動を紹介するイベント「学生だって、卒業したって国際協力！」を実施したところ、230名近くが参加し、「国際協力には無限のプロセスがあり、様々な可能性があることを知ることができた」等の声が寄せられた。

以下の大規模な国際協力イベントに共催者として企画段階から参画し、当日はJICAブース

での展示やワークショップ実施を通じて、開発途上国の現状や機構の活動の紹介を行った。

- ・「グローバルフェスタ」（21年10月東京で開催、来訪者9.6万人）
- ・「横浜国際フェスタ2009」（21年9月横浜市で開催、来訪者6.6万人）
- ・「ワールドコラボフェスタ2009」（21年10月名古屋市で開催、来訪者6.5万人）
- ・「ワン・ワールドフェスタ2009」（22年2月大阪市で開催、来訪者1.5万人）

国内各地で地方自治体や市民団体等が取り組む国際協力に関するイベントやセミナー、市民講座等に対し、21年度は、共催及び後援という形で474件の支援を実施した（20年度599件）。

（2）海外における支援の実施

機構は、本邦NGOの現地活動支援及びNGO－JICA連携事業の強化を目的としてNGO－JICAジャパンデスクを24カ国（うちスリランカは治安上の理由により休止中）に設置している。ジャパンデスクでは、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況、人材等のリソース等の情報収集及び提供、ニュースレターやパンフレット、ホームページの作成やセミナー等を通じた交流等を行っている。

この他、各国において、JICA事業との連携に関する意見交換や情報提供、開発課題に関する勉強会等を、NGOと連携して実施している。ブラジルでは、国連合同エイズ計画（UNAIDS）主催会議にて草の根技術協力事業「ろう者組織の強化を通じた非識字層の障害者へのHIV/AIDS教育」を紹介したところ、別途開催した同事業のセミナーでUNAIDSが講演を行う等、本邦NGOと国連機関との関係構築につながった。

また、本邦NGO側からの要望も受け、本邦企業との将来的な連携促進を視野に入れた活動にも着手した。インドでは、本邦企業によるCSR事業の予備調査に協力し、草の根技術協力事業や現地NGOのサイト訪問等の便宜を図ったほか、マレーシアでは、ボランティア事業と本邦流通企業のCSR事業と連携として、障害者の社会参加等を目的とした絵画展を開催し、1万人以上の来訪者を集めた。これらの活動は現時点では本邦NGOとの連携には至っていないものの、連携事例の着実な積み上げにより、ジャパンデスクによる本邦企業と本邦NGOの連携促進につながることを期待している。

各国のジャパンデスクの活動計画及び結果報告について、21年度は、さらなる支援の改善に向け、各国における活動の参考情報として、ジャパンデスク間だけでなく、本部、国内拠点でも共有した。

5. 地球ひろばによる活動支援

広尾センター（地球ひろば）は、機構の市民参加協力事業の拠点としての機能とともに、市民が国際協力をテーマに情報発信・交流する場としての「ひろば」機能も担っている。

21年度は、市民団体のセミナー・イベント開催に対する支援として、ホームページ・メールマガジン等により、引続き登録団体が地球ひろばで行うイベント等の広報・情報発信への支援を行った。また、NGOの関心の高い資金調達や組織運営をテーマとした「国際協力活動支援セミ

ナー」や、5月のフェアトレード月間に合わせた関連NGO等の活動や商品を紹介するセミナーを開催した。登録団体へのアンケートでは、登録の利点として、アクセスや利用料のほか「国際協力に関心ある人々や情報が集まり、他の国際協力団体等との交流が期待できる」、「広報面での支援が期待できる」といった点が挙げられた。

国民の関心の高い国際社会及び地球規模の課題をテーマとしてわかりやすく市民に紹介すべく、展示及び連続セミナー等を実施し、20年度に引続き、登録団体等とのイベント・セミナーの同時開催を促進した。「マネー、マネー、マネー 世界の経済格差とバランス」においては、海外拠点を通じて収集した「100円で購入できるもの」の展示や、世界銀行や国連人口基金（UNFPA）の東京事務所主催のセミナー等を開催し、国際協力に馴染みのない層から知識・関心のある層まで幅広い層に対応できるよう工夫を行ったところ、共同通信を通じて地方紙25紙で報道される等、多くの参加者を集めた。

さらに、立地環境の有効活用の観点から、在京大使館による利用に加え、各国大使館の協力を得て、月別に特定国・地域を特集した展示・イベントを開始した。企画展示スペースだけでなく、交流ゾーンでのイベント、カフェフロンティアでの各国料理の提供等、施設全体を連動させながら活用することで対象国の理解促進に努め、例えばジェノサイドから15年を経過したルワンダ月間では、大使によるセミナー、映画上映、写真展等を行った。

これら取組を進めた結果、後述のとおり改修工事で一時利用制限を行ったものの、自己目標値の10万人を上回る15万人、市民団体のセミナー開催実績は746件と、それぞれ前年度比2割増、4割増となった。

	19年度	20年度	21年度
利用者数（宿泊者数を除く。）	8万8千人	9万6千人	11万1千人
		12万5千人*	15万人*
地球ひろば利用登録団体数	287団体	346団体	361団体
登録団体等主催のセミナー、展示、報告会等の開催実績	422件	547件	746件

* 下段はカフェを含む人数

国内拠点への活動支援に関しては、従来の展示物の貸出、修学旅行での訪問学校の地元の国内拠点への紹介に加え、東京に拠点のある団体とのネットワーク及びノウハウを活かし、日本赤十字社と市民団体「Merry Project」との共催イベント「緊急援助～復興～防災」をパッケージ化し、横浜、兵庫、中部での巡回実施を行った。

市民参加協力や各種団体との交流機能の拡充等、一層の効果的・効率的活用を行うとの20年度の見直しの結果及びセミナールームの数が少なく予約しにくいとの登録団体の要望も踏まえ、セミナールームへの転用等の改修工事を行った。

小項目 No. 16 開発教育支援

【中期計画】

(二) 国民等の協力活動（法第13条第1項第4号）

(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。

具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。
- 開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。

【年度計画】

(3) 開発教育支援

ア. 出前講座については、講義手法の標準化を進めるとともに、講師を務める機会が多い青年海外協力隊員等の能力向上支援を継続し、事業の質の向上を図る。また、国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施の定着を図る。出前講座数及び国内機関訪問学校数については、前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施する。

イ. 開発課題等への理解を促進するため、教師海外研修及び開発教育指導者研修を前中期目標期間中の実績（平均）を踏まえつつ実施するとともに、特に参加教員の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図り、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、これらの研修の参加者による研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題に関する教材を利用しやすいようホームページの内容を改善する。

【当年度における取組】

出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムについて、総合的な学習の時間の影響はあるものの、その実績は概ね平成20年度を上回り、プログラムの質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。また、20年度に広尾センター（地球ひろば）所管地域（1都6県）で試行した教師海外派遣研修参加者に対する調査を全国レベルに拡大して実施し、機構による情報提供等のニーズを確認するとともに、併せて生徒の意識や行動の変化を確認した。

1. 教育現場との連携

(1) 国際協力経験者による体験の還元

機構職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員を中心とした市民に伝える「国際協力出前講座」を引続き推進し、21年度は2,130件を実施した。

(出前講座)	19年度	20年度	21年度
実施件数	2,400件	2,062件	2,130件 (3%増)

*カッコ内は20年度実績に対する増減率を示す。

出前講座の質の向上に係る取組として、講師となる機会の多いボランティアに対し、派遣前訓練から帰国時のオリエンテーションまで一貫して開発教育に対する意識及び実践方法等の知識を高めることができるよう取り組んだ。

国際社会の課題や機構の新たな役割といった背景を含めて体験談をわかりやすく伝えられるよう、ODAや国際協力全般に関するプレゼンテーション資料を作成したほか、19年度に作成した講師マニュアルを改訂し、「解説編」と「実践編」に分けて、講義内容だけでなく、「体験談の話し方のコツ」等のプレゼンテーションスキルを含め、内容を充実させた。

20年度に導入した参加者の満足度調査については、調査の結果、出前講座の実施後に受入校の教員の94%が「実施して良かった」、99%が「また実施したい」と回答している（有効回答1,319件）。「貧困という一面的な側面にとらえがちな開発途上国を新たな視点で考えることができた」、「開発途上国の事情だけでなく、日本の課題について目を向けるよい機会となった」等の評価を受けている。

【地方自治体と連携して出前講座等を継続的に進めている事例】

地球ひろばは、18年度に荒川区との間で、「ようこそ青年海外協力隊」事業として、青年海外協力隊員の体験を基にした講話・交流会等を区内の全小・中学校で行うべく覚書を締結した。本事業は21年度で4年目となるが、これまで区内の全小中学校33校で、245名の講師を派遣、延べ136回の出前講座を実施し、受講した児童・生徒の人数は9,677人となった。荒川区では「ようこそ青年海外協力隊」事業以外にも、ジャマイカ教育省への机・椅子の寄付、赤十字募金、大連の姉妹校との交流等、多くの学校で国際協力活動を行っている。21年度、これまでの協力に感謝し、地球ひろばより同区に対して感謝状の贈呈を行った。

【出前講座等により学校での国際協力活動を組織的に支援している事例（生徒の行動変化につながった事例）】

「グローバルコース」科を設置している札幌清田高校では、全校を挙げて国際理解教育に取り組んでおり、札幌国際センターの開発教育支援メニューも多数活用されている。特に毎年入学直後の1年生を対象にした出前講座は、国際理解への興味・関心を持ちやすいよう、ボランティア等の体験談を交えた参加型ワークショップの形式で実施している。この出前講座をきっかけに多くの学生が国際協力に関心を持ち、学校での課程だけでなく、札幌国際センターでのボランティアやエッセイコンテストへの応募、研修員の学校訪問受入やマレーシアやカンボジアへのスタディツアーへと、様々な国際協力活動への積極的な参加につながっている。

(2) 国内拠点での学生・生徒への対応

機構は、開発教育支援や国際協力に関する理解促進の観点から、学生・生徒の国内拠点への訪問を積極的に受け入れ、訪問に際しては、職員やボランティア等経験者、開発途上国からの研修員が国際協力の意義、開発途上国の現状等を説明している。21年度は、1,180校の訪問があった。

(国内拠点訪問)	19年度	20年度	21年度
学校数	1,095件	1,048校	1,180校 (13%増)

*カッコ内は20年度実績に対する増減率を示す。

市民参加協力事業の拠点である地球ひろばでは、全国から修学旅行等の機会を利用した国際理解教育のための視察先としての利用が進んでおり、「体験ゾーン」(展示スペース)への訪問学校数は406校となっている。また、中部国際センターでは、新センターの移転に際し、研修員と市民の交流機能を強化し、企画展示を充実したことにより、社会科見学等が増え、20年度比100校以上の増となった。訪問校の受入にあたっては、事前事後の校内学習を効果的に行うべく、例えば、出前講座やエッセイコンテスト等の機構のプログラムの紹介や、校内学習の内容についての助言や事前学習のための教材の紹介等を行っている。

国内拠点訪問実施後の参加者に対する満足度調査では97%が「実施してよかった」、96%が「また実施したい」と回答している(有効回答885件)。「受講した生徒がこれをきっかけにして「国際学部」への進学を決め、将来国際協力の一員になりたいという夢を持つようになった」、「学校ではなかなか深くまで掘り下げられない国際協力だが、体験談を聞くことで学校の弱みを解決できる」等の高い評価を受けている。

(3) 開発教育に関する情報提供の充実

21年度の開発教育支援関連のホームページアクセス数は、153,964件と20年度比6%増加した。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	19年度	20年度	21年度
アクセス数	137,681件	145,200件	153,964件 (6%増)

*カッコ内は20年度実績に対する増減率を示す。

各国内拠点のホームページに教師海外研修の募集や授業実践報告を掲載するとともに、21年度は、開発教育教材として、世界の水問題をテーマとした壁新聞を作成、ホームページへも掲載し、コンテンツの充実を図った。また地球ひろばのホームページについて、開発教育支援に関心を持つ大学生を対象としたボランティア案内等のページを追加した。

2. 開発課題等への理解の促進

(1) 教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を実際に訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深めることを目的として、小学校、中学校及び高等学校の教員を対象とした教師海外研修を実施し(日当、宿泊費等派遣費用の一部は本人負担)、21年度は144人(18カ国計18チーム)の教員を派遣した。

(国際協力現場への派遣)	19年度	20年度	21年度
教員数	170人	149人	144人 (3%減)

*カッコ内は20年度実績に対する増減率を示す。

教師海外研修について、国内拠点、地方自治体等に配属している国際協力推進員を中心に、地域の課題にも対応した教師海外派遣を企画しており、21年度は、その一例として、横浜国際センターでは、神奈川県及び横浜市の教育委員会等とも連携し、在住カンボジア人が多く居住している地域の教員を対象にした教師海外派遣プログラムを実施した。その結果、教員のカンボジアの社会及び文化に対する理解が促進されただけでなく、帰国後も参加教員を中心に学校を超えた交流が行われ、カンボジア人への支援団体等との間でネットワークが構築された。

【教師海外研修参加者の活動事例(生徒の行動変化につながった事例)】

京都府立命館宇治高校では、教師海外研修の参加教員が研修先のマレーシアを紹介したことを契機に、学生が国際問題や国際協力に関心を持ち、「国際研究同好会」を立ち上げた。21年度は、同会が企画して、6月20日の難民の日にはUNHCRからのパネルを借り、世界の難民の様子を伝えるべく「難民パネル展」を開催したほか、募金活動を実施し、NGOへの寄附を行う等の活動に取り組んだ。

新潟県小千谷市立岩沢小学校においても、19年度に教師海外研修(カンボジア)に参加したことをきっかけに地元の国際大学との交流が始まり、留学生の学校への招待や大学の関連行事の生徒の参加等の交流が継続している。

(2) 開発教育指導者への研修の実施

機構の国内拠点では、開発教育で重要な役割を担う学校教員を中心に、開発教育の裾野拡大の観点から一般市民も対象として、開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。21年度も各国内拠点が地域の特性に応じて、地元NGOとの共催によりセミナーやワークショップを開催し、研修参加者数は計7,885人となった。

都道府県教育委員会が実施する各種教員研修において、国内拠点が開発教育の意義や重要性を

理解するプログラムをその一部に組み込むことを教育委員会に働きかけ、また、機構から講師を派遣する等、開発教育の担い手の底上げを目的とした研修を実施し、3,880人が参加した。

これらプログラムにおいては、機構からの講師の派遣の他、教師海外研修参加者で既に授業で実践を行っている教員を講師とする等、内容の充実を図っている。また、地球ひろばでは、埼玉県教育委員会と連携し、校長・教頭等の管理職対象の研修で開発教育の理解促進を図っている。受講者からは、機構の開発教育支援事業を知らなかった参加者からもプログラムを活用していきたい等の声もあり、引続き取組を行っていく予定。

(開発教育指導者への研修)	19年度	20年度	21年度
参加人数	7,381人	7,276人	7,885人 (8%増)

*カッコ内は20年度実績に対する増減率を示す。

開発教育指導者研修についての満足度調査では、98%が「満足である」、67%が「授業で実際に活かしたい」と回答している(有効回答数1,506人)。また、「自分の身近なことから何ができるか考えて実践していくことが一番大切だと学んだ」、「開発教育の実践は教師、生徒双方に有益であり、職場や地域にも率先して広げていきたい」という回答もあった。

(3) プログラムに参加した教員に対するフォローアップ

教員が継続的に開発教育を実践し得る環境を整備するための各種支援や新たなフォローアップ策について検討すべく、授業実践の状況等を確認するための調査を行うこととした。21年度は、20年度に実施した地球ひろば所管地域(1都6県)を対象としたアンケート試行調査の結果を踏まえ、全国の研修参加後3~5年を経過した教師海外派遣研修の参加教員計437名を対象にアンケート形式で調査を行った(有効回236名)。調査では、授業実践状況に加え、プログラムのインパクトとして、生徒の意識及び行動の変化等も確認した。主な結果は以下のとおり。

【アンケート調査の結果】

研修参加後の授業実践の状況

- ・ 回答者の86%が「現在、学校の授業で国際理解教育・開発教育を実践している」と回答し、また、回答者の64%が授業以外の実践を行っており、活動内容として、講演会・セミナーへの参加(79%)、外部の研究会やセミナーでの発表(36%)、国際理解教育に関する団体・研究会等への参加(36%)等を回答している(複数回答)。
- ・ 授業で実践していないとの回答者(11%)について、主な理由は以下のとおり(複数回答)。
 - ①職場の異動や担当学年の変更(58%)
 - ②学校の年間計画に位置付けられていない(54%)
 - ③業務が多忙で準備する時間がとれない(46%)

機構の開発教育支援メニューの活用状況

- ・ 82%が「機構の開発教育支援メニューを活用している」と回答。
- ・ 利用した開発教育支援メニューは以下のとおり。

<教員対象プログラム>

- ①教師海外研修の授業実践報告会・事後研修（66%）、②開発教育指導者研修（46%）

<生徒対象プログラム>

- ①国際協力出前講座（36%）、②エッセイコンテスト（18%）、③国内機関訪問（15%）を回答（複数回答）

プログラムのインパクト（生徒の意識及び行動の変化）

- ・ 生徒の意識に「変化が見られたと感じる」との回答が46%、「やや感じる」と合わせると90%となった。開発教育支援の効果について、開発途上国の現状を学ぶことによるインパクトだけでなく、参加型という開発教育の手法から導き出される教育効果というインパクトが確認され、「国際協力への関心向上」に留まらず、「共に生きる力の醸成」や「学びの姿勢」等の教育的な効果が確認された。
- ・ 意識面に変化があったと回答した教員の62%が「生徒の行動面にも変化が見られた」と回答しており、その変化の内容としては以下のとおり。

- ①学んだ結果の発表・発信（31%）
- ②国際協力への取組－「募金活動」（27%）、「物資寄付」（17%）、「NGO等が実施する国際協力の取組への参加」（14%）を回答（複数回答）

今後機構に期待すること（複数回答）

- ①開発途上国や国際協力に関する情報提供（72%）
- ②開発途上国や国際協力についての教材の提供（70%）
- ③国際理解教育（開発教育）の研修機会の提供（67%）

以上の結果を踏まえ、教員の継続的な開発教育の実践には、関連情報・教材、研修機会の提供に加え、学校の理解を得られることが重要であることが確認された。今後は、開発教育関連のNGOや大学と連携した教材や研修機会の提供に加え、文部科学省や教育委員会との意見交換等を通じ、開発教育に対する理解促進を図っていく予定。

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

小項目 No. 17 海外移住

【中期計画】

(ホ) 海外移住（法第13条第1項第5号）

本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。

【年度計画】

- ア. 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については、機構による事業実施の必要性及び意義について関係省庁・機関と協議する。
- ウ. 調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ段階的に縮小する。

【当年度における取組】

個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性についての政府の判断を踏まえ、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。前年度に引続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で、日系社会の支援を併せて行い、また、日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣された現職教員の活動モニタリングを行い、本邦での日系人子女教育にも役立てられうることを確認した。さらに、本中期目標期間中の廃止に向けて、営農普及事業を縮小するとともに、日本語研修のあり方に関する政府の検討に資するよう、機構が実施する日本語研修事業の分析を行った。

1. 事業の重点的な取組

政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえた重点化を行うため、引続き、平成12年12月の海外移住審議会意見^(注)「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」に基づく政策の下、高齢化が進み生活・医療上の扶助を必要とする移住者に対し、居住国の社会保障制度の限界等を補う観点から「高齢者福祉」及び次世代を担う日系人の「人材育成」の二本を柱とし、機構は、日系団体への助成金交付事業、日系社会ボランティアの派遣、日系研

修員の受入等を組み合わせ、移住先国における移住者・日系人の定着・安定に必要な事業を実施した。助成金交付事業の実施にあたり、機構の海外拠点を通じ、助成金交付先の日系団体に対して、財政面でのさらなる自助努力を促し、優先させるべき助成対象事業の選択を促進しつつ要望を聴取し、併せて、前年度までの日系団体の助成対象事業の運営状況を報告書等で確認した（21年度の海外移住関係費は461百万円。20年度比1.7%減。）。

（注）同審議会は同意見を最終意見とし、13年1月に海外交流審議会に発展改組。

ア. 高齢者福祉

昭和27年に再開された戦後の海外移住事業により渡航した移住者の高齢化が進み、こうした移住者に対する支援が課題の一つとなっていることから、機構は、引続き、高齢者福祉を重点として、現地日系社会のニーズに沿った支援を実施した。

助成金交付事業では、ブラジルやパラグアイでの高齢移住者に対する無料検診や定期健康診断の支援等を引続き行った。新規事業としては、アルゼンチンの高齢者施設の改修の支援を行うとともに、ブラジルにおいて、高齢化対策という共通の課題を抱える日系団体間の情報共有を目的とした「南米日系社会高齢者対策福祉事業セミナー」の開催を支援し、同セミナーには近隣諸国等から計56名が参加した。このような取組の成果として、例えばパラグアイでは、以前は2割程度であった健康診断受診率が8割程度にまで上昇した移住地の例も報告されている。

イ. 人材育成

人材育成については、主に日系社会リーダー育成事業、日本語学校生徒研修及び助成金交付事業を通じ実施した。

日系社会リーダー育成事業では、将来の日系社会を担いうるリーダーを育成するために、本邦の大学院で修士号（医学・歯学は博士号）取得を目指す日系留学生を対象とした支援を行っており、21年度は新規に9名を受け入れた。

日本語学校生徒研修では、日系団体運営の日本語学校に在籍する日系中学生39名を受け入れ、日本の公立中学校への体験入学やホームステイを通じて、日本の文化、習慣等を学び、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを行った（新型インフルエンザの影響を受け、第1陣は中止）。

また、助成金交付事業では、日本語教育分野で、現地日系日本語教師の養成・確保のための研修及びサン・パウロ市で実施された汎米日本語教師合同研修会の経費の一部を助成した。

重点化の取組を通じ、21年度の助成金交付事業においては、高齢者福祉を含む医療衛生事業及び施設等整備事業における医療機材への助成、日本語教育を中心とする教育文化事業の割合が合わせて9割以上になっている。なお、高齢者福祉及び人材育成を含む助成金交付事業に関し、要望調査において、日系団体の自助努力を引き出すべく、今後3ヵ年の計画の提出を各日系団体に求め、より効果的かつ効率的な事業運営を促した。

2. 経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組の中で、直接・間接に移住者・日系人に裨益する協力を以下のとおり実施した。

(1) 経済・技術協力

ボリビア、パラグアイにおいて、日系社会も裨益する農業、保健医療分野の技術協力プロジェクトを4件実施した。また、移住先国における移住者・日系人の定着・安定が進展するにつれて、日系社会と協力し周辺地域を含めた活性化を目指した協力を実施してきている。例えば、パラグアイの日系移住地において、日系のNGOである「イグアス地域振興協会」に青年海外協力隊員3名（野菜、家畜飼育、家政）を派遣し、周辺の非日系の小規模農家への技術指導を行うといった協力を引続き実施し、また、日系・非日系双方のコミュニティ開発を促進するための青年海外協力隊員5名（野菜、家政、小学校教諭、公衆衛生、プログラムオフィサー）を日系移住地に所在する地方自治体に新規派遣した。

(2) 国民参加型事業

移住者・日系人の定着・安定に貢献しうる人材を育成することを目的に、21年度は中南米7カ国から合計130名の日系研修員を受け入れ、技術研修を実施した。

また、中南米の日系社会を対象に、2年間の長期派遣ボランティアとして、日系社会シニア・ボランティア（40～69歳）を20名、日系社会青年ボランティア（20～39歳）を40名派遣した。

ア. 高齢者福祉

助成金交付事業と連携し、ソーシャルワーカー分野の日系社会ボランティア10名を派遣した。さらに介護サービス等の高齢者福祉分野で、日系研修員として3名を受け入れた。

イ. 人材育成

20年度から開始した「現地教員特別参加制度（日系）」による小学校教諭11名及び日系日本語学校教師20名の計31名の日系社会青年ボランティア、8名の日本語教育の日系社会シニア・ボランティアを派遣した。さらに日本語教師の育成のため、日系研修員として29名を受け入れた。

【日系社会青年ボランティアの現職教員特別参加制度のモニタリング調査の実施】

本制度は、日本国内の日系ブラジル人が多く居住する地方自治体から現職教員をブラジルへ派遣し、現地で日本語及び情操教育等の指導を行うとともに、ブラジル及び日系社会の文化や習慣、学校教育等を体験し、語学を習得することを目的として導入され、参加教員には、帰国後の日本国内における日系人子女教育への効果的な対応が期待されている。21年度は、静岡県教育委員会関係者を含めた調査団をブラジルに派遣し、派遣先学校での活動状況を把握するとともに、派遣教員に対して日本語教育の教授法に関する技術支援セミナーを行った。調査の

結果、本事業は派遣教員にとって、本邦での日系人子女教育にて重要なポルトガル語を現場で習得できることに加え、ブラジルの学校での教育様式や保護者への対応等を直接学べる大変貴重な機会となっていることが確認できた。また、本邦派遣元の学校関係者や生徒に現地での生活や学校の様子を報告する等の事例が確認できた。

3. 日本語研修の見直し

日系研修員受入事業の日本語教師研修コース及び日本語学校生徒研修については、それぞれ15年度、17年度の評価調査を基に見直しを図ってきているが、21年度は、外務省における日本語研修のあり方の検討に資するよう、機構が国内で実施している日系人の日本語教師や移住者の子弟に対する日本語研修事業のこれまでの実績及び海外拠点を通じて確認したニーズを基に分析を行った。

4. 調査統計事業及び営農普及事業の段階的廃止

営農普及事業に関しては、18年度の予算額を基準に毎年度20%ずつ予算規模を縮減していくこととしており、23年度の事業廃止に向けて、移住者への影響に十分配慮しつつ、21年度は、3つの直営事業（先進地農業研修、伯国在住農業専門家派遣、農協職員ブラジル実務研修）を含め、予算規模を4.6百万円に縮小した（20年度比33%減）。

なお、調査統計事業は20年度以降、実施を取りやめている。

5. 海外移住資料館の活用

21年度は、常設展示に加え、横浜開港150周年を記念するイベントに合わせ特別展示「ヨコハマ発海外移住」や、企画展「海を渡った花嫁物語」といったイベント、各種講座等を実施し、また、広報誌「海外移住資料館だより」や研究紀要を発刊するなど、積極的な情報の発信と国民の理解促進に努めた。

その結果、年間を通じた入館者数は39,056人となり、また、資料館のホームページのアクセス数は160,870件と20年度の実績（132,306件）を大きく上回った。

(へ) 災害援助等協力（法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

小項目 No. 18 災害援助等協力

【中期計画】

(へ) 災害援助等協力（法第 13 条第 1 項第 6 号及び第 2 項）

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

(1) 緊急援助隊派遣

ア. 国際緊急援助隊の派遣については、被災国の要請を受理後、外務省の指示を受け、救助チームは 24 時間以内、医療チームは 48 時間以内に日本を出発させる。その際、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。また、救助チームに関しては、国連人道問題調整部を中心に作成された搜索救助活動に対する国際ガイドラインに基づく能力検定を受ける。

イ. 国際緊急援助活動の質の向上に資するため、研修・訓練の実施後にレビューを行い、その結果を的確に反映して内容を充実させる。

(2) 緊急援助物資供与

ア. 物資供与実施後のモニタリングを行い、被災者への配布状況、活用状況を把握するとともに、教訓を抽出し、今後の物資供与の実施の改善に資する。

イ. NGO のジャパン・プラットフォームと定期的な会合を開催し、災害現場において機構と NGO それぞれの特徴や強みを生かした効果的な連携方法について協議する。

【当年度における取組】

平成 21 年度の国際緊急援助隊の派遣（うち、救助チーム 1 件、医療チーム 3 件）においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。インドネシアでは、これまでの研修・訓練等の成果により、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣した。また、救助チームは、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG^(注)）による能力分類（IEC）の受検に際し、19 年度より都市型搜索救助の国際的な基準に対応した研修・訓練の実施等の準備を行った結果、最高分類の「重（ヘビー）」級の認定を受け、困難な災害現場における高

い救助・調整能力を有するとの国際的な評価を獲得した。

緊急援助物資の供与については、14カ国14件について迅速かつニーズに合致した対応を行うとともに、供与物資の配付・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布を促進した。また、NGOとの連携については、ハイチ地震災害の際に、医療チームが現地で活動する各国NGOと連携し、機材や医薬品等の融通や、患者の状態に応じた診療の役割分担を行い、救援活動の相乗効果を高めた。

(注) 国際搜索救助諮問グループ (INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group): 各国の国際搜索救助チームが、被災国政府を支援し、他国の搜索救助チームと協調・連携を図ることによって、効果的な活動が可能となるような体制作りを目的として組織されたネットワークであり、国連人道問題調整部 (UNOCHA) が事務局を務める。

1. 国際緊急援助隊の派遣

(1) 緊急援助隊の迅速な派遣

21年度に派遣した救助チーム1件、医療チーム3件については、いずれも、外務大臣からの派遣命令がなされてから目標時間内に迅速な派遣を行うことができた (迅速発動指標の達成率100%)。また、インドネシア、ハイチの地震災害においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、迅速かつ円滑に救援活動を実施した。

【外務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
インドネシア地震災害			
救助チーム	10月1日11:30	10月1日23:05	11時間35分
医療チーム	10月1日11:30	10月1日23:05	11時間35分
ハイチ地震災害			
医療チーム	1月15日昼頃	1月16日21:00	約9時間
チリ地震災害			
医療チーム	3月1日 8:30頃	3月1日 18:00	約9時間30分

・インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震災害

9月30日に発生した同地震災害に対し、機構は、災害発生直後にインドネシア事務所から所員を被災地に派遣するとともに、本隊に先立って調査チームを本邦から迅速に派遣し、国連災害評価調整チーム (UNDAC) 到着前から現地の被災状況等の情報収集や輸送手段・補給の手配、救援活動場所の調整等を行うことで、救助チーム・医療チームの円滑な活動につなげることができた。政府による派遣決定後は、救助チーム64名及び医療チーム (第1陣) 14名を、チャーター機を利用して救援活動に必要な資機材とともに迅速に派遣した。救助チームは、各国の国際搜索救助チームの中で最も早く被災地に到着、搜索活動を開始し、被災国および国連関係者から高い評価を得た。また、これまでの訓練・研修や関係機関との連携の成果により、医療チームを

初めて救助チームと同時に派遣（第2陣として9名が翌日出発）し、迅速に医療活動に着手することができ、延べ1,477名の診療を行った。

・ハイチ大地震災害

1月13日に発生した同地震災害に対し、機構は本隊に先立って被災地へ調査チームを派遣するとともに、派遣命令を受け、チャーター機を利用して医療チームを迅速に被災国に派遣した。医療チームは、調査チームが安全確保及び医療ニーズの観点から予め選定した活動地において、重度の外傷患者を中心に延べ534名を診療した。また、医療チームの活動を国際緊急援助隊自衛隊部隊に円滑に引き継いだ。

・チリ大地震災害

2月27日に発生した同地震災害に対し、機構は外務大臣から医療チームの派遣命令を受け、3名を現地に先発させたが、その後、外務大臣から派遣を見送る旨の命令を受理し、残りの医療チームの派遣は行わなかった。

・台湾台風被害

8月8日前後に台湾南部を襲った台風被害に対し、機構は調査チームを現地に派遣し、救援ニーズの調査を行った。同調査結果及びUNOCHAとの調整を踏まえ、外務大臣の派遣命令を受け、機構は感染症対策・公衆衛生分野の専門家チーム（5名）を派遣し、蔓延の兆候がある水系感染症の迅速診断に関する技術指導や専門的助言を行い、保健当局から高い評価を得た。

（2）救助チームの国連能力検定受検

救助チームは、3月9～11日にINSARAGによるIECを受検（救助チーム66名、医療チーム5名が参加）し、最高分類の「重（ヘビー）」級チームの認定を受けた。この認定は、海外被災地の救助現場で国際都市型捜索救助チームの能力に応じ活動現場を割り当てることを目的にしたもので、高度な技術を運用して、2つ以上の救助現場において同時に24時間10日間連続で捜索救助活動を継続し、さらに他国に先駆けて被災地入りした場合には、UNDACに代わって「現地活動調整センター」を立ち上げ、被災情報収集、各国チームの受け入れ、調整まで行う、幅広い能力が求められる。

IEC受検を決めた19年から、機構は外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁の関係者からなる「IEC受検準備委員会」を設置し、年1回の総合訓練に加え、認定に求められる都市型捜索救助の国際的な基準に対応した技術や調整能力向上のために、各種の準備研修・訓練を計10回実施してきた（研修・訓練の詳細は以下を参照）。

救助チームは、IEC「重（ヘビー）」級チームの認定を受けたことにより、最高ランクの救助・調整能力があるとの国際的な評価を獲得し、今後の派遣において、一層困難な災害現場で中心的な活動を行うことが期待される。

(3) 研修・訓練の実績

21年度の研修・訓練の実績は、以下のとおり。

- ・救助関係者対象：総合訓練 1回・67名
 - 救助技術訓練 2回・71名
 - 構造評価研修 1回・18名
 - 資機材メンテナンス研修 4回・49名
 - 指揮本部勉強会 2回・38名
- ・医療関係者対象：総合訓練 1回・5名
 - 医療チーム向け導入研修 2回・73名
 - 医療チーム向け中級研修 3回・429名
 - 医療チーム向けリーダー研修 1回・38名
 - 医療班（救助チームに帯同）実践コース 1回・12名
- ・業務調整員研修 1回・22名

救助関係者を対象とする機構主催の総合訓練を、兵庫県広域防災センター（兵庫県三木市）で11月16日から21日まで5泊6日の日程で実施した。訓練に際しては、IEC受検に向け、36時間連続の「派遣シミュレーション」を含む都市部の地震災害を想定した演習を実施し、各種救助技術の活用や、医療班と救助部隊員の連携による負傷者救出などの訓練を行った。また、IECに求められる都市型搜索救助の国際的な基準に対応するべく、複雑な構造物崩壊現場における救助技術や資機材のメンテナンス、救助チームの様々な構成員の指揮命令の改善等に関する研修・訓練を計10回実施した。

また、医療チーム向け研修としては、新たな取組として20年度の中級研修のレビューを踏まえ、チームリーダーの育成を目的とした研修を実施した。

この他、外部訓練として、4月にネパールでのINSARAG主催によるアジア大洋州地域・地震対応訓練、5月にフィリピンでのアセアン地域フォーラム主催による民軍協力方法の検証等を目的とした災害救援実働演習に参加し、国際連携調整能力の向上を図った。さらに、UNOCHAの登録者研修に参加し、実践的な訓練を受講するとともに、海外のチームや被災国チーム等との連携のあり方についての意見交換を通じ、相互理解と連携強化を進めた。

2. 緊急援助物資供与

(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況

緊急援助物資供与については、被災国の海外拠点にて救援ニーズを適切に把握の上、海外備蓄倉庫所管の拠点との緊密な連携により、14カ国14件において迅速に実施し、被災国政府から高い評価を得た。

供与内容の検討に際して、メキシコにおける新型インフルエンザ蔓延時には本邦調達により感染防護衣等を、パプアニューギニアにおけるコレラ・赤痢蔓延時には現地調達により消毒薬剤等を供与するなど、救援ニーズに即した対応を行った。

物資供与後は、海外拠点を通じて配布・活用状況をモニタリングし、必要に応じて被災国政府に働きかけ、円滑な物資配布のための促進を行った。また、モニタリングを通じて抽出された課題や教訓（物資の仕様・数量、輸送方法等）について、備蓄物資の定期見直しや同一国への次回供与時の内容・数量の決定に活用するべくデータベースでの管理を行っている。

（２）NGOとの連携の実施状況

ハイチ大地震災害に際し、活動地において医療チームは、国境なき医師団、カナダ、アメリカ等のNGO医療チームと連携し、本邦から持参したポータブルレントゲン等の機材や医薬品等を相互に融通し、患者の状態に応じた診療の役割分担を行うなどして、多くの患者を診療できるよう努め、相乗的・効果的な救援活動を実施した。また、医療チームの活動は、自衛隊医療援助隊を経て日本赤十字社に円滑に引き継いだ。

ハイチに対する供与物資は、現地調整の結果、IOMが引取・輸送を支援し、同機構による避難民キャンプの設営に有効活用された。

20年度にジャパン・プラットフォーム（JPF）との間で現地の被災状況や治安情報などを共有する仕組みが構築され、大規模災害発生時には、JPF及び同傘下の災害人道医療支援会、日本赤十字社といった団体も含め被災地の状況等の情報共有を随時行った。

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

小項目 No. 19 人材養成確保

【中期計画】

(ト) 人材養成確保（法第13条第1項第7号）

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。そのため、

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- 援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

- ア. 国際協力関連機関・団体との連携により、人材情報ネットワークの一層の強化を図りつつ、国際協力人材センターホームページ「PARTNER」の利用者、利用団体、情報提供件数の拡充に取り組む。援助ニーズを踏まえた国際協力人材の登録を進めるべく、新規登録の勧奨に努める。
- イ. 人材育成ニーズに対応する能力強化研修等を実施するとともに、受講者のフォローアップ（進路調査）を継続して実施し、人材の養成と確保の連携を強化する。また、派遣が決定した専門家等に対する研修も充実させる。
- ウ. 国際協力人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生をインターンとして受け入れ、機構の各部・機関での実務実習を行うとともに、大学等との連携講座の実施等を推進する。

【当年度における取組】

国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターにおいて外務省や特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）等とキャリア相談グループを形成し、国際協力に関する幅広い職種の相談に対応できる体制を構築した。また、「能力強化研修」のフォローアップ調査を実施し、過去の多くの受講者が国際協力活動に携わっていることを確認した。さらに、インターンを始めとする大学等と連携した人材養成に取り組んだ。

1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1) 国際協力人材センターの情報提供状況

ア. 情報提供団体数及び情報提供件数の拡充

平成21年度は、国際協力人材センターを通じた情報提供を促進するために、登録団体向けの

セミナーを開催し、専用ホームページ「PARTNER」を活用した効果的な情報発信方法の紹介等を行うとともに、団体間のネットワークづくりの機会を提供した。さらに、「PARTNER」のコンテンツとして、採用する側の求める人材像や採用された側の経験談の紹介や、登録団体リンク集の拡充等の情報発信を強化した結果、登録団体、人材登録者は順調に増加した。

登録機関・団体数：	486団体（新規登録66団体）
求人情報提供件数：	3,229件
研修・セミナー情報提供件数：	786件
メール配信サービス（新規登録者数）：	6,252件

イ. キャリア相談機能の強化

国際協力人材センターは、外務省国際機関人事センター、JANIC等とキャリア相談グループを形成し、キャリア相談サービス等において、機構の業務のみならず、国際機関、NGO、コンサルタント業務、留学等幅広い相談に対応できる体制を構築した。また、対面相談の夜間や土曜日の面談サービス提供を本格導入したところ、社会人の相談件数が増加した。

キャリア相談サービス利用（相談）件数：271件

（2）専門家等の登録

国際協力人材の発掘及び登録のため、以下の取組を実施した。

- ・「PARTNER」の認知度向上を目指し、「国際協力ガイド2011」への広告掲載や、外資系転職求人情報サイトを活用した広報強化に取り組んだ。また、若年層・シニア層それぞれへのアプローチを強化するために、大学・大学院のキャリアセンターやアウトプレースメント企業（再就職支援会社）に対して積極的に広報を行うとともに、有能な技術者、研究者を有する機関を訪問し、潜在的な援助人材の発掘、人材登録の推進を図った。
- ・国際協力分野で即戦力となる人材向けに「国際協力人材セミナー」を札幌、名古屋及び東京で開催（計385名）し、キャリア相談グループによる連携の下、国際機関やNGOも含む国際協力人材として求められる適性やキャリア形成について説明を行った。また、国際協力に関心のある幅広い人材層向けに、「国際協力キャリアフェア2009」を開催し、972名の参加を得た。

こうした取組の結果、21年度の新規登録者数は、1,642名、また、21年度末現在の総登録者数は、8,359名となった。

2. 能力強化研修の適切な実施

援助人材育成ニーズの高い分野での人材確保にも資するべく、「平和構築・復興支援」、「環境社会配慮」、「法制度整備支援」等の能力強化研修を15コース21回（うち技術研修連携4コース

4回)実施し、計221名が受講した。

また、19年度から21年度の能力強化研修受講者を対象にフォローアップ調査を実施し、回答者の約8割が研修修了後に国際協力活動に携わっており、研修で得た知見やネットワークを有効に活用していることを確認した。

国際協力人材赴任前研修については、専門家等の受講者は350名、聴講者は延べ1,168名であった。また、同研修のより効果的、効率的な実施を図るため、個々のプログラムの内容を精査し、22年度からの研修内容の改善を図った。

3. 幅広い人材育成のための取組

(1) インターンの受入

機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力分野での活動を希望する大学生・大学院生を対象に、公募または大学との協定・覚書に基づくインターンの受入を行っている。

21年度は、大学院生を対象とした公募型インターンに77名の応募があり、27名を受け入れた(実習先の内訳:在外事務所16名、国内機関6名、本部5名)。終了後に実施したアンケートにおいて、本インターンシッププログラムへの参加を希望した理由として、今後のキャリアへの参考、研究活動へのフィードバック、国際協力業務における実務経験、JICA事業の理解、人脈形成を期待するものが主であり、9割以上のインターンから、目的を達成出来た、あるいは概ね達成できた、との回答を得た。

また、国内機関等が本邦大学との協定・覚書を取り交わし、学部生も対象とする協定型インターン等を73名受け入れた(実習先の内訳:在外事務所26名、国内機関47名)。

インターンの内容としては、実習等を通じた国際協力事業の理解にとどまらず、各インターンの専門分野・研究内容を踏まえて、実践的な内容となるよう工夫を行った。一例として、公共政策を専攻する大学院生がインターンに参加し、在外事務所及びプロジェクト関係者の協力の下、地域警察活動に関する調査を行ったところ、その結果は相手国関係機関からも現状を包括的に把握できる資料として高い評価を得た。

(2) 大学との連携講座の実施

国際協力を志向する人材育成のための大学との連携講座を、機構との間で協定・覚書を締結している大学を含め86大学で135件実施し、このうち73大学110件が単位認定講座であった。

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

小項目 No. 20 調査及び研究

【中期計画】

(チ) 調査及び研究（法第13条第1項第8号）

開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。

【年度計画】

- ア. 国内外の研究ネットワークとの共同研究等も含めて、日本の援助の有効性を踏まえた重点領域の研究を推進する。また、国際会議への参加やシンポジウム・セミナーの開催、ホームページの充実、ワーキングペーパーの発刊、専門誌への投稿等を通じて研究成果を発信する。
- イ. 研究人材の充実や研究プロジェクトの実施体制の整備等を推進する。

【当年度における取組】

平成21年度は、研究所の機能強化に向け、機構全体の組織・事業の方向性に対応しつつ研究及び環境整備を推進した。高度な研究方法論を有する研究者と、現場経験に基づく問題意識を有して研究に従事する実務者とが互いの強みを活かしつつ協働する体制を構築、研究人材を量質面で拡充するとともに、独自の査読制度を導入する等研究成果の質を確保するための環境整備、国際的な研究ネットワークの構築を進めた。その結果、14本のワーキングペーパー及び1本のポリシーブリーフを発刊するなど研究成果が着実に実現しつつあり、これらの研究成果を国際シンポジウム、各種学会、国際会議等の場で発信するとともに、世界銀行の「世界開発報告書2009」への研究成果の掲載や外国誌を含む専門学術雑誌への投稿も進め、対外発信の強化に努めた。

1. 新研究所の体制整備

(1) 研究人材の確保

研究所の機能強化に向け、高度な研究方法論を有する研究者(外部からの登用者)と、現場経験に基づく問題意識を有して研究に従事する実務者(内部からの登用者)とが、互いの強みを活かしつつ協働する体制の構築に取り組んだ。20年度に、期限付き常勤研究者の公募制度、非常勤や外部研究人材を活用するための制度を整備したことにより、21年度は外部からの常勤研究者及び客員研究員の充実に努めた。その結果、任期付きの常勤研究員(助手以上)は、開発ミクロ経済学、教育経済学、企業分析等の分野で8名、特定の研究分野については研究プロジェクトを主導し品質管理を担う客員研究員(大学准教授レベル以上)を6名確保した。

また、現場経験を踏まえた研究推進の観点から職員の研究員を14名確保し、特に、将来の優秀な研究員を育てる観点から、海外長期研修(修士課程)を修了した若手職員3名を研究部門に配属し、研究活動に従事させている。

その結果、21年度末時点で常勤・非常勤研究員は20年度の33名から46名に増加するとともに、質的にも拡充した。

(2) 研究環境の整備

20年度に整備した研究所内の各課・部門の各業務や実施方法、一連の研究プロジェクトの実施プロセス及び品質管理体制の改善を行った。また、実施候補案件の所内審査会を開催し、研究計画の審査を行うとともに、研究成果としてのワーキングペーパーの質の確保のため、独自の査読制度を定め、所長が指名した内外の研究者（原則、匿名）による閲読及び内部での校正を開始した。また、国際的研究ネットワーク構築の観点から、世界銀行の世界開発報告書の作成への企画段階からの参画、国際的に最も発信力の高い開発系のシンクタンクである英国海外開発研究所（ODI：Overseas Development Institute）との研究交流、国際的な研究ネットワーク「GDN」（Global Development Network）に係る日本の事務局を担当する等の取組を行った。

研究環境整備の一環として、研究プロジェクトに関連する学術図書の整備及び研究活動を通じて収集した資料の集中管理を進めた他、学術情報へのアクセス改善、図書館検索機能及びレファレンス・サービス機能を強化した。

21年度は、研究所運営の効率化の観点から、研究所管理部門の各課の業務の見直しや部署や人員の削減等、研究支援体制の合理化を図り、22年度は、研究所運営の一層の効率化を目指し、組織体制の見直し及び業務方法の合理化・軽量化を推進し、研究経費の効率化を進める予定である。

2. 調査研究および対外発信強化

(1) 研究の推進

機構全体の事業の方向性に対応しつつ、「平和と開発」、「成長と貧困削減」、「環境と開発/気候変動」、「援助戦略」の4つの研究領域において取り組むべき課題を明確化するためそれぞれの領域において研究テーマを設定した。また、各研究案件が狙いとしている課題を明らかにするため5つの重点項目（①脆弱国家、②アフリカの開発/アジアの経験、③気候変動、④援助効果、⑤アセアンの統合）を設定した。この研究テーマの下、21年度末時点で、26件について実施段階、2件について準備段階にある。また、研究成果としてのワーキングペーパーを14本発刊し、研究成果を踏まえたポリシーブリーフを1本発刊した。

22年度は、引続き、機構が開発援助の現場で直面する新たな開発課題の解決策を探るための戦略研究や、我が国のODAの成果や優れたアプローチを学術的に検証する研究を行い、これらの成果をJICA事業にフィードバックするとともに対外発信を行い、我が国が世界の開発潮流をリードしていくことに貢献することとしている。

【実施中研究プロジェクトの事例】

●アフリカにおける民族多様性と経済的不安定

本研究は、経済学、政治学、人類学などを学際的に組み合わせ、アフリカに焦点を当てて民族の多様性と経済的な不安定性の間の関連性を包括的に研究し、民族の多様性と経済成長の関係について実証的に明らかにすることを目的に実施しているものである。具体的には、例えば、

民族問題を一つの原因として19年末に深刻な紛争が発生したケニアの事例を特に深く分析している。成果としては、民族多様性と経済不安定性の関係についての包括的な理解を基に、多様性の中での経済政策とガバナンスのあり方について政策的な含意を導き出すことである。

●インドネシア農村部における成長と貧困削減の実証研究

本研究の目的は、インドネシアにおいて農家家計の長期パネルデータ（7州98村）を構築し、成長と貧困削減のダイナミクスの中で、空間、インフラ、人的資本、農業などが果たす役割をマイクロ実証の手法により特定し、政策提言を行うことであり、成果の一部は既に「世界開発報告書2009」に掲載されたほか、研究所ワーキングペーパーとしてとりまとめている。

●スリランカにおける灌漑インフラの貧困削減効果

スリランカの灌漑整備円借款事業対象地域を対象として、独自のデータ・情報（パネルデータセット）を用い、マイクロ計量経済学的手法により、灌漑インフラが対象地域の貧困削減や社会経済的構成の変化に与える影響を実証的に示す研究である。この研究プロジェクトは長期間にわたり継続されてきたものであり、これまで現地の調査協力機関である国際水管理研究所（I WMI）と共同で、12年から19年にかけて計7回にわたるパネルデータの収集を行い、これらのデータセットを活用し、インフラ整備が直接・間接的に貧困削減、所得水準の上昇に与える効果を包括的に分析している。

（2）研究発信の強化

研究所の成果を広く発信するため、研究所ホームページによる発信を中心としつつ、研究所ニュースレター（日本語及び英語）の配信（月1回）を開始し、これらの媒体上で積極的かつ適時の情報発信を行った。

研究成果物としてのワーキングペーパー及びポリシーブリーフの発刊を行い、そのホームページへの掲載を開始するとともに、国際シンポジウム等の機会に配布した。また、国際開発学会を始めとする各種学会及び世銀年次開発経済学会合（ABCDE会合）等の国際会議において研究成果を発表し、並行して、世界銀行の「世界開発報告書2009」への研究成果の掲載や外国誌を含む専門学術雑誌への投稿も進めた。

さらに、国際シンポジウムの主催等を通じた情報発信も積極的に行い、例えば、コロンビア大学のスティグリッツ教授が設立したシンクタンクであるIPD (Initiative for Policy Dialogue) と共同シンポジウムを開催したほか、国際シンポジウム/ワークショップを経済産業研究所、神戸大学とそれぞれ共催で開催した。その他の各個別研究プロジェクトにおいても、それぞれの進捗に合わせて、研究者間のワークショップ等を開催し、それらの機会を通じて対外発信の強化に努めた。

こうしたワークショップでは、研究の中間成果を報告し、研究所が実施している研究の周知につなげたほか、ワークショップを通じ得られたコメント等は、研究の実施に向けた課題等として

研究内容へ活かされている。

【研究所が開催・主催した国際シンポジウムの事例】

●「平和と発展に向けたアジアの制度構築：グローバル危機を乗り越えて」

8月28、29日、研究所にて開催。米国コーネル大学のウォルターアイザード名誉教授、恒川研究所長を含むJICA関係者、その他著名な研究者、在京大使館、民間企業、NGO関係者、援助機関等(100人以上)が参加し、現在の世界的経済危機という状況に対し、通貨・貿易・安全保障等における地域的な制度や枠組が、アジア全体の一層の平和と繁栄の促進のために、今後どのように発展すべきかについて議論され、以下の3点が課題として提示された。

- (1) アジアの経済発展のための広域インフラ整備と、国際分業の変化に対応するための人材育成
- (2) グローバル化により国境を越えて増大する犯罪や疾病・環境問題
- (3) アジア地域に残る暴力的紛争のリスク

これらの課題に関する議論を踏まえて、「アジア地域は、より効率的な地域制度を必要としている」との認識で一致し、具現化に向けたさらなる検討を行っていくこととなった。

●国際ワークショップ「Locating Islam in Southeast Asia-Southeast Asian Muslim Responses to Globalization(東南アジアにおけるイスラムの位置)」

イスラム世界の一部では、グローバル化のインパクトの下で、反世俗主義が強まる一方で、活動のトランスナショナル化が起こっており、東南アジア諸国の開発を考えるに当たっては、イスラムの新しい潮流の意味を考える必要が生じている。研究所では、東南アジアのイスラムの変容と社会的な位置を地域別・国別に明らかにし、各国の制度や公共政策に及ぼす影響について分析している。本ワークショップは、11月21日「グローバリゼーションの中のイスラム」という主題のもとで東南アジア各国のイスラム研究者等を集めシンガポールにて開催し、イスラム社会における様々な課題が提示されると同時に、各研究内容の意見交換を行い、今後より政策提言につなげられる研究としていくための方策について議論を行った。

(注) 本項目には調査は含まれない。協力準備調査については小項目「No. 4 統合効果の発揮」を参照。

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

小項目 No. 21 受託業務

【中期計画】

(リ) 受託業務（法第13条第3項）

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【年度計画】

外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。

【当年度における取組】

1. 受託の実績

南部スーダン政府及びドナーが共同で資金を拠出するマルチドナー信託基金から受託したジュバ職業訓練センター機能強化の事業を平成20年度に引続き着実に実施し、21年12月に終了した。上記案件の実績を踏まえ、受託業務の手続きに係る手引きを作成中である。

【受託業務の概要】

(1) 背景

南部スーダンでは、内戦終結後、多くの難民・国内避難民が帰還し、その多くが職を求める一方、復興事業を支える技能労働者が不足していることから、職業訓練機能の早急な回復が求められている。機構は、18年より、内戦が激化する以前に、南部スーダンにおける職業訓練の中核機関であったジュバ職業訓練センター(Juba Multi-Service Training Center)に対し、訓練実施能力の改善・強化および基礎的スキル訓練の実施に向けた訓練カリキュラムの作成や指導員の育成等、ソフト面を中心とした技術協力プロジェクト「基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト」を実施していたが、本事業は、マルチドナー信託基金からの委託を受けて、同センター全体の機能回復に向けた活動支援を既往プロジェクトと一体的に実施するもの。

(2) 実施期間 20年11月～21年12月

(3) 事業実施地 ジュバ市

(4) 受託金額 648,700米ドル（約64百万円）

(5) 受託内容及び実績

①ジュバ職業訓練センター及び労働省の能力強化

- ・職業訓練センターの運営管理の改善
- ・職業訓練（自動車修理、板金、秘書、ホテルサービス）及び起業セミナーの実施（約600

名)

- ・労働省等政府関係機関の職員に対する周辺国へのスタディツアー等の実施
- ②ジュバ職業訓練センター訓練機材等調達
- ③ジュバ職業訓練センター施設整備改修

本受託事業実施により、機構の「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」による人材育成と受託事業による職業訓練センター施設整備を一体的に行うことで、ジュバ職業訓練センターの包括的な改善につながった。また、プロジェクトにおいて実施されたスタディツアーへの労働省等政府関係機関職員の参加を通じて、関係機関のネットワーク構築に貢献した。

(参考)

20年10月の改正機構法の施行により、明示的に受託業務の規定を設けることで、国際約束に基づくものに加え、国際約束に基づかない協力についても業務を受託できることを明確化した。20年10月以前は、受託について機構法上の規定はなかったものの、通則法の一般的解釈（通則法に基づく業務方法書第25条）に基づき、業務の受託が認められていた。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No. 22 予算、収支計画、資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

（1）予算（人件費の見積を含む。）別表1

運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

（2）収支計画 別表2

保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

（3）資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。

国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。）別表1（略）

2. 収支計画 別表2（略）

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分を計画的に進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表3（略）

ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチンの移住融資債権について、債務者の状況に応じ、履行延期特約の締結を含めた適切な回収促進に努める。

イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受入に努めるとともに、「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金について、管理、運用に係る運営委員会を開催し、透明性の確保を図る。

【当年度における取組】

1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表1

損益計算書：別表2

キャッシュフロー計算書：別表3

2. 保有資産の売却等、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行の実績

保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画している資産のうち、平成21年度は、旧中部センターの土地・建物、職員住宅2戸を売却した。

自己収入のうち雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり、3,951百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻入等を除くと収入は3,798百万円、20年度比3,104百万円の増収となった。これは、上記保有資産売却による不動産売却収入の増収及び旧本部事務所の敷金の返金等によるものである。

なお、機構は、業務の実施に係る支出として短期的に必要な資金を現金・預金として保有し、運用する場合も普通預金や譲渡性預金で行っているのみで、それ以外の時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある株式・債券等の有価証券の保有等による運用は行っていない。

固定的経費については、光熱水料、通信運搬費、パソコン損料、公用車経費等を対象とし、その節減に取り組んでいる。21年度は、20年度実績比で、電気使用料の抑制により光熱水料を約82百万円、国際電話使用の抑制により通信運搬費約42百万円節減した。

予算の効率的執行については、21年度は各種旅費制度、契約方法の抜本的見直し等の効率化に取り組んだ。運営費交付金の残高は、23,976百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済で支払が翌年度になるもの又は計画済）

13,371百万円

前渡金

8,204百万円

その他不使用額

2,127百万円

たな卸し資産、前払費用、仮払金等

274百万円

うち、繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等、現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

21年度は、消費税還付1,378百万円を主たる利益要因として、1,305百万円を当期総利益として計上した。

機構は、運営費交付金債務の費用進行基準による収益化を行っていることもあり、当該利益については独立行政法人通則法第44条第3項による積立金（独立行政法人の経営努力により生じた利益として主務大臣の承認を受け、剰余金の使途に充てることができる積立金）として申請を行っていない。

3. 融資事業における債権回収等の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年12月）に基づき、開発投融資事業は14年度末をもって廃止となり、15年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規の融資承諾はない（返済期限（最終）は34年度）。

(1) 開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

21年度は繰上げ償還等があったため、33百万円増の回収実績となった。

(単位：百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	794	827	33
利息	94	94	0
合計	888	921	33

(注1) 端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

(注2) 過去の繰上償還等により、計画額を見直した。

なお、20年度の旧国際協力銀行（海外経済協力業務）との統合により、海外投融資事業の関連法人に対して開発投融資による貸付金債権を有するとの状況が1件生じているが、同貸付金^(注)について、現在、債権は回収の段階にあり、延滞は生じておらず、弁済は期日どおりに行われている（海外投融資事業の関連法人については、小項目No. 2「事務手続きの効率化」参照）。

(注) 本事案（海外投融資事業の関連法人への貸付）は、海外投融資業務により出資を実施していた旧国際協力銀行（海外経済協力業務）と、開発投融資業務により貸付を実施していた旧国際協力機構という別の組織が実施したもので、両組織の統合の結果として生じたものである。当該貸付金は、関連法人が実施する鉱業分野の事業に関連して、周辺地域の道路、橋、学校等を整備するものであり、昭和51年度から60年度にかけて融資されたものである。

(2) 移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。21年度は、天候不順による農業の不振、自然災害により、231百万円の回収実績となった。

また、ドミニカ共和国については、政府の政策に基づき、21年度についても融資債権の債務緩和特別措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）に係る債務者との協議を継続した。アルゼンチン、パラグアイ及びボリビア共和国の債務者に対しては、履行延期が適切であると考えられる債務者について、償還計画見直しの協議及び検討を進め、12債権（パラグアイ7、ボリビア5）の履行延期特約の締結に至る等債権管理に努めた。

(単位：百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	239	148	▲91
うち融資	232	136	▲96
入植地	7	12	5
利息	40	83	43
うち融資	37	72	35
入植地	3	11	8
合計	279	231	▲48

(注1) 端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

(注2) 過去の繰上償還・債務免除等により、計画額を見直した。

4. 寄附金の受入・管理・運用の実績

(1) 世界の人びとのためのJICA基金

「世界の人びとのためのJICA基金」については、21年度は12,778,309円の寄附を受け入れた(20年度実績22,169,540円)。金額は大口寄附者の減少により減少したものの、件数は352件(20年度実績322件)と増加した。20年10月に取扱いを開始した株式会社ゆうちょ銀行との連携による「ゆうちょボランティア貯金」の利子の一部について初めての受入を行った(6月及び12月の計2回、合計642,405円)。

第1四半期に、寄附金活用事業の第2回公募を行い、外部有識者を含む8月の寄附金運営委員会による選考を経て、NGO等の非営利団体(12団体)の開発途上国・地域における貧困削減や人々の生活改善・向上に直接的に貢献しうる現地での活動に対し寄附金を配分した(配分総額10,117,240円)。寄附金の受入の目的に即した使途に配分できるよう、寄附者の関心分野に係るアンケート結果を踏まえて、アフリカに対する支援に3件の配分を行った。今後もアンケート等を踏まえ、配分事業の選定基準等に寄附者の関心分野等を反映していく予定。

寄附金事業の運営の透明性を確保すべく、寄附金配分事業活動報告書等をホームページで公開した。また、NGOに対しては、NGO-JICA協議会で受入及び事業の進捗報告を行うとともに、第1回NGO-JICA協議会において、寄附金事業に係る分科会設置が決定され、6月に設置し、3回の検討を経て、第4回NGO-JICA協議会で検討結果を報告した。同報告において運営委員会へのNGO推薦の委員の参加、配分対象団体にネットワークNGOを含める形での公募方針の見直し、国内拠点と地域NGOとの連携による寄附文化醸成に資するイベント開催等が提言され、22年度以降の実現に向けて検討を開始し、22年度の運営委員会からNGO委員が参加した。

(2) 野口英世アフリカ賞基金

内閣府からの委託を受けて機構が管理・運営を行う「野口英世アフリカ賞基金」(「野口英世アフリカ賞」^(注)の副賞の原資に充てるための寄附金)について、21年度は28,240,000円の寄附を受け入れた(20年度295,748,872円)。

21年度は、内閣府より「野口英世アフリカ賞」の認知度向上のための広報活動を行うよう委

託され、広尾センター（地球ひろば）での写真展、アフリカンフェスタやグローバルフェスタ2009でのパネル展示等を行った。

別表 1

平成21年度 決算報告書
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	161,652	161,652	0	
受託収入	2,693	2,666	△27	注1
開発投融资貸付利息収入	96	94	△2	
入植地割賦利息収入	3	11	8	
移住投融资貸付金利息収入	79	72	△7	
その他収入	429	4,013	3,584	
うち寄附金収入	16	62	47	
雑収入	413	3,951	3,537	注2
無償資金協力事業資金収入	0	62,044	62,044	
施設整備資金より受入	2,770	2,771	2	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	817	190	△627	
計	168,539	233,513	64,975	
支出				
一般管理費	11,875	10,555	1,321	
うち人件費	3,559	2,879	680	注3
物件費	7,499	7,485	14	
統合準備経費	817	190	627	注4
業務経費	151,185	145,564	5,621	注5
うち国・課題別事業計画関係費	8,252	8,062	190	
技術協力プロジェクト関係費	77,809	76,223	1,586	
フォローアップ関係費	1,772	1,312	460	
無償資金協力関係費	573	367	206	
国民参加型協力関係費	23,447	21,693	1,754	
海外移住関係費	461	409	53	
災害援助等協力関係費	856	966	△110	
人材養成確保関係費	927	875	52	
事業評価関係費	549	228	321	
研究関係費	940	769	171	
事業附帯関係費	8,124	7,504	620	
事業支援関係費	27,474	27,157	317	
施設整備費	2,770	2,771	△2	
無償資金協力事業費	0	62,044	△62,044	注6
受託経費	2,693	2,360	334	注7
寄附金事業費	16	62	△47	注8
計	168,539	223,357	△54,818	

予算額と決算額の差異説明

注1 相手国政府の都合等による実施の遅れ及び精算に伴う不用額が生じたため。

注2 不動産売却収入等があったため。

注3 退職者が少なかったため。

注4 事業計画等の見直しを行ったため。

注5 相手国政府の都合や政情不安等、不安定な実施環境に伴う案件実施の遅延等があったため。

なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注6 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まるため、当初計画額をゼロとしていることによる。

注7 相手国政府の都合等による実施の遅れ及び精算に伴う不用額が生じたため。

注8 平成20年度野口英世アフリカ賞受賞者に対する賞金送金が21年度にずれ込んだため。

別表 2

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	7,322		
技術協力プロジェクト関係費	75,131		
無償資金協力関係費	367		
国民参加型協力関係費	21,279		
海外移住関係費	409		
災害援助等協力関係費	965		
人材養成確保関係費	869		
フォローアップ関係費	1,440		
事業評価関係費	237		
研究関係費	728		
事業附帯関係費	7,459		
事業支援関係費	27,003		
無償資金協力事業費	62,044		
受託経費	2,360		
寄附金事業費	62		
減価償却費	443	208,119	
一般管理費			10,126
財務費用			
支払利息	1		
外国為替差損	568	569	
雑損			9
経常費用合計			218,824
経常収益			
運営費交付金収益		152,460	
無償資金協力事業資金収入		62,044	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	2,309		
他の主体からの受託収入	50	2,360	
開発投融资収入		92	
入植地事業収入		11	
移住投融资収入		73	
寄附金収益		62	
貸倒引当金戻入		253	
資産見返運営費交付金戻入		781	
資産見返補助金等戻入		23	
財務収益			
受取利息	98	98	
雑益		2,192	
経常収益合計			220,448
経常利益			1,624
臨時損失			
固定資産除却損		499	
固定資産売却損		11	510
臨時利益			
固定資産売却益		1	1
当期純利益			1,114
前中期目標期間繰越積立金取崩額			190
当期総利益			1,305

キャッシュ・フロー計算書

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 136,161
	無償資金協力事業費支出	△ 61,590
	受託経費支出	△ 2,316
	人件費支出	△ 14,875
	その他の業務支出	△ 1,497
	運営費交付金収入	161,652
	無償資金協力事業資金収入	88,983
	受託収入	2,602
	貸付金利息収入	166
	入植地事業収入	22
	利息収入	9
	割賦元金	14
	寄附金収入	46
	その他の業務収入	1,794
	小計	38,825
	利息の受取額	115
	利息の支払額	△ 1
	業務活動によるキャッシュ・フロー	38,939
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,955
	固定資産の売却による収入	941
	貸付けによる支出	△ 40
	貸付金の回収による収入	977
	定期預金の預入による支出	△ 248,723
	定期預金の払戻による収入	239,800
	譲渡性預金の取得による支出	△ 16,400
	譲渡性預金の払戻による収入	16,400
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,001
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 98
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 98
IV	資金に係る換算差額	△ 365
V	資金増加額	29,476
VI	資金期首残高	34,468
VII	資金期末残高	63,944

4. 短期借入金の限度額

小項目 No. 23 短期借入金の限度額

【中期計画】

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【年度計画】

一般勘定 670 億円

有償資金協力勘定 1,500 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

【当年度における取組】

一般勘定については、短期借入金の実績はない。

有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、4月中に60億円の借入と返済を行った。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目 No. 24 重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画

【年度計画】

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分の準備を進める。

【当年度における取組】

1. ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物

ボリビア国農牧技術センター及びパラグアイ国農業総合試験場は、日系農民の安定のため設立され、試験研究及び営農活動を行ってきた。近年、日系移住地の営農が安定し、技術的にも移住者単独での維持管理体制が整ったと判断し、実施中のプロジェクトの終了時である平成21年度末までに、同センター及び試験場にて実施してきた事業を継続することを前提に、農牧技術センター建物及び農業総合試験場土地・建物を譲渡する方向で協議を進めてきた。

21年度は、20年6月に提出された譲渡申請書及び譲渡後の事業計画を基に具体的な維持管理計画について協議を継続しつつ、ボリビアについては、事業継続を目的に日系農協（サンファン農牧総合協同組合、コロニア沖縄農牧総合協同組合）を運営母体として設立された財団への無償譲渡、パラグアイについては、日系農業協同組合中央会への無償譲渡に係る手続きを進め、22年3月に手続きを完了した。

なお、ボリビアの建物の譲渡時の価額（残存価額）は80百万円、パラグアイの土地・建物は51百万円である。日系農協側は譲渡に伴う事業継続のための運営費、人件費等の予算を確保することは約束してきているが、運営経費以上の予算措置は困難であり、有償譲渡した場合はこれら施設の機能そのものである事業の継続、及び機構による協力成果が失われる可能性がある。そのため、事業運営及び維持管理に係る経費負担が見込まれることも含め、譲渡先の負担能力を総合的に勘案し、日本政府とも調整の上、無償譲渡とすることとした。

2. 東京国際センター八王子別館の土地・建物

東京国際センター八王子別館の土地・建物について、20年度に2度実施した入札が流札となったことを受け、売却方針を検討するに当たり、21年4～5月に不動産取引専門業者による販売可能性等に係る調査を実施した。売却の見通しが極めて厳しいとの結果となり、市況の推移を見守りつつ、入札実施等処分のタイミングを検討することとしたが、8月、9月に公表された路線価、基準地価は前年からの下落を示したことから、その後の入札は見合わせた。

22年1～3月に再度同様の調査を実施した結果、売却は可能との結論を得たため、22年度に入札を実施することとした。

3. 中部国際センター土地・建物

中部国際センターの土地・建物について、21年3月の閉鎖後、速やかに4月から不動産鑑定評価等の売却に係る準備を行い、7月に一般競争入札による売却処分を行った。

4. 職員住宅

職員住宅について、処分計画を見直し、第2期中期目標期間中に46戸を処分することとした。21年度中に職員住宅5戸の処分を行うべく、不動産取引専門業者による販売可能性等に係る調査を行い、その結果を踏まえて、土日のオープンルーム開催等を行い、一般競争入札等を実施し、2戸を売却した。22年度は、売却件数増に向け処分を促進し、今後の処分計画については、行政刷新会議にて検討される予定の、国家公務員・独立行政法人全体としての職員住宅に係る方針も踏まえつつ、見直しを行う予定。

5. 保養所

21年度中に閉鎖し、22年度中の処分に向けて、処分方針の検討に必要な情報収集を行った。

6. タイ事務所土地・建物

第2期中期目標期間中の処分に向けて、タイ側関係機関との協議、同様に隣接する跡地を売却する予定の日本大使館との情報共有・調整を行いつつ、処分方針及び具体的な手続きの検討を行った。

なお、箱根研修所については、小項目No. 1「組織運営の機動性向上」に記述のとおり、21年度末に閉鎖済みである。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

小項目 No. 25 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。

【当年度における取組】

独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

小項目 No. 26 施設・設備に関する計画

【中期計画】

(1) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。

平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,049
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備資金	7,245
計	施設整備資金	9,293

(注記) 金額（「3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成21年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	2,754
在外事務所施設整備	施設整備資金	16
計	施設整備資金	2,770

(注記) 金額（「第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

【当年度における取組】

本部、国内機関及び在外事務所の施設整備・改修については、新本部ビル移転に関連した施設・設備の整備、国内機関及び在外事務所の施設改修工事を予定どおり実施した。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
本部及び国内機関施設整備・改修	2,754	2,751
在外事務所施設設備	16	21
計	2,770	2,771

(注) 端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

なお、平成21年度補正予算（第1号）のうち、「公共施設太陽光発電等への促進費」により施設整備補助金として交付された「教育研究施設の太陽光発電設備等の整備」（3,601百万円）については、21年10月16日に執行停止が閣議決定され、21年度補正予算（第2号）の成立を受け、全額修正減少となった。

(2) 人事に関する計画

小項目 No. 27 人事に関する計画

【中期計画】

(2) 人事に関する計画

(イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数 1,664 人

中期目標期間中の人件費総額見込み（「3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）」にて記載のもの）

64,326 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【年度計画】

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 新たな組織のあり方を踏まえつつ、適材適所の人事配置を検討し実施する。
- ウ. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施するために必要な能力開発、研修の改廃、新設等を行い、新組織における人材像に見合う職員研修の体系整備を進める。

【当年度における取組】

平成21年度は、新人事制度の定着に向けて、職員の制度に対する理解度及び現状認識等について、20年度のアンケート調査結果を評価者研修等に反映するとともに、引続き同様の調査を実施し、モニタリングを行った。また、勤務成績の評価結果を引続き賞与及び昇給に反映させた。

新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの理解促進のため、「人事制度ハンドブック」を作成、配布するとともに、機構に対する内外からの高い期待に応える成果を限られたリソースで実現するため、人事制度のさらなる見直しに着手した。人事配置については、統合効果の発揮、

現場主義といった組織の活動方針を実現すべく、例えば、官房部門の職員数を減員し、アフリカ地域等の担当部署（海外拠点を含む）を中心に増員配置した。

職員の能力開発については、新組織における本格的な階層別研修を実施するとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。

1. 勤務成績の評価及び適材適所の人事配置の実施

（１）勤務成績の評価

勤務成績の評価については、20年度に改訂した新人事評価制度・基準に基づき、全職員を対象に年2回評価を実施し、その結果を賞与（6月、12月）及び昇給（7月）に反映させた。

人事評価制度の定着に向け、10月に新たに課長に昇格した管理職に対し評価者研修を実施したほか、21年度経験者採用者に対し、評価制度を含む人事制度に関する研修を行った。

また、新人事制度を含め、統合後の職員の意識、職場に対する現状認識に係るアンケート調査の結果については、20年度の結果を広く機構内に周知するとともに、評価者研修や後述する経営層ワークショップ等の研修において活用した。21年度も同様の調査を実施した結果、回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じていると回答し、新人事評価制度等の理解度は7割程度に改善されたが、新人事制度のさらなる定着に向けて、引続き職員への研修等を実施する予定。

（２）適材適所の人事配置

20年度に定めた「新JICAのビジョンを達成できる『国際協力のプロフェッショナル』」という新組織におけるモデル人材像及びキャリアパスの基本方針を基に、21年度は、モデル人材像に至るまでの人事異動・配置、研修・教育等の人事制度の理解促進のため、「人事制度ハンドブック」を作成、配布した。

それを踏まえ、人事配置については、20年度に引続き、統合効果の発揮、現場主義といった組織の活動方針を実現すべく、例えば、官房部門の職員数を減員し、アフリカ地域等の担当部署（海外拠点を含む）を中心に増員配置した。また、金融、財務、開発課題（運輸交通等）といった専門性が求められる分野の即戦力を機動的に確保するため、経験者採用を活用し、当該専門性を活かせる部署への配置を行うとともに、ライフスタイルの多様化にも応じた人事配置を行うべく、「勤務地限定制度」を導入した。

さらに、機構に対する内外からの高い期待に応える成果を限られたリソースで実現していくため、人事制度のさらなる見直しに着手した。具体的には、ODA実施機関としてのJICA固有の強み（コア・コンピタンス）の蓄積、人材の有効活用及び人件費の効率化という人事マネジメント上の課題に対応すべく、多様なキャリアのあり方とそれに応じた能力の開発に向け検討を行っている。

介護を含めた「ワークライフ・バランス」の視点から「JICA行動計画」の改定を行うべく、労使合同の検討会を立ち上げ、6回の協議を通じて改訂版を策定した（21年度の育児休業取得者数は50人）。

2. 職員の能力開発の機会の提供

21年度は、上記モデル人材像に到達するため、職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けて、職務及び研修等を通じて専門性が蓄積できるよう研修及び教育制度の見直しを行い、「人事制度ハンドブック」に反映した。

(1) 階層別研修

21年度は、新組織の本格的な階層別研修の実施に向けて、各階層の職員に求められる知識・スキルを検証し、研修計画に反映した。それを踏まえ、統合後の組織運営における部門長のあり方を議論する経営層ワークショップをはじめとして、執行職（次長クラス）研修、新任管理職研修を通じ、組織マネジメント力の強化を図った。一般職層についても、業務職（入構3年目）及び調査役（入構10年目程度）を対象に将来の管理職層として必要なマネジメントの基礎力の育成を図ることを目的とした研修を行った。また、新卒採用者及び経験者採用者について、3つの援助手法を一元的に実施するために必要な基礎知識について研修を行った。

階層別研修

11コース 受講者 248名

新人研修

2コース

(2) 専門研修

20年度から実施した本邦大学の公共財政管理プログラムへの派遣に加え、マクロ経済の基礎的な知識習得を目的とした研修を実施し、49名が参加した。さらに、事業マネジメント研修等を通じて、国際協力のプロフェッショナルとしての事業マネジメント能力の強化に努めた。この他、地域部・課題部においては、3つの援助手法を駆使して援助の質の向上を図るため、新規配属者を対象にした導入研修を実施している。

(3) 語学研修

21年度は、本部での集合研修、自己研鑽支援を組み合わせ、様々な研修ニーズに応えることにより、研修効果の向上を図り、新組織に求められる語学を含めたコミュニケーション能力の開発に努めた（語学研修全体では12コース、受講者162人）。

この他、職員の専門家、企画調査員、国際機関職員としての派遣等、実務を通じた能力開発の機会を提供した。特に、21年度は、国際機関（国連開発計画（UNDP））への出向を初めて機構内公募にて人選した。

3. 職員数及び人件費の実績

21年度末の常勤職員数は1,664人となった。

また、21年度の人件費（有償資金協力勘定を除く）は、予算額12,982,995千円に対し、支出

実績額 12,256,021 千円であった。

なお、機構においては、国と異なる手当はないものの、賞与（固定賞与、査定賞与）の支給額算定方法及び深夜の超過勤務手当の支給割合は異なる。賞与については、支給額は国と同水準であるが、機構の業務の特性を踏まえた上で、職務と成績（評価）に応じた人事・給与の制度設計を行ったところ、俸給表が国と異なる結果となったことによるものである。深夜の超過勤務手当についても、支給割合の増を通じて長時間労働を抑制する観点から労使協議の結果定めたもので、「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号）の趣旨に沿うものである。

レクリエーション経費については、国の取扱いに準ずる21年度支出実績はなく、22年度予算要求も行っていない。レクリエーション経費以外の福利厚生費の見直しについても、小項目No. 24「重要な財産の譲渡等の計画」で前述のとおり、22年度は、職員住宅について、売却件数増に向け処分を促進するとともに、保有の見直しを行い、区分所有物件のさらなる売却を検討する予定。なお、今後の処分計画については、行政刷新会議にて検討される予定の、国家公務員・独立行政法人全体としての職員住宅に係る方針も踏まえつつ検討を進めて行く。また、21年度末に箱根研修所の閉鎖等の見直しにも着手し、他法人の動向や「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日付総務省行政管理局事務連絡）を踏まえ、22年度に法人の互助組織への支出を廃止する等、見直しを行っている。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）

小項目 No. 28 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

【中期計画】

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

(イ) 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充てることとする。

(ロ) 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【年度計画】

ア. 前中期目標期間繰越積立金は、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務（有償資金協力業務を除く。）の財源に充当する。

イ. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

【当年度における取組】

前中期目標期間の最終事業年度における積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。21年度は、新本部事務所等の敷金及び内装工事費等として1,561百万円を支出した。

1. 積立金の使途

前中期目標期間の最終事業年度における積立金（7,613百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された7,123百万円について、1,520百万円は改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費（費用的支出）の財源に充当し、5,603百万円は18年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。

21年度は、承認額のうち190百万円をシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財源に充当した。残額は、22年度以降引続きシステム等統合経費及びネットワーク敷設経費の財

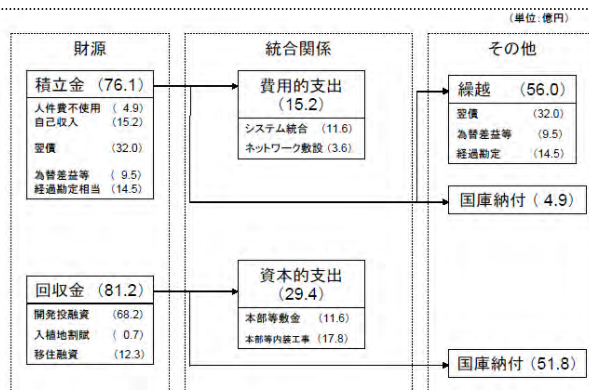
源に充当する予定。

2. 前中期目標期間中に回収した債権又は資金の使途

前中期目標期間中に回収した債権又は資金（8, 116百万円）のうち、法令等に基づき、19年6月に主務大臣より承認された2, 941百万円について、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設整備等の資本的支出の財源に充当することとしている。

21年度は、承認額のうち1, 371百万円を新本部事務所等の敷金及び内装工事費の財源に充当し、支出を完了した。

積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い



(注) 四捨五入の関係上、合計は一致しない。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

小項目 No. 29 監査の充実

【中期計画】

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

(イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

【年度計画】

(1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査について、新組織における業務及び組織の定着等を重点として監査を行う。

【当年度における取組】

会計監査人による監査、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、コンプライアンス態勢の強化に向けて、英語版も含むコンプライアンス・マニュアルの作成、関係者に対するコンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス意識の醸成を図った。さらに、内部統制の取組として、管理職を対象とした研修を実施し、今後取り組むべき重点課題等について周知した。

1. 会計監査人による監査

平成20事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本有限責任監査法人）による監査を受け、21年9月1日に外務大臣から承認を受けた。

21事業年度については、21年9月から11月まで有償資金協力勘定に係る中間監査が実施された。また、期中監査については、21年9月から22年4月までの間に、本部においては毎月実施され、国内拠点及び海外拠点については以下の機関を対象に実施された（なお21事業年度の財務諸表に係る本部期末監査は22年5月末から約1ヶ月実施）。

国内拠点：筑波、中部、横浜（22年4月実施）

海外拠点：英国、タイ、バングラデシュ、エチオピア、タンザニア、ホンジュラス、アルゼンチン

会計監査人からは、軽微な指導を除き、特段の指摘はなく、これらの指導については、いずれも速やかに是正するとともに、今後、同様の指導を受けないよう機構内で注意喚起した。

2. 内部監査

20年度の内部監査の結果については、21年3月に理事長へ報告するとともに、21年6月に報告書を本部、国内拠点及び海外拠点に配布した。また、その概要について、ホームページで

公開した。

21年度は、統合後の事務や業務が定着していく段階という認識に基づき、監事や会計監査人と調整・情報共有を行いつつ、効果的、効率的かつ迅速な事業の実施、部局間の連携、業務軽量化の状況を中心に、以下の本部、国内拠点及び海外拠点を対象に円滑な組織及び業務の定着を図るべき留意事項をとりまとめるべく監査を実施した。

監査の結果、新業務フローに基づき、業務軽量化を図りつつ事業を実施していることを確認した。監査結果は、機構全体で共有するべく、報告書を作成中。

本 部：東南アジア第一・大洋州部、アフリカ部、経済基盤開発部、地球環境部

国内拠点：東京、四国、沖縄

海外拠点：ベトナム、カンボジア、ラオス、スリランカ、セネガル、ザンビア、モザンビーク、トルコ

有償資金協力業務において、信用格付監査、資産自己査定監査、償却・引当及び開示債権監査を実施したが、特に問題は見られなかった。

また、特定テーマを対象とした監査として、情報システム監査（経理業務統合システム）、デリバティブ監査（金利スワップ取引）、環境マネジメント（ISO14001）に係る内部環境監査（本部全部局及び全国内拠点）を実施した。

内部統制の強化に向けて、監事監査、会計監査人による監査、内部監査の連携強化の観点から、会計監査人、監査室及び監事はそれぞれ相互に情報を共有の上、意見交換を実施した。

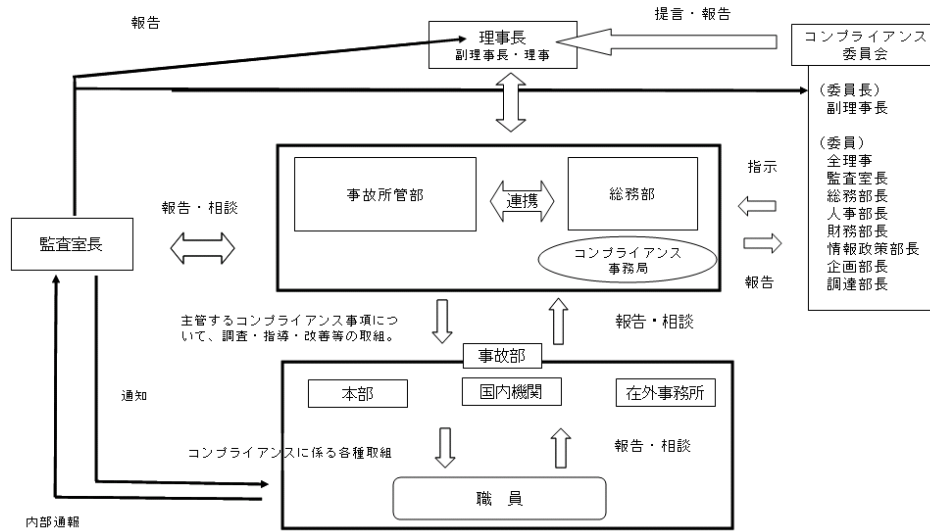
3. コンプライアンス・内部統制の取組

コンプライアンス態勢の整備・強化を図るべく、副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会にて、機構全体のコンプライアンス意識の醸成・徹底、組織的体制の定着及びコンプライアンスの実施状況のモニタリングを目的とした21年度のコンプライアンス・プログラムを承認し、それに基づく取組を行った。具体的には、コンプライアンス委員会における審議を経てコンプライアンス・マニュアルを完成させ、全役職員に配布し、海外拠点の現地職員向けに英語版を作成・配布した。各海外拠点においては、現地の法令等を踏まえた現地版のコンプライアンス・マニュアルの作成作業に着手している。

また、各役職員に対してコンプライアンス理解度調査を行い、その結果を踏まえ、役員、管理職、一般職員等の各層に対する研修を実施し、テレビ会議システムを利用して国内拠点、海外拠点にも配信した。加えて、現地職員等を対象に、海外拠点による現地研修にも着手し、機構関係者に対するコンプライアンスの理解促進・意識醸成を図った。

さらに、20年度に整備した事故報告制度等のコンプライアンス態勢に基づく事故等の事例集積、対応及び再発防止策の実施等に取り組み、コンプライアンス委員会等を通じて、経営層に対して機構のコンプライアンスの取組状況を報告した。

JICAコンプライアンス体制図



なお、内部統制については、20年10月の統合時に、ビジョン、使命、戦略を作成し、役職員に周知している。また、理事長は、理事会、コンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会等の各種委員会、その他各部局からの随時の報告を受け、副理事長・理事や部署長を通じて、組織全般に亘って指示を与え、機構の組織・業務運営に対するリーダーシップを執っている。また、従来から上述の役員を委員長とする各種委員会等において、課題の把握や計画設定等を行うとともに、重要事項については理事長にも報告し、その指示を受けつつ取り組んでいる。21年度は、内部統制強化の取組として、22年1月に各部署の管理職等を対象に内部統制研修を実施し、内部統制の概要及び今後取り組むべき重点課題として、外部からのクレーム情報等への組織的対応のための体制整備、リスクの評価と対応（リスクマップの作成等）等について周知した。また、22年5月のコンプライアンス委員会において、内部統制強化の取組を推進する方策について検討を行った。

小項目 No. 30 各年度の業績評価

【中期計画】

(ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、業務運営に反映させる。

【年度計画】

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取組】

平成21年度は、引続き内部評価体制（業績評価委員会及び外部検討委員）を活用し、20年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、21年度業務実績のモニタリング及びとりまとめを行った。

1. 評価結果の業務運営への反映

21年度は、20年度の業務実績報告のとりまとめ及び自己評価を行うとともに、評価結果については組織内で周知を図り、的確に業務運営に反映した。

業績評価の所管部署が、機構の業務実績のモニタリング（年2回）を実施した上で、総務担当理事を委員長とする「業績評価委員会」において、業績報告、自己評価等について審議を行い、理事会に報告した。また、自己評価の客観性の担保と質の向上を図るため、有識者を外部検討委員として委嘱し、20年度の業績報告、21年度の業績監理等についてその意見を反映するとともに、第2期中期計画に定める国内拠点の利用状況等に係る第三者による検証を行った。外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の20年度の評価結果については、機構内で周知を図るとともに、関係部局とその対応を検討し、的確に業務運営に反映させた。また、21年度業務実績のモニタリング及びとりまとめを行った。

2. 部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部局の業務運営及び人事評価と連動させるため、「部署別年間業務計画」を引続き作成し、本部・国内拠点・海外拠点の計画を担当理事が確認し、本部分については理事会に報告した。また、年2回の人事評価において、部署別年間業務計画の達成状況を基に、部門長の評価が行われた。

関係部局と調整し、第2期中期計画の達成に向けて組織横断的に取り組む課題について、部署別年間業務計画に的確に反映させるよう指示を行った。

3. 機構内部への周知

業績評価制度や評価結果に関する職員の理解・認識向上を図るため、21年10月に「業績評

価セミナー」を開催し、238人が参加した（本部向け2回、国内拠点向け1回、海外拠点向け4回の計7回）。国内拠点及び海外拠点については、テレビ会議システムを利用して実施するとともに、出席できなかった職員向けにセミナーの様相を収録したDVDを配布した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られた。

また、業績評価に関連する資料及び情報を掲載するグループウェア上の業績評価データベースを随時更新し、関係者の理解促進と評価結果の活用を図った。

〈資料編〉

1. 独立行政法人国際協力機構の概要

(1) 業務内容

(ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第3条）

(イ) 業務の範囲

1 機構は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
- ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
- ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
- ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

(2) 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

- イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。
- ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

- (3) 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。
- イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。
 - ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。
- (4) 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第4条第2項第3号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
- イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
 - (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
 - (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
 - (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
 - ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- (5) 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
- (6) 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

(7) 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

(8) 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

(9) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること

(2) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

3 機構は、前2項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前2項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

(独立行政法人国際協力機構法 第13条)

(2) 事務所の所在地

〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25

電話番号：(03) 5226-6660 から 6663 (代表)

(3) 資本金の額

7兆6014億8900万円

(平成22年3月31日現在)

(4) 役員の状況

平成22年3月31日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15. 10. 1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	大島 賢三	H19. 10. 1	国連日本政府代表部大使
3	理事	橋本 栄治	H19. 10. 1	国際協力機構理事長室長
4	理事	新井 泉	H20. 10. 1	国際協力銀行理事
5	理事	恒川 恵市	H20. 10. 1	政策研究大学院大学教授
6	理事	黒田 篤郎	H21. 8. 1	経済産業省通商政策局通商交渉官
7	理事	高島 泉	H21. 8. 1	独立行政法人水産総合研究センター理事
8	理事	佐々木 弘世	H22. 1. 1	国際協力機構人事部長
9	理事	粗 信仁	H22. 2. 25	在シドニー総領事
10	理事	小寺 清	H22. 4. 1	世界銀行・IMF合同開発委員会事務局長
11	監事	金丸 守正	H19. 10. 1	国際協力機構人事部長
12	監事	中澤 健	H20. 10. 1	財務省近畿財務局金融安定監理官
13	監事	松尾 庄一	H21. 8. 25	警察庁近畿管区警察局長

(5) 職員の状況

常勤職員数：1,664人（平成22年3月31日現在）

(6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

(7) 主務大臣

外務大臣、財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

(8) 沿革

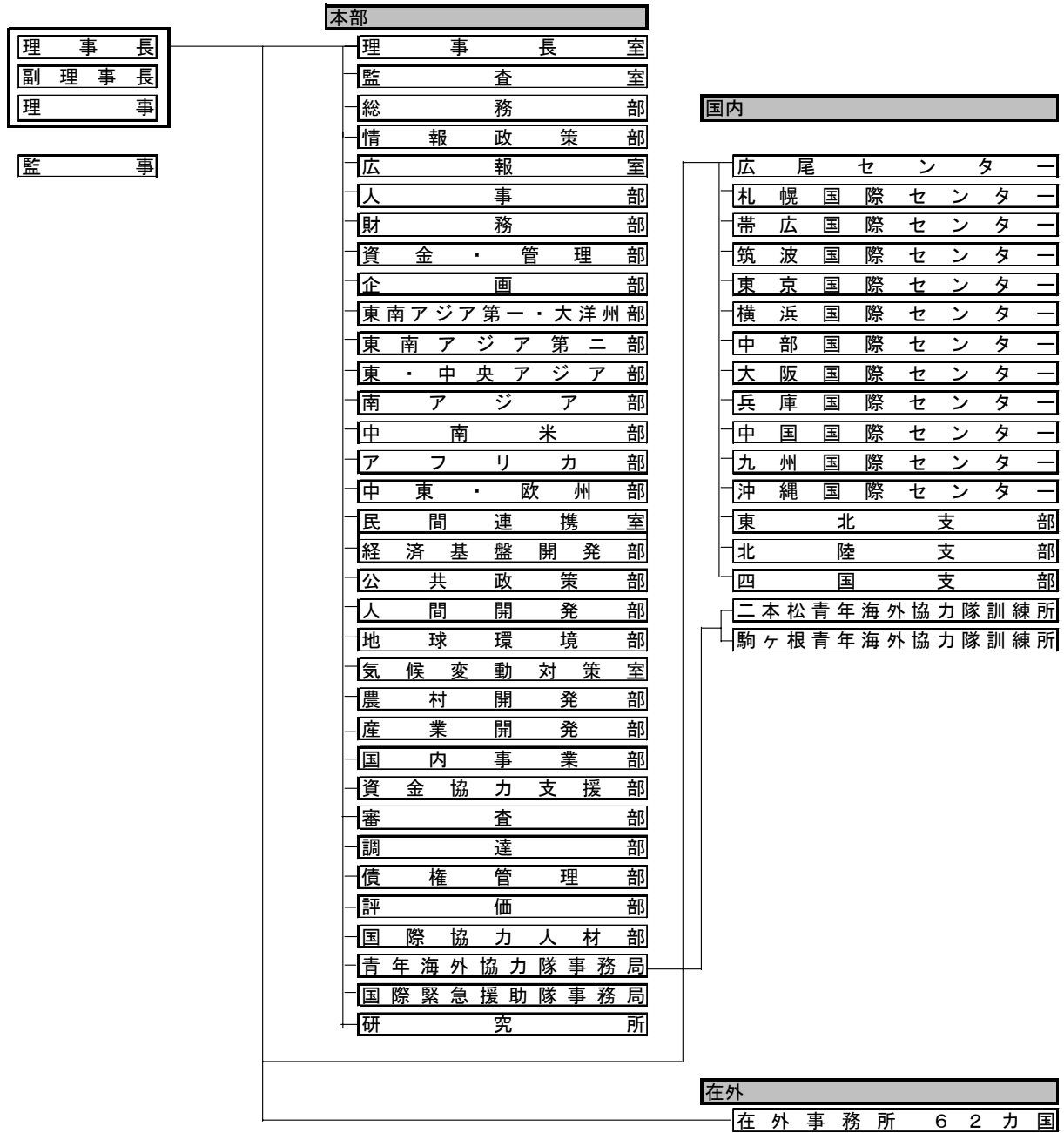
- | | |
|----------|--|
| 1961年 | 海外経済協力基金（OECF）が設立（日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継、設立） |
| 1962年 | 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。 |
| 1963年 | 海外移住事業団が設立され、移住者の送出国と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。 |
| 1965年 | 円借款に係る業務を開始した。 |
| 1974年 | 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融资、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。 |
| 1978年 | 業務内容に無償資金協力の実施促進業務が追加された。 |
| 1984年 | 業務内容に青年招へい事業（現青年研修事業）が追加された。 |
| 1987年 | 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。 |
| 1988年 | 業務内容に援助効率促進事業が追加された。 |
| 1990年 | 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。 |
| 1999年 | 海外経済協力基金と日本輸出入銀行が統合され、国際協力銀行（JBIC）が発足した。 |
| 2001年 | 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出国業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。 |
| 2003年10月 | 独立行政法人国際協力機構が発足した。 |
| 2008年10月 | 改正国際協力機構法の施行により、国際協力銀行（海外経済協力業務）と統合し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する |

総合的な援助実施機関となった(業務内容に無償資金協力実施監理業務、調査・研究業務が追加された)。

(9) 組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図（平成22年3月）



独立行政法人国際協力機構 組織図（在外の体制）（平成22年3月）

事務所（62カ国）

アジア地域 20

インドネシア	事務所
マレーシア	事務所
フィリピン	事務所
タイ	事務所
ミャンマー	事務所
ベトナム	事務所
ラオス	事務所
カンボジア	事務所
中華人民共和国	事務所
モンゴル	事務所
キルギス	事務所
ウズベキスタン	事務所
バングラデシュ	事務所
インド	事務所
ブータン	事務所
ネパール	事務所
パキスタン	事務所
スリランカ	事務所
東ティモール	事務所
アフガニスタン	事務所

大洋州地域 2

フィジー	事務所
パプアニューギニア	事務所

北米・中南米地域 12

アメリカ合衆国	事務所
ドミニカ共和国	事務所
エルサルバドル	事務所
グアテマラ	事務所
ニカラグア	事務所
ホンジュラス	事務所
メキシコ	事務所
アルゼンチン	事務所
ボリビア	事務所
ブラジル	事務所
パラグアイ	事務所
ペルー	事務所

中東地域 8

イラン	事務所
ヨルダン	事務所
サウジアラビア	事務所
シリア	事務所
パレスチナ	事務所
エジプト	事務所
モロッコ	事務所
チュニジア	事務所

アフリカ地域 16

エチオピア	事務所
ガーナ	事務所
ケニア	事務所
マラウイ	事務所
ナイジェリア	事務所
南アフリカ共和国	事務所
タンザニア	事務所
ウガンダ	事務所
ザンビア	事務所
ブルキナファソ	事務所
マダガスカル	事務所
モザンビーク	事務所
ニジェール	事務所
セネガル	事務所
コンゴ民主共和国	事務所
スーダン	事務所

欧州地域 4

バルカン	事務所
トルコ	事務所
フランス	事務所
英国	事務所

